

厚木市業務継続計画  
地震災害対策編

令和4年6月  
厚木市



# 目次

- I 業務継続計画に対する基本方針
  - 1. 業務継続計画の位置付け
    - 1.1 業務継続計画の目的効果
  - 2. 感染症対策の業務継続計画との比較
  - 3. 業務継続計画策定のための調査の実施
    - 3.1 職員参集調査
    - 3.2 施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査
    - 3.3 説明会の実施
- II 被害想定・状況想定
  - 1. 厚木市の震災被害想定
- III 非常時優先業務の発動
  - 1. 配備と災害レベル
    - 1.1 基本的な考え方
    - 1.2 災害レベルについての補足
  - 2. 震災における対応フェーズ
    - 2.1 各フェーズの概要
    - 2.2 レベル別・フェーズ別の対応概要
  - 3. 各課共通の災害時行動（首都直下地震）
    - 3.1 職員の参集
    - 3.2 所属別の職員参集予測（各課調査結果）
    - 3.3 拠点別参集予測
    - 3.4 対応職員の配置（各課共通）
    - 3.5 発災期・初動期の特定業務に対する職員の集中的な配置
- IV 組織別の非常時優先業務（災害レベル：震度6）
- V 通常業務の洗出しと優先度ランク等の判断結果



## I 業務継続計画に対する基本方針

### 1. 業務継続計画の位置付け

本計画は、厚木市地域防災計画との整合を図るものであるが（図-1 参照）、表-1 のような整備目的の違いがある。

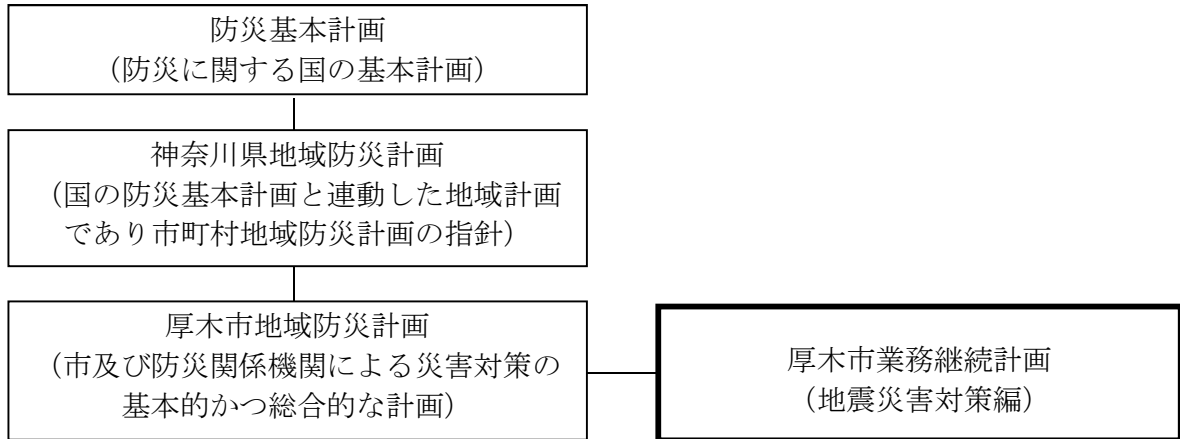


図-1 業務継続計画の位置付け

表-1 地域防災計画と業務継続計画の整備目的

	地域防災計画	業務継続計画
主体	市及び次の防災関係機関 神奈川県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	市
目的	災害対策基本法第42条に基づき、市及び防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等、一連の災害対策により市民の生命と財産を災害から守るための計画を作成する。	市民の生命と財産を災害から守り、市民の生活維持に必要な不可欠な行政サービスを早期に再開すること。
対象業務	—	優先すべき通常業務
	災害予防業務	—
	災害応急対策業務	災害応急対策業務
	災害復旧・復興業務	優先すべき災害復旧・復興業務

地震等の自然災害、感染症、大規模事故やテロ等の「危機的事象」が発生した場合の市の対応は、図-2 のとおり、次の業務に分類される。

- ①通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの
- ②地域防災計画による応急対策業務

- ③地域防災計画による災害復旧・復興業務のうち、早期実施の優先度が高いもの
- ④地域防災計画に記載のない発災後の他の新たな業務のうち、早期実施の優先度が高いもの。この業務には、発災時の負傷した来庁者や職員に対する手当で、庁舎に建物被害が生じて使用不能となった場合の代替施設の確保、災害対応にあたる職員の仮泊場所の確保等が考えられる。

図-2の②～④は災害発生時にのみ生じる業務であり「応急業務」と総称され、同じく①～④は災害時に優先して実行すべき「非常時優先業務」と総称される。地域防災計画は、災害に備えた予防計画、発災後の応急対策、復旧・復興対策の集成であり、業務継続計画は、通常業務が維持できない事態になった状況からの迅速な復旧（感染症の場合は再開）に必要な業務の優先判断、資源（人的、物的）の配置等、組織的な対処手順を明確にしたものである。

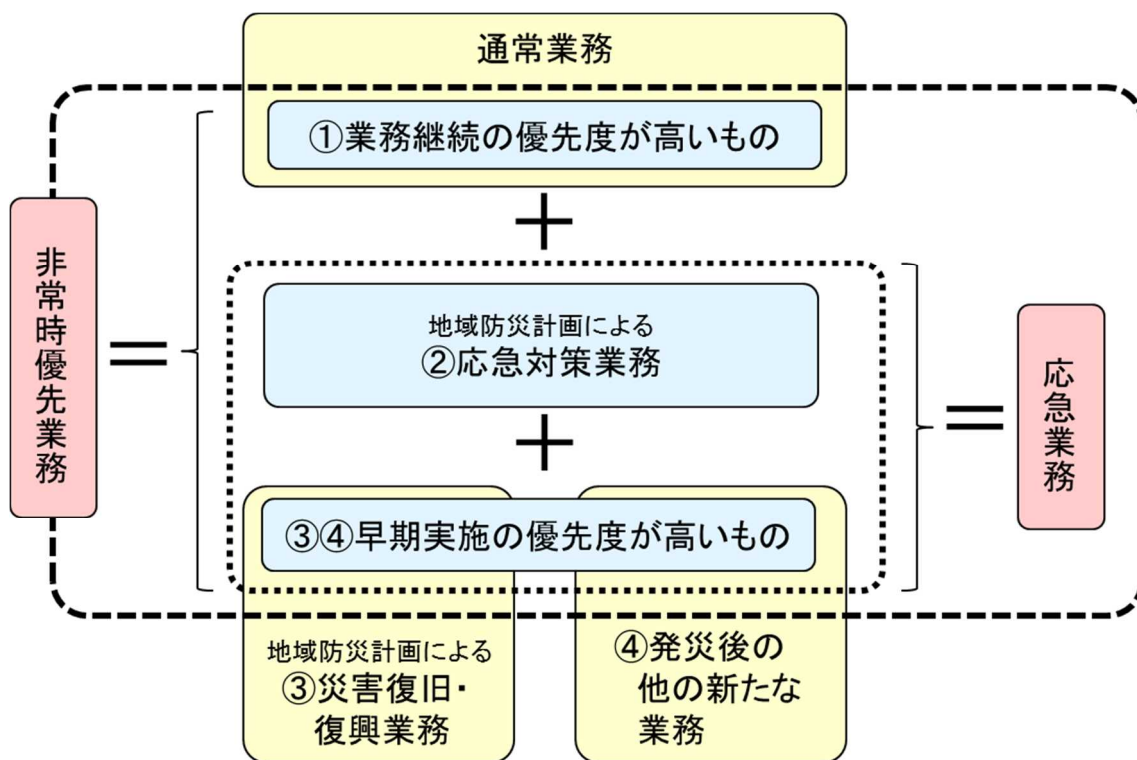


図-2 非常時優先業務のイメージ

### 1.1 業務継続計画の目的効果

震災・風水害等の対策における業務継続計画とは、人的資源、物的資源、情報、ライフライン等、災害時に利用できる資源に制約が発生した状況下で、非常時優先業務への対処に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、明確化について、必要な措置を講じることにより、大規模な災害が発生しても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。業務継続計画を策定し、事前の対策を講じることによって、優先通常業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行うことが可能となる（図-3）。

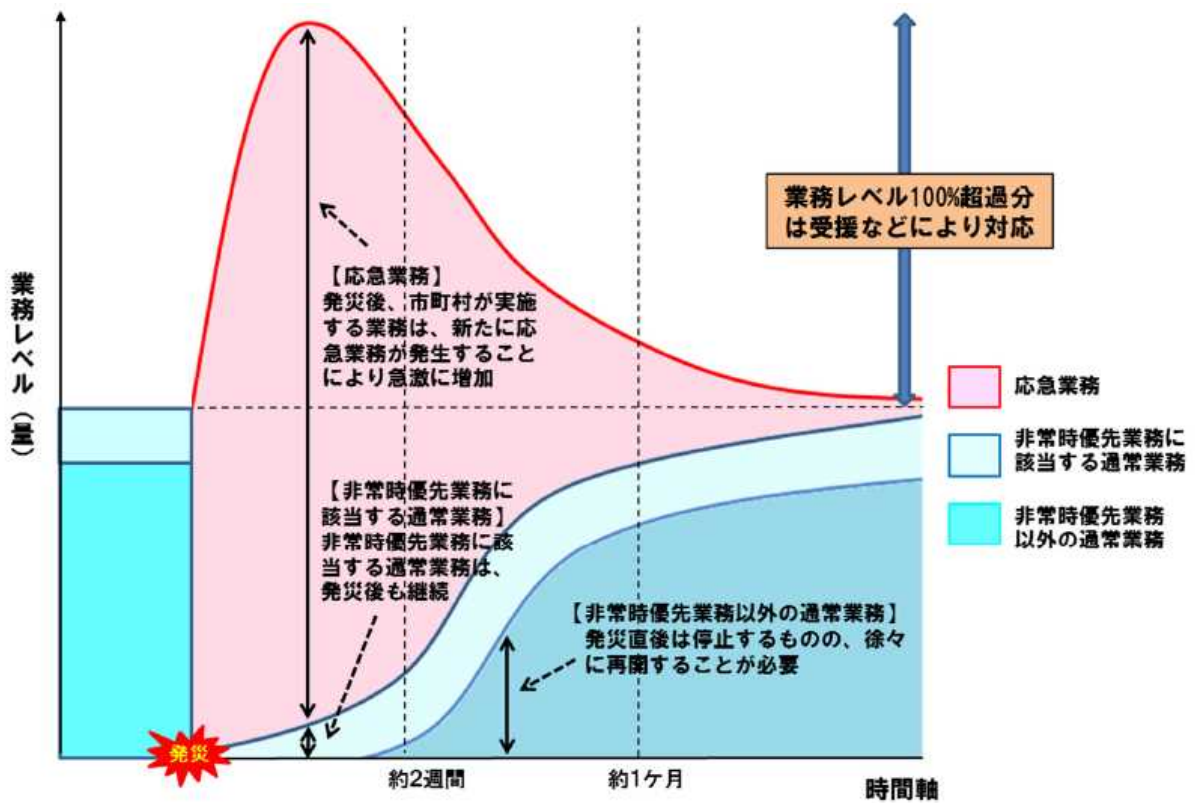


図-3 発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入前）

図-3は概念的ではあるが、震災等の突発的な災害が発生した直後、一時的に全職員が災害応急業務に対応し、発災期～初動期（発災後72時間経過まで）にその当該業務量が急激に増加する中、一部職員によって、非常時優先業務のみが再開されるイメージを現している。初動期を過ぎ、応急対策業務の業務量がピークに達した後は減少に転じて優先通常業務の割合が増し、展開期（発災後72時間～2週間）を過ぎて、復旧期に入る頃から、優先通常業務以外の通常業務についても、徐々に再開されていく。

## 2. 感染症対策の業務継続計画との比較

危険の進行が可視的で、発災までに準備時間（リードタイム）のある風水害や、リードタイムのない突発性災害である震災等では、人的資源や社会インフラが被害を受け、通常業務を休止せざるを得ない状況になった状態から業務の再開に向けた対策を講じることになるが、感染症対策の場合は社会インフラが正常な状況で、人の接触を避けるために通常業務を人為的に休止していく優先判断が必要で、全く異なる対応を要する（表－2 参照）。

表－2 震災対策と感染症対策の比較

No.	比較項目	震災・風水害等対策	新型インフルエンザ等感染症対策
1	活動の範囲	地域内で発生する事案に対して、地域内で対応することが基本	健康危機は現実的には地域外で発生し、不可視に進行するものと考えられる。従って、地域外からの情報収集は重要
2	被害の拡大・終息	発災直後に最大の被害を受けて、被災箇所を中心にして復旧・復興が進む	感染経路の途絶と発症例の封じ込めというエリアの対応
3	状況把握	特に発災期・初動期において、現地情報の不足・混乱が生じ、対策の判断を誤る要因になる。	健康危機事態の進行に関わる情報が、逐次全庁的に把握できる。本部の情報リテラシーが問われる。
4	組織の活動	特に発災期・初動期においては現地対応が中心。現地で対応し切れない状況下で、本部及び全庁的な資源投入が行われる。本部機能はその調整に当たる。	本部が中心。人の接触を避けることが対応原則である感染症対策にあつては、現地拠点は医療施設を除いて縮小・一時閉鎖の対象であり、本部による資源配置が重要
5	受援活動	地域外からの支援要員が大きな役割を果たす。	人の移動の抑制が原則であり、支援要員は地域内に限られる。



### 3. 業務継続計画策定のための調査の実施

業務継続計画を策定するにあたり、継続・再開が優先される通常業務の洗い出しに加え、「業務継続上、制約を受けると支障がある事項」という視点から、表-3を主な調査項目として、全ての部・課に対して人的・物的な資源に関する次の実態調査を実施した。

表-3 業務継続上、制約を受けると支障がある事項と理由・考え方

No.	項目	理由・考え方
1	職員	<p>①状況に応じた非常時優先業務判断と職員再配置を行う管理職の損耗は、業務に対する着手の遅延につながる。</p> <p>②優先通常業務の担当職員の損耗は、マンパワーの減損のみでなく、外部支援要員の受入れ調整への対応不足を招く。</p> <p>③支援要員に要請できない地域性・専門性の高い業務に従事している職員の損耗は、当該業務及び関連業務の再開遅延につながる。</p>
2	庁舎	<p>①本庁舎の損壊及び使用不能状態は、情報収集・発信の拠点の機能麻痺を招き、本部の資源配置等の調整機能が低下する。</p> <p>②同上、本部・各部連携機能を担う連絡調整担当(リエゾン)の集結・情報交換のスペース不足を招き、局区間の資源調整や、外部防災関係機関との情報共有の効率が低下する。</p> <p>③地域拠点(区役所、事務所等)の損壊及び使用不能状態は、情報・物資の集積・中継拠点の不足につながり、応急対策業務への対応の遅延・低減につながる。</p>
3	委託事業者	<p>①通常業務の補助及び市有施設の運営を委託している、事業者・管理者の被災による履行能力の低減は、優先通常業務の休止や業務方法の変更につながり、他業務へも影響する。</p>
4	事務機器・設備	<p>①事務機器・設備の破損や電源断による使用不能状態は、通常業務の継続再開の方法を変更する要因となり、効率の低減につながる。</p> <p>②コピー機の使用不能状態は、紙媒体による情報伝達・周知の低減となる。</p>
5	上下水道	<p>①断水の状態はトイレや空調の使用不能につながり、庁舎の用途を物資集積場所等に限定せざるを得ない等の影響を与える。</p> <p>②トイレや空調の使用不能状態は衛生管理面での劣化を招き、業務再開の遅延の原因となる。</p>
6	電気	<p>①情報機器、通信機器、ネットワークの使用不能や途絶につながり、本部の情報収集機能が低減する。</p> <p>②庁舎の給排水装置の停止により、断水状態となる。</p>
7	情報機器	<p>①事務処理系業務では、情報機器(パソコン)による必要資料の検索が不能となり、業務災害時の効率低減につながる。</p> <p>②本部会議等に必要な資料の編集作業の効率が低減する。</p>
8	通信機器・ネットワーク	<p>①市内への災害広報等の手段が途絶し、窓口業務の停止や代替手段、再開見込みの周知方法が制限される。</p> <p>②外部機関との連絡手段が制限され、必要な要請事項の発信が遅延する。</p> <p>③外部機関からの支援の申し入れ等の手段が制限され、受援体制の準備が遅延する。</p>

### 3.1 職員参集調査

休日・夜間に発災したことを想定して、鉄道等公共交通機関の途絶と道路の通行支障が生じている状況を考慮した参集職員の時系列別予測を行った。

### 3.2 施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査

次の項目について、各課に対して所管する施設を対象に実施した。

#### ①構造・耐震性等

建物構造、耐震性能、建物損壊・浸水時の代替施設

#### ②庁舎の状況

現在の施設損壊状態、情報交換スペースの状況等

#### ③電気

平常時の消費電力予測総量、非常電源の有無及び供給可能総量、非常電源対応、非常用電源向け燃料備蓄、備蓄先と形態、運搬方法

#### ④燃料

暖房用（冬季）燃料備蓄、備蓄先と形態、運搬方法

#### ⑤ガス

プロパンガスが使用可能かの可否、無補給時の使用可能日数

#### ⑥上水道

平常時の使用水量、配水管破管による断水→復旧見込、平時貯水場所、平時給水方法、備蓄水量、搬送方法

#### ⑦浄化槽

#### ⑧情報機器

#### ⑨無線機

同報系防災行政無線、MCA 無線

#### ⑩携帯電話

衛星携帯電話（業務用）、携帯電話（業務用）

#### ⑪固定電話

#### ⑫庁内イントラネット接続機器

#### ⑬インターネット接続機器

#### ⑭事務機器・設備

#### ⑮車両

車種別保有台数、災害時協定、想定被害

#### ⑯食料等

災害対策業務従事職員の人数集計、飲料水の必要総量及び備蓄、食糧等の必要総量及び備蓄

職員用緊急物資の集積場所、集積場所からの配送方法、搬送可能量

#### ⑰委託事業者

#### ⑱臨時職員

### 3.3 説明会の実施

「職員参集調査」及び「施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査」を行うにあたり、全課が参加する説明会を実施した。

#### (1) 業務継続計画策定の目的等

各課に対する調査要請の前に、業務継続計画の意味、背景、策定目的等の一般的な事項を説明した。

#### (2) 優先通常業務の調査方法の説明

通常業務の洗出しから検討課題、業務再開時の留意点等の抽出を、EXCELの調査票によって行った。調査票の項目は表-4のとおり。

表-4 優先通常業務調査に関する説明事項

No	主な項目	説明事項
1	業務継続計画の概要	①非常時優先業務の構成等、業務継続計画の基本的な事項の説明 ②業務継続計画を整備する目的 ③業務再開に向けた時系列な目標設定を検討するための目安となる「対応モード」に関する考え方と各フェーズの特徴 ・発災期(発災直後～3時間) ・初動期(発災後3時間～72時間) ・展開期(発災後72時間経過～2週間) ・復旧期(発災後2週間～1カ月) ・復興期(発災1カ月以降)
2	事務分掌に基づく事業事務の洗出し	①厚木市例規集から抽出した各課の事務分掌に対する「事業・事務」の洗出し方 ・事務分掌に該当する事業・事務を係の単位に洗出す。 ・事務分掌は課単位の設定なので調査票には課に属する全係に同じ事務分掌を記載。無関係な事務分掌を削除してから、事業・事務を設定する。 ②優先通常業務の実践にあたっての課題
3	予影響度	①当該事業が中断・縮小されることで、市民や関係者(省庁、都、委託業者等)に不利益等の影響を与える大きさ 高:影響を与える可能性が高い 中:影響を与える可能性があるが、範囲や規模は限定的 低:影響を与える可能性がほとんどない
4	被影響度	①当該事業の再開・継続が、委託事業者等の関係者の業務継続可否に左右される影響の大きさ 高:関係者の業務継続が不可欠である 中:関係者を代替できる事業者等がある 低:関係者の影響はほとんど受けない

No	主な項目	説明事項
5	感染症危険度*	高: 感染リスクが高い(例: 患者(疑い)と接する職員など) 中: 感染リスクがある(例: 不特定多数と接する窓口業務職員など) 低: 感染リスクは低い(例: 職場内での事務処理など)
6	優先業務のランク設定基準 (震災等突発災害)	A: 継続業務: 早期再開を要する業務であり、被影響度が小さく、原則としては規模縮小や業務方法の変更をしないで継続する業務 B: 縮小業務: 早期再開を要する業務だが、被影響度等が大きく、市単独の再開に限界があり、規模縮小や業務方法の変更によって対応せざるを得ない業務 C: 休止業務: 災害復旧に一定のメドが立つまで、休止・閉鎖せざるを得ない業務・施設管理 D: 判断が困難な事務や事業 ※休止業務の再開時期(震災の場合の目安)は、展開期(発災後72時間~2週間)の間
7	優先業務のランク設定基準 (新型インフルエンザ等感染症)*	A: 市民の身体・生命・財産を直接支える業務及びそのために必要な関連業務で絶対継続することが必要な業務。(例: 戸籍・医療保険等の窓口業務、消防・救急・ごみ収集等の生活密着業務、市の意思決定に関する業務など) B: ある程度、縮小が可能な事業・業務。 C: 約2週間停止しても、特段支障がない事業・業務。 D: 判断が困難な事業・業務。 ※職員の欠勤率40%、期間は、最盛期(約2週間)を想定。
8	業務継続の判断基準	①継続業務 ・市民の生命と財産を守るための業務(例: 介護支援) ・市民生活の維持に係る業務(例: 戸籍住基事務、生活保護事務、ごみ収集) ・休止すると重大な法令違反となる業務(例: 選挙事務、法定検査) ②縮小業務 ・電話や郵送で代行できる業務(例: 相談業務、窓口業務) ・委託事業者や非正規職員の占める割合が多い業務 ③休止業務 ・多数の人が集まる文化施設や業務(震災等の場合は物資集積のスペース確保等、感染症の場合は感染リスクの低減が理由) ・休止することに対して市民からの理解を得やすい業務(例: 催事やイベント、保養施設運営)
9	業務形態の条件	①範囲(業務の利用者や関係者の対象範囲) 全市、部課内、市外 ②時期 定常(通年)、定常(期間)、イベント、スポット ※イベント: 土木施設の破損箇所修繕など、不定期・緊急に発生する業務 ※スポット: 事前に実施時期が決まっている催事等 ③主体・共同(事業実施主体と協力・共同者、被影響度を確認するためのチェック項目) 自部課、他部課、委託先、公的機関、民間事業者、民間団体

No	主な項目	説明事項
		④形態(業務分類及び形態、与影響度を判断するためのチェック項目) 行政運営、公益事業、施設運用、監査・許可、主催・支援、 開発・制作、保守・維持、調査 ⑤場所(職員の執務場所、感染症感染危険度を判断するための項目) 窓口、執務室、外部屋内、外部屋外
10	必要な資源(人材、体制、設備)	①必須システム システム名、システム停止時の代替処置 ②業務継続に必要な人数 市職員(必要計、管理、一般、非常勤等)、委託先、その他 ③課外要員による代行可否 市職員、他都市職員、ボランティア
11	業務再開にあたっての留意事項等	①事業形態の変更による継続 通常の職員構成・形態での業務再開・継続ができない場合、形態を変更して実施することの可否とその方法 ②業務継続条件 中断・縮小した業務の再開・継続に、最低限必要な条件。人、経費(考え方)、場所・施設、物資 ③中断した業務の復旧・復興に要する負担 (震災等、感染症共通)中断・縮小した業務を再開・継続する時期に生じる、通常業務では発生しない業務や関係者との調整等 ④業務の中断及び継続に要する手続き (主に感染症)通常業務を中断・縮小する際に新たに発生する業務や関係者との調整等。感染症の場合は「中断予告」を含む

補足)※：通常業務の優先判断は、震災等突発災害とは現象の違う新型インフルエンザ等感染症対策も合わせて実施した。※は、感染症対策に関する調査事項。

### (3) 職員参集予測調査の説明

休日・夜間に発災した場合の職員参集予測について、部・課・係別に、次の項目から構成される調査票によって、時系列別に調査した。

①参集先別職員総数

②参集予測人数(時系列別、発災後からの経過時間)

3時間まで、3～6時間、6～12時間、12～24時間、24～48時間、48～72時間、72時以降

※時系列別の職員参集予測の参考情報として、他機関の想定条件や阪神・淡路大震災での事例（概数）を説明した。

【都・国の参集不能率】

機関	～3 時間	～24 時間	～72 時間	1 週間以上
東京都	20%:発災直後の負傷や混乱(交通機関の途絶等)		10%:発災直後の混乱等(交通機関復旧進む)	2%:本人の死亡・重傷等(1週間)
国土交通省	10%:本人の死傷及び家族の死傷等 30%:救出・救助活動に従事			10%:同左(30日)

【阪神・淡路大震災時の参集状況】

市	18 時間後	42 時間後	66 時間後	90 時間後	210 時間後
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

## II 被害想定・状況想定

### 1. 厚木市の震災被害想定

本市では、厚木市に大きな被害をもたらす可能性がある地震について、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づく被害想定調査を平成30年度に実施しました。(表-5 参照)。

表-5 厚木市への影響が大きい地震

No.	想定地震名	モーメント マグニチュード (M)	30年以 内の発 生確率	地震のタイプ
1	都心南部直下地震	7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。国が防災対策の主眼をおく地震。
2	東海地震	8.0	70%	駿河トラフを震源域とする地震。厚木市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されている。
3	南海トラフ巨大地震	9.0	—	南海トラフを震源域とする地震。厚木市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
4	大正型関東地震	8.2	0~5%	相模トラフを震源域とする地震。国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。

※厚木市地震被害想定調査結果から引用。

※トラフ：細長い海底盆地で、深さが6,000mより浅いもの(舟状海盆)。深さ6,000mを超えるものは海溝という。

また、発生確率は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応として神奈川県が想定した地震には表-6がある(参考情報)。

表-6 発生確率は低いが発災時の被害が甚大な想定地震

想定地震	説明
元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とし、1703年の元禄関東地震を再現したモーメントマグニチュード 8.5 の地震。これまで現実に発生した最大クラスの地震
相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード 8.7 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震

※厚木市地域防災計画から引用。

表-5に記載した、「都心南部直下地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」の、人的・物的な被害想定データ（抜粋）は表-7のとおり。

なお、本計画では「災害レベル」という考え方を取り入れ、「震度6レベル」と「震度5レベル」に2分類し、発災時の被害程度によって初動期対応が異なることを表現している（IV 1 1.1 参照）。県の想定地震との対応関係は次のとおり。

震度6レベル 都心南部直下地震

震度5レベル 東海地震



表－7 厚木市被害想定結果一覧（抜粋）

種別	被害項目	被害単位	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
建物	揺れによる 建物被害	全壊数（棟）	1,054	0	0	8,085
		半壊数（棟）	6,041	22	39	12,329
	液状化による 建物被害	全壊数（棟）	23	13	14	82
		半壊数（棟）	38	21	23	138
	斜面崩壊による 建物被害	全壊数（棟）	29	2	2	49
		半壊数（棟）	67	5	6	115
	被害合計	全壊数（棟）	1,105	15	16	8,217
		半壊数（棟）	6,146	49	68	12,582
火災	出火	出火件数（件） （冬18時）	9	1	1	47
	延焼	焼失棟数（棟） （冬18時）	325	0	0	3,247
人的被害	死者	死者数（人） （冬18時）	72	1	1	548
	重症者	重症者数（人） （冬18時）	33	1	1	207
	中等症者	中等症者数（人） （冬18時）	483	10	13	1,722
	軽症者	軽症者数（人） （冬18時）	899	15	20	2,386
ライフライン	上水道	断水人口（人） （直後）	23,327	35	49	113,688
	下水道	機能支障人口（人） （直後）	6,375	1,555	1,999	13,897
	電力	停電軒数（軒）	5,134	1	1	6,814
	通信	不通件数（件）	75,793	0	0	78,798
	ガス（都市ガス）	供給停止件数（件）	19,698	0	0	33,339
交通	鉄道	不通路線（路線数） （1日後）	1	0	0	1
生活支障等	避難者	避難者数（人） （1日後）	18,573	56	89	80,093
		避難者数（人） （1ヶ月後）	16,209	29	49	77,482
	災害廃棄物	がれき発生量（トン）	38万	733	1,286	205万
	自力脱出困難者	（人）（冬18時）	58	0	0	1,287
	エレベータ停止	停止台数（基） （冬18時）	80	9	9	82
	帰宅困難者（直後）	（人）	25,989	0	0	25,989
	経済被害	直接経済被害額 （億円）（冬18時）	1,202	15	18	5,222

※厚木市地震被害想定調査結果から引用。

※概ね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

厚木の災害対応に関わる情報として、表－6の想定地震を含む神奈川県全域の被害想定を表－8に示す。

表－8 神奈川県被害想定結果一覧（抜粋）

（冬18時）

項目		想定地震		都心南部直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	
モーメントマグニチュード				7.3	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	
被害想定結果	人的被害※1	死者数	（人）	2,990	10	30	19,020	19,020	28,330	
		津波	（人）	－	810	1,710	12,530	81,330	113,910	
		負傷者数	（人）	62,740	1,450	2,220	188,030	188,030	249,330	
		うち重傷者数	（人）	2,810	50	70	11,630	11,630	16,540	
	建物被害※2	全壊棟数	（棟）	64,500	3,620	7,360	393,640	411,280	549,040	
		半壊棟数	（棟）	221,250	14,450	20,110	410,160	450,720	443,060	
	火災被害	出火件数	（棟）	310	*	*	1,570	1,570	2,320	
		焼失棟数	（棟）	37,600	0	0	169,780	169,780	284,870	
	自力脱出困難者数	（人）	5,930	*	*	64,520	64,520	107,220		
	災害時要配慮者	避難者数	75歳以上の高齢者	（人）	104,070	9,380	13,480	338,560	361,460	440,140
			要介護3以上	（人）	34,130	2,760	3,920	103,040	109,910	134,580
	エレベーター停止台数	（台）	10,780	280	310	11,440	11,440	11,560		
	ライフライン	電力	停電軒数	（軒）	4,241,380	1,972,290	1,972,440	4,587,250	4,587,250	4,592,220
			都市ガス	供給停止件数	（戸）	415,680	0	0	1,972,960	1,972,960
		LPガス	供給支障数	（戸）	11,310	0	0	16,490	16,490	19,680
			上水道	断水人口（直後）	（人）	2,078,170	2,490	7,710	5,382,170	5,382,190
		下水道	機能支障人口	（人）	407,520	74,110	80,230	792,010	791,960	1,090,830
		通信	不通回線数	（回線）	3,288,070	1,412,220	1,416,340	3,447,610	3,450,750	3,470,470
	避難者数	1日後	（人）	1,299,470	86,090	126,170	3,745,050	3,983,000	4,888,110	
		1ヵ月後	（人）	873,130	36,090	56,930	2,793,550	2,877,290	3,801,400	
帰宅困難者数	直後	（人）	610,660	610,660	610,660	610,660	610,660	610,660		
	2日後	（人）	423,590	0	0	610,660	610,660	610,660		
災害廃棄物量	（万ト）	2,145	106	183	9,450	9,864	13,277			
経済被害	直接被害	（兆円）	141	9	13	466	511	675		

※厚木市地域防災計画から引用。

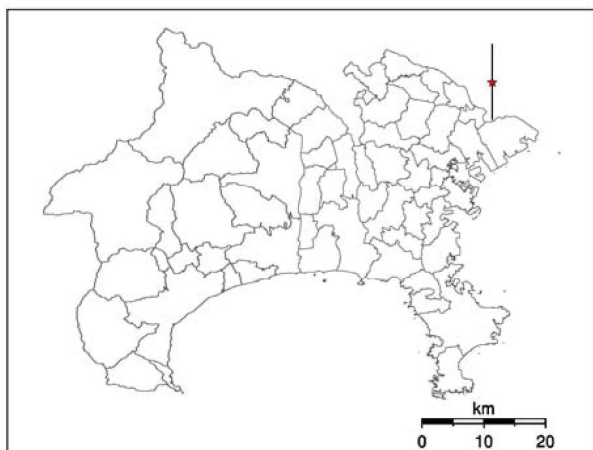
※表中の「※」は、計算上0.5以上10未満。「0」は計算上0.5未満。

※表中の数値は1の位を四捨五入（交通事故を除く。）しているため、合計が合わないことがある。

※1 概ね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

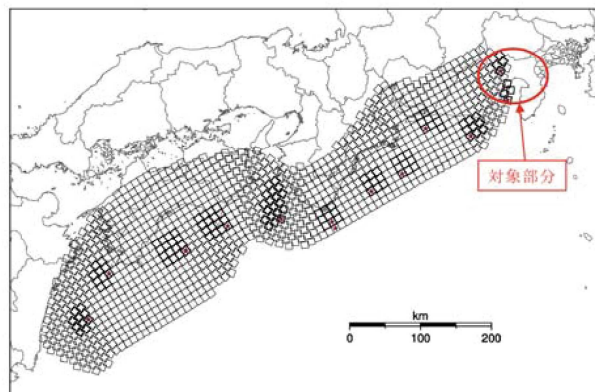
※2 建物被害は、県の想定「重複を考慮」の値を記載。

表－5に記載した、「都心南部直下地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」の震源域の分布図は図－4のとおり。



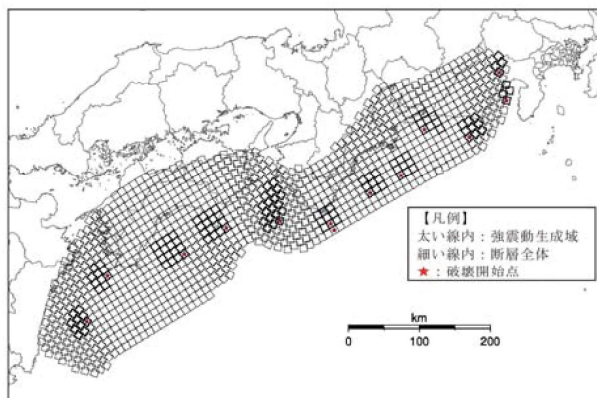
【凡例】  
 ★：破壊開始点  
 ※都心南部直下の地震は、傾斜が90°であるため、地図上では直線的な位置図となっている。

都心南部直下地震の震源域分布



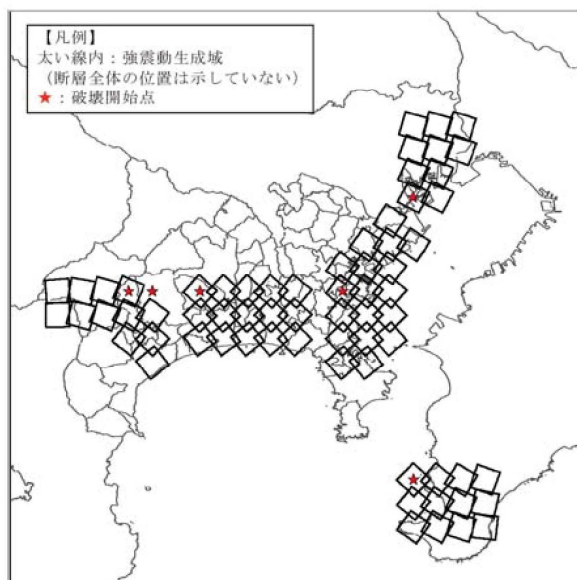
【凡例】  
 太い線内：強震動生成域  
 細い線内：断層全体  
 ★：破壊開始点

東海地震の震源域分布



【凡例】  
 太い線内：強震動生成域  
 細い線内：断層全体  
 ★：破壊開始点

南海トラフ巨大地震の震源域分布



【凡例】  
 太い線内：強震動生成域  
 (断層全体の位置は示していない)  
 ★：破壊開始点

大正型関東地震の震源域分布

※神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）による

図-4 想定地震の震源域の分布図

## Ⅲ 非常時優先業務の発動

### 3.2 所属別の職員参集予測(各課調査結果)

#### (1) 市長室

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
市長室長	1	0	1	0	0	0	0	0	0
秘書課	6	4	1	1	0	0	0	0	0
広報課	11	8	0	0	0	0	0	1	2
危機管理課	9	8	1	0	0	0	0	0	0
合計	27	20	3	1	0	0	0	1	2

#### (2) 政策部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
政策部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
企画政策課	12	6	5	0	0	0	0	0	1
行政経営課	10	8	1	0	0	0	1	0	0
情報政策課	16	10	4	0	0	0	0	1	1
合計	39	25	10	0	0	0	1	1	2

#### (3) 総務部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
総務部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
職員課	15	12	2	0	0	0	0	0	1
行政総務課	14	9	1	2	0	0	0	1	1
契約検査課	14	7	4	0	0	0	0	2	1
合計	44	29	7	2	0	0	0	3	3

#### (4) 財務部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
財務部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
財政課	8	6	1	0	0	0	0	1	0
財産管理課	16	9	7	0	0	0	0	0	0
市民税課	25	15	5	1	0	0	0	1	3
資産税課	23	10	7	0	0	0	0	0	6
収納課	32	13	4	6	0	0	0	5	4
合計	105	54	24	7	0	0	0	7	13

## (5)福祉部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
福祉部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
福祉総務課	17	13	0	0	0	1	2	0	1
地域包括ケア推進課	9	5	1	2	0	0	0	1	0
生活福祉課	43	30	9	0	0	0	2	0	2
障がい福祉課	30	13	5	0	0	0	0	7	5
介護福祉課	26	18	2	1	0	0	0	1	7
合計	126	80	17	3	0	1	4	9	15

## (6)市民健康部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
市民健康部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市民課	32	16	8	0	0	0	0	3	5
国保年金課	35	16	5	0	0	0	0	7	7
健康長寿推進課	9	8	1	0	0	0	0	0	0
健康づくり課	39	23	11	0	0	0	0	0	5
合計	116	64	25	0	0	0	0	10	17

## (7)こども未来部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
こども未来部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
こども育成課	13	9	1	0	0	0	0	0	3
保育課	81	57	11	0	0	0	0	2	11
子育て給付課	15	12	2	0	0	0	0	0	1
子育て支援センター	7	3	3	0	0	0	0	0	1
家庭相談課	8	4	2	1	0	0	0	0	1
青少年課	10	5	1	1	0	0	2	0	1
合計	135	91	20	2	0	0	2	2	18

## (8)協働安全部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
協働安全部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市民協働推進課	12	2	7	0	0	0	0	2	1
文化生涯学習課	16	9	4	0	0	0	0	1	2
セーフコミュニティくらし安全課	11	7	2	0	0	0	0	1	1
交通安全課	6	3	3	0	0	0	0	0	0
厚木北地区市民センター	5	3	2	0	0	0	0	0	0
厚木南地区市民センター	5	2	1	0	0	0	0	2	0
依知北地区市民センター	5	5	0	0	0	0	0	0	0
依知南地区市民センター	5	4	1	0	0	0	0	0	0
睦合北地区市民センター	5	2	2	1	0	0	0	0	0
睦合南地区市民センター	5	5	0	0	0	0	0	0	0
睦合西地区市民センター	5	4	0	0	0	0	0	1	0
荻野地区市民センター	7	1	6	0	0	0	0	0	0
小鮎地区市民センター	5	3	0	1	0	0	0	0	1
玉川地区市民センター	5	3	0	0	0	0	0	1	1
南毛利地区市民センター	6	5	0	0	0	0	0	0	1
相川地区市民センター	6	4	1	0	0	0	0	0	1
緑ヶ丘地区市民センター	5	3	0	0	0	0	0	2	0
愛甲地区市民センター	5	3	1	0	0	0	0	1	0
森の里地区市民センター	5	3	2	0	0	0	0	0	0
合計	125	72	32	2	0	0	0	11	8

## (9)環境農政部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
環境農政部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
循環型社会推進担当部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
環境政策課	7	5	1	1	0	0	0	0	0
生活環境課	12	9	3	0	0	0	0	0	0
環境事業課	84	74	2	0	0	0	0	6	2
農業政策課	19	15	2	0	0	0	1	0	1
合計	124	105	8	1	0	0	1	6	3

## (10)産業振興部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
産業振興部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
産業振興課	8	5	1	0	0	0	0	2	0
商業にぎわい課	9	5	2	0	0	0	0	1	1
観光振興課	8	7	0	0	0	1	0	0	0
合計	26	18	3	0	0	1	0	3	1

## (11)まちづくり計画部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
まちづくり計画部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
許認可担当部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	16	10	3	0	0	0	0	0	3
住宅課	10	7	2	0	0	0	0	0	1
建築課	8	8	0	0	0	0	0	0	0
建築指導課	14	8	2	0	0	0	0	4	0
開発審査課	9	7	2	0	0	0	0	0	0
まちづくり指導課	6	3	1	0	0	0	0	2	0
合計	65	45	10	0	0	0	0	6	4

## (12)都市整備部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
都市整備部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市街地整備担当部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
下水道総務課	15	12	1	0	0	0	0	1	1
下水道施設課	15	8	5	0	0	0	0	2	0
河川ふれあい課	7	5	2	0	0	0	0	0	0
公園緑地課	22	16	2	0	0	0	0	2	2
市街地整備課	13	5	3	0	0	0	0	2	3
まちづくり推進課	10	7	1	0	0	0	0	1	1
合計	84	55	14	0	0	0	0	8	7

## (13)道路部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
道路部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
国県道調整担当部長	1	0	0	0	0	0	0	1	0
道路管理課	22	20	1	0	0	0	0	1	0
道路維持課	25	18	5	2	0	0	0	0	0
道路整備課	25	10	10	2	1	0	0	0	2
合計	74	49	16	4	1	0	0	2	2

## (14)会計課

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
会計管理者	1	1	0	0	0	0	0	0	0
会計課	12	9	3	0	0	0	0	0	0



## (15) 消防本部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
消防長	1	0	1	0	0	0	0	0	0
消防総務課	7	1	4	1	0	0	0	1	0
警防課	7	4	3	0	0	0	0	0	0
指令課	15	8	4	1	0	0	0	2	0
予防課	15	5	8	1	0	0	0	0	1
救急救命課	7	2	3	0	0	0	0	1	1
厚木消防署	4	4	0	0	0	0	0	0	0
同署 警備第一課	28	22	5	1	0	0	0	0	0
同署 警備第二課	28	15	8	4	0	0	1	0	0
南毛利分署	21	16	4	1	0	0	0	0	0
相川分署	22	11	4	2	0	0	5	0	0
玉川分署	12	7	5	0	0	0	0	0	0
北消防署	2	1	1	0	0	0	0	0	0
同署 警備第一課	11	4	7	0	0	0	0	0	0
同署 警備第二課	11	10	1	0	0	0	0	0	0
依知分署	22	12	9	0	0	0	0	1	0
小鮎分署	12	6	3	0	0	0	0	3	0
睦合分署	22	15	2	1	0	0	4	0	0
清川分署	11	1	7	3	0	0	0	0	0
合計	258	144	79	15	0	0	10	8	2

## (16) 市立病院

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
病院事業局長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
経営管理課	6	4	1	0	0	0	0	0	1
病院総務課	9	6	0	1	0	0	0	0	2
施設用度課	7	4	1	0	0	0	0	2	0
医事課	11	6	2	0	0	0	1	0	2
合計	34	21	4	1	0	0	1	2	5

## (17) 議会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
議会事務局長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
議会総務課	11	9	1	0	0	0	0	1	0

## (18)教育総務部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
教育総務部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
教育総務課	14	8	2	0	0	0	2	0	2
教育施設課	16	6	4	1	0	0	0	2	3
学校給食課	19	8	7	2	0	0	0	0	2
合計	50	23	13	3	0	0	2	2	7

## (19)学校教育部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
学校教育部長	1	0	1	0	0	0	0	0	0
学務課	11	5	0	0	0	2	0	0	4
教育指導課	12	5	6	0	0	0	0	0	1
教職員課	4	4	0	0	0	0	0	0	0
教育研究所	6	3	2	0	0	0	0	0	1
青少年教育相談センター	6	6	0	0	0	0	0	0	0
合計	40	23	9	0	0	2	0	0	6

## (20)社会教育部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
社会教育部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
社会教育課	7	3	2	0	0	0	0	0	2
スポーツ推進課	16	6	5	0	0	0	0	3	2
文化財保護課	13	9	2	2	0	0	0	0	0
中央図書館	8	6	1	0	0	0	0	1	0
合計	45	25	10	2	0	0	0	4	4

## (21)選挙管理委員会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
選挙管理委員会事務局長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	5	3	1	1	0	0	0	0	0

## (22)監査事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
監査事務局長	1	1	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	5	3	1	0	0	0	0	0	1

(23) 農業委員会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h~	
農業委員会事務局長	1	0	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	7	3	1	0	0	0	0	2	1

## IV 組織別の非常時優先業務 (災害レベル:震度6)

I 組織別の非常時優先業務（災害レベル：震度6）

1. 市長室

1.1 秘書課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①秘書係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		①特命事項への対応 (2)秘書班としての行動 ①本部長の特命の対応 ②視察者、見舞い者等の対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整 (応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	
展開期 (～2w)	6 (全員)	(1)災害対策部及び秘書班としての行動 ・視察者、見舞者等の対応 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

1.2 広報課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①広報係 ・ホームページに関すること ・ソーシャルメディアに関すること ②広聴係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)広報班としての行動 ①災害広報活動(デジタルサイネージ等)の総合調整及び実施 ②報道機関等の取材対応、連絡調整 ③市民等外部からの情報提供及び問合せ対応(メール含む) ④デジタルサイネージ等による避難情報等の情報提供 ⑤関係機関への協力要請及び連絡調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	
展開期 (~2w)	9	(1)災害対策部及び広報班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	9	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m~)	9	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



1.3 危機管理課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	9 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課 共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等 の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両 の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要 請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設に おける被害情報の収集、集約 及び報告 ⑧各課所管施設における避難所 開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情 報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定 機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制 及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝 達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する 要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝 達 ⑰市内の被害状況に基づく避難 場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関と の連絡調整 ⑲特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手 続 (2)A ランク業務の継続に関わる 状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」 の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨 時的に再開 ①危機管理課 ・危機管理の総合調整に関す ること ・災害対策本部の設置・運営 に関すること ・地震災害警戒本部の設置・ 運営に関すること ・市民安全対策本部の設置・ 運営に関すること ・災害復旧の総合調整に関す ること ・防災行政無線の放送に関す ること

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)本部事務局班としての対応 ①災害対策本部及び防災会議の対応 ②災害対策連絡会の対応 ③災害応急対策実施の統括 ④災害救助法の適用要請 ⑤気象情報等の情報収集及び情報分析 ⑥避難指示及び警戒区域の設定の指示 ⑦関係機関への協力要請及び連絡調整 ⑧防災行政無線等の情報機器の対応 ⑨ぼうさいの丘公園における本部機能の確保 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	
展開期 (～2w)	9 (全員)	(1)災害対策部及び広報班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	9 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	9 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 2. 政策部

### 2.1 企画政策課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	14 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①企画政策係 ・A ランクなし ②計画調整係 ・A ランクなし ③友好交流係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)災害対策情報班としての行動 ①被害状況収集等報告 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録、報告 ④交通機関との連絡調整及び情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会の開設に伴う情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会での情報機器等の操作 ⑦市ホームページによる避難情報等の情報提供及びインターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システム機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	
展開期 (～2w)	14 (全員)	(1)災害対策部及び災害対策情報班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開したAランク業務の継続 (2)B、C、Dランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開したA～Dランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

2.2 行政経営課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	8 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①行政経営係 ・A ランクなし ②統計調査係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)災害対策情報班としての行動 ①被害状況収集等報告 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録、報告 ④交通機関との連絡調整及び情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会の開設に伴う情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会での情報機器等の操作 ⑦市ホームページによる避難情報等の情報提供及びインターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システム機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	
展開期 (～2w)	8 (全員)	(1)災害対策部及び災害対策情報班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

2.3 情報政策課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①デジタル化推進係 ・個別システムの企画、開発、運用等に関する助言 ・情報化に係る企画、開発、運用等に関する助言 ・公衆無線 LAN に関すること ・所管システム等の運用又は障害発生時に係る一時対応等 ②地域情報推進係 ・ホームページに関すること ・市民向けサービス・システムに関すること ③行政システム係 ・庁内系システムの運用・管理【サーバ・ネットワーク機器、端末・デバイス】に関すること ・総合行政システムの運用管理に関すること ・厚木データセンターのネットワークセキュリティに関すること ・厚木データセンターの運用管理に関すること ・厚木データセンターのネットワーク管理に関すること ・基幹系システムの運用管理に関すること

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2) 災害対策情報班としての行動 ①災害情報等の受理伝達 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録、報告 ④交通機関との連絡調整及び情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会の開設に伴う情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会での情報機器等の操作 ⑦インターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システム機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	・基幹系システム【住民記録・住基ネット】に関すること ・基幹系システム【選挙】に関すること
展開期 (～2w)	13	(1)災害対策部及び災害対策情報班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	13	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



### 3. 総務部

#### 3.1 職員課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	12	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤特命事項への対応 (2)職員班としての行動 ①職員の登庁・配置状況の把握 ②職員のサービス管理 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①人事研修係 ・A ランクなし ②給与厚生係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14 (全員)	(1)総務対策部及び職員班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

### 3.2 行政総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤特命事項への対応 (2)行政総務班としての行動 ⑥非常時優先業務の総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①行政総務係 ・A ランクなし ①情報公開・法制係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13 (全員)	(1)総務対策部及び行政総務班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	
復旧期 (～1m)	13 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	
復興期 (1m～)	13 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	

### 3.3 契約検査課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	11	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤特命事項への対応 (2)物資輸送班としての行動 ⑥市内避難所等への必要物資の配送計画及び実施 ⑦ヘリポートの確保 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①物品契約係 ・A ランクなし ②工事契約係 ・A ランクなし ③工事検査係 ・工事等請負契約に係る検査 ・建設工事の設計単価、歩掛等に係る事務
展開期 (~2w)	13 (全員)	(1)総務対策部及び物資輸送班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	13 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m~)	13 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 4. 財務部

### 4.1 財政課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)財務対策部としての行動(各課 共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害 の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等) の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管 理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と 応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納 管理 ⑥特命事項への対応 (2)財務班としての行動 ①災害対策予算の調整及び編 成 ②災害救助法の帝王申請及び 報告資料の作成 ③復興に向けての財政措置 ④災害対策に必要な金銭の出納 及び保管 ⑤災害対策に係る決算 (3)一時集中的に要員が必要な業 務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業 務の実施態勢と、通常業務継 続・再開「準備」要員)	(1)B、C ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①財政係 ・財政計画事務 ・財務規則等法制執務事務 ・財政制度等事務 ・国庫補助金等確保事務 ・当初予算編成事務 ・繰越事務 ・補正予算編成事務 ・財務会計システム事務 ・執行管理事務 ・決算審査事務 ・決算報告事務 ・財政調査事務 ・財政報告・公表事務 ・部内政策調整事務 ・課内庶務事務・部内庶務事務 ・協議会事務
展開期 (～2w)	8	(1)財務対策部及び財務班として の行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 (各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、 窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～C ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

4.2 財産管理課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥特命事項への対応 (2)庁舎・車両班としての行動 ①本庁舎・第二庁舎の機能確保、応急対策 ②本庁舎・第二庁舎の来庁者等の避難誘導 ③車両調達・配車、燃料の確保 ④仮設電話の設置調整 ⑤市有財産の被害調査及び応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①財産管理係 ・A ランクなし ②施設管理係 ・庁舎の総括的管理に関する事 ・厚木市電話システムに関する事 ・庁内放送に関する事 ・公用車の総括的管理に関する事 ・共用車の配車に関する事 ・公用車の車検及び法定点検に関する事 ・公用車自動車損害保険に関する事 ・公用車の事故処理に関する事 ・公用車(車両・原付・自転車)の維持管理に関する事 ・庁内電気設備の保守管理に関する事 ・空調機器、ポンプ類の保守管理に関する事 ・各排水槽の保守管理に関する事 ・建築物環境衛生管理(技術者含む)に関する事 ・空調設備取扱作業(主任者)に関する事

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄熱槽、簡易専用水道、受水槽、高置水槽の保守に関する こと</li> <li>・水道管等の保守管理に関する こと</li> <li>・消火栓圧力保守に関すること</li> <li>・公用車の維持管理及び修理に 関すること</li> <li>・公用車の運転業務に関する こと</li> </ul>
展開期 (～2w)	16	(1)財務対策部及び庁舎・車両班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	16	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.3 市民税課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①税制係 ・A ランクなし ②特別徴収係 ・A ランクなし ③普通徴収係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	17	(1)財務対策部及び帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての新規行動 ①罹災証明の発行に関する管理・調整 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	17	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	24	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.4 資産税課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①家屋・償却資産係 ・家屋調査に関すること ・家屋評価システムに関すること ・COKAS－I に関すること ・納税通知書の封入封緘及び発送に関すること ・納税通知書の返戻処理に関すること ・地図情報システム(マルコとの連携)に関すること ・電算依頼事務に関すること ・非課税、特例、減免(火災等)に関すること ・減額(耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良)に関すること ・閲覧縦覧に関すること ②土地係 ・係内研修会に関すること ・電算事務に関すること(電算帳票の設計、管理及びオンライン端末の管理を含む) ・プログラム改造委託(土地データの一括処理) ・土地現地調査に関すること ・固定資産評価システムに関すること ・照会事務等に関すること (課内調整等を含む)

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書・封筒の作成(1月中)、印字、封入封緘に関する こと(広告を入れる) 納付書 の発送、返戻、公示送達に 関すること</li> <li>・基本台帳、住登外登録、修正</li> <li>・非課税、減免に関すること(不 均一課税含む)</li> <li>・COKAS-I に関すること</li> <li>・登記済み通知・422 条の 3 通 知等に係る法務局との調整</li> <li>・縦覧事務(集計・郵送)</li> </ul>
展開期 (~2w)	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)財務対策部及び帰宅困難者誘 導・罹災証明班としての行動継 続</li> <li>(2)財務対策部としての新規行動               <ul style="list-style-type: none"> <li>①罹災証明の作成・発行処理、 窓口対応</li> <li>②罹災者台帳の作成</li> </ul> </li> <li>(3)帰宅困難者誘導・罹災証明班と しての新規行動               <ul style="list-style-type: none"> <li>①罹災証明の発行に関する管 理・調整</li> </ul> </li> <li>(4)職員ローテーションの確保</li> <li>(5)外部からの支援部隊受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A ランク業務の継続</li> <li>(2)B、C、D ランク業務の逐次再開</li> <li>(3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更</li> </ul>
復旧期 (~1m)	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)応急対策業務の打ち切り調整</li> <li>(2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰)</li> <li>(3)撤収する外部支援部隊との業 務引継</li> <li>(4)残留する外部支援部隊との配 置調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A~D ランク業務の継 続</li> <li>(2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更</li> </ul>
復興期 (1m~)	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)組織変更</li> <li>(2)復興業務所管部への要員シフ ト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)全業務再開</li> </ul>

4.5 収納課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	21	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①収納管理係 ・A ランクなし ②収納対策係 ・A ランクなし ③債権回収係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	26	(1)財務対策部及び帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての新規行動 ①罹災証明の発行に関する管理・調整 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	26	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	26	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 5. 福祉部

### 5.1 福祉総務課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	14	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17	(1)福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤特命事項への対応 (2)福祉総務班としての行動 ①日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①福祉政策係 ・避難行動要支援者登録・情報提供事務 ・避難行動要支援者支援システム運用・管理 ・福祉総合情報システムの運用・管理 ②発達支援係 ・A ランクなし ③自立支援担当 ・中国残留邦人等支援事業に関する業務 ④地域包括ケア推進担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	17	(1)福祉対策部及び福祉総務班としての行動継続 (2)福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉総務班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	17	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	17	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

## 5.2 地域包括ケア推進課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤特命事項への対応 (2)福祉総務班としての行動 ①日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①地域包括ケア推進課 ・地域包括ケア連携センターに関すること ②地域支援係 ・地域包括支援センターの運営に係ること ・地域包括支援センターの指導・相談に関すること
展開期 (～2w)	8	(1)福祉対策部及び福祉総務班としての行動継続 (2)福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉総務班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務 引継 (4)残留する外部支援部隊との配置 調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.3 生活福祉課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	31	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	42	(1)福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤特命事項への対応 (2)避難行動要支援者支援班としての行動 ①避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否、避難状況の把握 ②地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ③協定による緊急受入れ施設の開設支援 ④生きがいセンターの安全措置 ⑤老人福祉センター寿荘の安全措置 ⑥災害救援ボランティア支援センターにおける「福祉ボランティア」の対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①経理給付係 ・経理給付係の総括事務 ・生活保護法に基づく経理事務 ②保護第一係 ・A ランクなし ③保護第二係 ・A ランクなし ④保護第三係 ・A ランクなし ⑤保護第四係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
展開期 (~2w)	42	(1)福祉対策部及び避難行動要支援者支援班としての行動継続 (2)福祉対策部としての新規行動 (各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	42	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m~)	42	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.4 障がい福祉課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	15	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	18	(1)福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤特命事項への対応 (2)避難行動要支援者支援班としての行動 ①避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否、避難状況の把握 ②地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ③協定による緊急受入れ施設の開設支援 ④生きがいセンターの安全措置 ⑤老人福祉センター寿荘の安全措置 ⑥災害救援ボランティア支援センターにおける「福祉ボランティア」の対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①障がい福祉係 ・手話通訳者及び要約筆記者派遣事務 ・身体障害者手帳、療育手帳関係事務 ・特別障害者手当事務 ・障害児福祉手当事務 ・経過的福祉手当事務 ・心身障害者医療費助成事務 ・委託契約事務 ・電算システム関係事務 ②障がい給付係 ・虐待防止(虐待防止ネットワーク会議を含む)に関する事務 ③障がい者支援第一係 ・障害福祉サービス支給決定事務 ・医療保護入院(市長同意)事務

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
展開期 (~2w)	18	(1)福祉対策部及び避難行動要支援者支援班としての行動継続 (2)福祉対策部としての新規行動 (各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	18	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m~)	18	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.5 介護福祉課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	15	(1)福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤特命事項への対応 (2)避難行動要支援者支援班としての行動 ①避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否、避難状況の把握 ②地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ③協定による緊急受入れ施設の開設支援 ④生きがいセンターの安全措置 ⑤災害救援ボランティア支援センターにおける「福祉ボランティア」の対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①介護給付係 ・A ランクなし ②介護認定係 ・A ランクなし ③介護保険料係 ・A ランクなし ④高齢者支援係 ・緊急通報システムに関する事務 ・はいかい高齢者SOSシステムに関する事務 ・厚木市権利擁護支援センターに関すること ・見守りネットワークに関すること ・成年後見制度に関すること ・高齢者一時保護に関すること

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
展開期 (~2w)	26	(1)福祉対策部及び避難行動要支援者支援班としての行動継続 (2)福祉対策部としての新規行動 (各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	26	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m~)	26	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 6. 市民健康部

### 6.1 市民課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	17	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	25	(1)市民健康対策部の行動 (各課共通) ①医療救護本部、医療救護所の 設置、運営 ②医療ボランティアの受入れ調 整 ③避難所等における医療対策、 衛生管理対策 ④住基・戸籍システムの機能確 保と機能不全時の臨時措置 ⑤遺体処理対策(安置所の設置 運営、埋火葬対応等) ⑥特命事項への対応 (2)市民班としての行動 ①住基・戸籍システムの機能確 保 ②遺体の火葬等への対応 ③斎場の機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業 務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業 務の実施態勢と、通常業務継 続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①住民異動係 ・窓口受付事務に関すること ・証明書等作成交付に関するこ と ・住民異動届に関すること ・住民基本台帳、戸籍の附票の 処理及び管理に関すること ・住民基本台帳ネットワークシ ステムの運用に関すること ・住民記録オンラインに関するこ と ・中長期在留者等の住居地届 出等に関すること ②戸籍係 ・届書の受付及び審査に関する こと ・届書の照合に関すること ・戸籍の記載に関すること ・戸籍システムに関すること ・戸籍副本データ管理システム に関すること ・埋火葬許可に関すること ・犯歴事務(破産、成年後見制 度含む)に関すること ③斎場管理係 ・斎場予約システムに関するこ と



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場運営支援システムに関する こと</li> <li>④マイナンバーカード・総合窓口 担当</li> <li>・窓口受付事務に関すること</li> <li>・個人番号カード交付等に関する こと</li> <li>・電子証明事務に関すること</li> </ul>
展開期 (～2w)	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民健康対策部及び市民班と しての行動継続</li> <li>(2)職員の確保</li> <li>(3)外部からの支援部隊受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A ランク業務の継続</li> <li>(2)B、C、D ランク業務の逐次再開</li> <li>(3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更</li> </ul>
復旧期 (～1m)	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)応急対策業務の打ち切り調整</li> <li>(2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰)</li> <li>(3)撤収する外部支援部隊との業 務引継</li> <li>(4)残留する外部支援部隊との配 置調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A～D ランク業務の継 続</li> <li>(2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更</li> </ul>
復興期 (1m～)	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)組織変更</li> <li>(2)復興業務所管部への要員シフ ト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)全業務再開</li> </ul>

6.2 国保年金課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	22	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	23	(1)市民健康対策部の行動 (各課共通) ①医療救護本部、医療救護所の設置、運営 ②医療ボランティアの受入れ調整 ③避難所等における医療対策、衛生管理対策 ④住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑤遺体処理対策(安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑥特命事項への対応 (2)医療班としての行動 ①医療救護本部の設置・運営 ②医療救護所の開設・運営 ③医師会及び歯科医師会並びに関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤ヘリポート確保の対応 ⑥保健福祉センター・休日等急患センターの機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①国保給付係 ・電算(国保システム等)に関すること ・保険給付の届出に関すること ・届出に関すること ・資格照会に関すること ・被保険者証発行に関すること ②国保険料係 ・保険料の収納に関すること ・保険料の還付・充当に関すること ・短期証及び資格証明書の交付に関すること ③長寿医療係 ・電算(後期システム等)に関すること ④国保管理係、国民年金係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	23	(1)市民健康対策部、医療班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	23	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	23	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

6.3 健康長寿推進課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	3	(1)市民健康対策部の行動 (各課共通) ①医療救護本部、医療救護所の設置、運営 ②医療ボランティアの受入れ調整 ③避難所等における医療対策、衛生管理対策 ④住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑤遺体処理対策(安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑥特命事項への対応 (2)医療班としての行動 ①医療救護本部の設置・運営 ②医療救護所の開設・運営 ③医師会及び歯科医師会並びに関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤ヘリポート確保の対応 ⑥保健福祉センター・休日等急患センターの機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①健康医療係 ・災害時医療対策に関すること ・メジカルセンターの管理運営に関すること ・歯科保健センターの管理運営に関すること ・感染症に関すること ・保健福祉センターの施設維持管理及び維持補修に関すること
展開期 (～2w)	3	(1)市民健康対策部、医療班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	3	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	3	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

6.4 健康づくり課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	19	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	25	(1)市民健康対策部の行動 (各課共通) ①医療救護本部、医療救護所の設置、運営 ②医療ボランティアの受入れ調整 ③避難所等における医療対策、衛生管理対策 ④住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑤遺体処理対策(安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑥特命事項への対応 (2)保健支援班としての対応 ①災害保健活動の方針の決定及び実施 ②保健福祉事務所及び県との連絡調整 ③避難所等での避難者に対する保健指導及び健康相談等 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①母子保健係 ・A ランクなし ②成人保健係 ・A ランクなし ③予防接種係 ・A ランクなし ④新型コロナワクチン接種担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	25	(1)市民健康対策部、保健支援班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	25	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	25	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 6.5 市民健康対策部の行動としての医療救護本部対策

※市民健康部のマニュアルから引用、抜粋

### (1) 主な役割

- ①厚木市災害対策本部、連絡会及び医療救護関係行政機関等との連絡調整、情報交換を行う。  
また、市内医療機関等の被害及び活動状況の情報を収集し、情報提供を行う。
- ②医療救護所の円滑運営のため、災害医療拠点病院との調整、医療救護所から優先収容指定病院等への搬送のサポート及び第2次医療救護所の統括等を行う。

### (2) 本部の開設

- ①市内で震度5強以上の地震を観測した場合、又は地震等により3号配備となった場合には、本庁舎1階市民課事務室に医療救護本部を開設する。（「厚木市医療救護本部」の表示を掲示）
- ②連絡会への参集を行い（Facebook等）、発災後の連携、情報交換等を行う。〔健康医療課〕

### (3) 第1次救護所の開設指示（発災後から概ね3～7日間の急性期）

- ①市内の被害規模情報（厚木市災害対策本部から収集）、第2次医療救護所被災情報（地区担当班から市災害対策本部へ報告される避難所（医薬品保管場所含む）の被災状況から収集）及び市内の医療機関の被災情報（連絡会から収集）について情報を収集する。
- ②連絡会と協議し医療救護所開設要否の判断を行い、災害対策本部に報告の後、第1次医療救護所へ医療救護所開設要否の指示をする。（「開設せず」の判断基準：1）交通遮断等がない、2）市内医療機関の被害が少ない、など。）

### (4) 協定に基づく協力要請（厚木医師会、厚木歯科医師会、厚木薬剤師会）

- ①第1次医療救護所の開設に伴い、厚木市災害対策本部から厚木医師会及び厚木薬剤師会に対して協力要請を行う。（連絡会で調整）
  - ア 厚木医師会：災害時における医療救護活動に関する協定書に基づき、第1次医療救護所への医師等の派遣
  - イ 厚木薬剤師会：災害時等における医薬品等の調達に関する協定書に基づき、医薬品の確保、搬入等
- ②急性期後における第2次医療救護所の開設に伴い、厚木市災害対策本部から厚木歯科医師会に対して、協力要請を行う。（連絡会で調整）
  - ア 厚木歯科医師会：災害時における医療救護活動に関する協定書に基づき、第2次医療救護所等への巡回診療など歯科医師等の派遣（多数遺体検視等の派遣要請は福祉対策部の担当）
- ③協力要請後の三師会との連絡調整については、連絡会を活用して行う。

### (5) 救護所開設報告

- ①本部長は、厚木市災害対策本部及び県医療救護本部へ「厚木市医療救護所開設状況一覧」の報告を行う。(医療救護本部に表示)(様式 本-1)

#### (6) 医療機関情報の収集と提供

- ①神奈川県救急医療情報システム、連絡会構成機関及び消防本部等からの情報により、市内医療機関の被害及び活動状況を収集、「医療機関状況一覧」を作成する。情報システム(資料1)(様式 本-2)
- ②情報収集の優先順位
  - ア 病院及び人工透析の可能な診療所(透析施設の情報は神奈川県医療救護本部から厚木市災害対策本部を経由して情報提供される。)
  - イ 有床診療所、外科、整形外科、産婦人科の診療所
  - ウ 一般診療所
- ③「医療機関状況一覧」により、医療救護所及び厚木市災害対策本部へ情報を提供し、市民への周知を図る。(様式 本-2)
- ④県から厚木市災害対策本部に提供された「透析施設被害状況一覧」(県災害時透析患者支援マニュアル)を収集し、医療救護所に提供する。(資料3)

#### (7) 医療救護所の人員・物資の確保

- ①医療救護所からの要請により、不足する人員及び医薬品等物資の確保を行う。(様式 救-2、救-3)
  - ア 医療班(情報・運営担当)の不足については、本部職員の派遣及び厚木市災害対策本部に派遣要請を行い、確保に努める。
  - イ 医師等の不足については、協定に基づき、厚木医師会と協議し確保に努める。厚木医師会との協議で確保できなかった場合、本部長から厚木市災害対策本部に依頼し、県医療救護本部(情報班)へ医療人材支援要請を行う。(DMATは、原則、災害医療拠点病院である厚木市立病院が受け入れる。)
  - ウ 医薬品等及び医療資器材の不足については、本部長から厚木市災害対策本部に依頼し、補給を図る。(資料4)
  - エ 平常時、各医療救護所の医薬品(劇薬)等の在庫管理について、統括する。

#### (8) 優先収容指定病院等への搬送調整

- ①トリアージ後の被災患者(以下、「患者」という。)の後方搬送の対応を行う。
  - ア 原則として、医療救護所から直接、患者を優先収容指定病院等へ搬送する必要がある場合は、消防機関が実施する。
  - イ 患者を自衛隊ヘリコプター等により搬送する必要がある場合には、「患者後方搬送依頼書」により、災害対策本部へ搬送依頼をする。(様式 救-5)
  - ウ 日時、搬送手段、搬送先等の確認、患者搬送の経過を掌握し、依頼元の医療救護所に報告し、患者の関係者等からの問い合わせに対応する。

#### (9) 第2次救護所の開設指示(主に急性期後)

- ①厚木市災害対策本部(地区担当班から医療救護所(医薬品保管場所含む)の被災状況報告あり。)及び連絡会等との協議により、必要とされる医療救護活動の状況及び地域について、第2次医療救護所の開設、職員配置を指示する。
- ②第2次医療救護所(小・中学校等の施設内の一部を指定、市内14箇所)の開設が必要とされ



る状況

ア 急性期後、各地域の医療機関の機能維持が困難な場合

イ 急性期、局地的な地域において、医療機関の機能維持が困難な場合

## 7. こども未来部

### 7.1 こども育成課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	10	(1)こども未来対策部としての行動 (各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保 と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保 全 ③乳幼児世帯に対する避難対 策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)児童クラブ班としての行動 ①児童クラブの安全措置 (3)一時集中的に要員が必要な業 務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業 務の実施態勢と、通常業務継 続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①こども政策係 ・A ランクなし ②放課後こども係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	10	(1)こども未来対策部、児童クラブ 班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

7.2 保育課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	57	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	68	(1)こども未来対策部としての行動 (各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保全 ③乳幼児世帯に対する避難対策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②子育て支援センターの機能確保・応急対策 ③屋内広場の機能確保・応急対策、帰宅困難者への対応 ④助産施設・母子生活支援施設への入所 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①保育認定・給付係 ・A ランクなし ②保育施設係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	81	(1)こども未来対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	81	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	81	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.3 子育て給付課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)こども未来対策部としての行動 (各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保全 ③乳幼児世帯に対する避難対策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②子育て支援センターの機能確保・応急対策 ③屋内広場の機能確保・応急対策、帰宅困難者への対応 ④助産施設・母子生活支援施設への入所 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①こども家庭支援係 ・助産施設への入所に関する事務 ・母子生活支援施設への入所に関する事務 ②こども医療・手当係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8	(1)こども未来対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.4 子育て支援センター

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)こども未来対策部としての行動 (各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保全 ③乳幼児世帯に対する避難対策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②子育て支援センターの機能確保・応急対策 ③屋内広場の機能確保・応急対策、帰宅困難者への対応 ④助産施設・母子生活支援施設への入所 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①子育て支援係 ・帰宅困難者一時滞在施設
展開期 (～2w)	6	(1)こども未来対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2) C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A、C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	7	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.5 家庭相談課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)こども未来対策部としての行動(各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保全 ③乳幼児世帯に対する避難対策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②子育て支援センターの機能確保・応急対策 ③屋内広場の機能確保・応急対策、帰宅困難者への対応 ④助産施設・母子生活支援施設への入所 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①児童相談係 ・児童虐待防止に関すること ②女性相談係 ・DV 防止等に関すること
展開期 (～2w)	7	(1)こども未来対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	7	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.6 青少年課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)こども未来対策部としての行動(各課共通) ①乳幼児、児童施設の安全確保と被害状況の集約 ②所管施設の状況把握と機能保全 ③乳幼児世帯に対する避難対策・健康維持支援 ④特命事項への対応 (2)青少年班としての行動 ①子ども科学館の機能確保、応急対策 ②児童館の安全措置 ③帰宅困難者用一時滞在施設(サイエンスホール 250)の開設、運営 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①青少年育成係 ・A ランクなし ②青少年施設係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8	(1)こども未来対策部、青少年班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 8. 協働安全部

### 8.1 市民協働推進課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	2	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)協働安全対策部としての行動 (各課共通) ①市民健康対策部の医療班、保健衛生班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦特命事項への対応 (2)市民連絡・ボランティア班としての行動 ①各自治会との連絡調整 ②災害救援ボランティア支援センターの事務局及び一般ボランティアの受入れ調整 ③災害救援ボランティア支援センターにおける「通訳・翻訳ボランティア」に関すること ④要援護者(外国人)に対する総合支援 ⑤市営自転車駐輪場施設の安全措置 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①市民協働推進係 ・A ランクなし ②人権男女相談係 ・通訳ボランティア



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
展開期 (～2w)	11	(1)協働安全対策部、市民連絡・ボランティア班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	11	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	11	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.2 文化生涯学習課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1)協働安全対策部としての行動 (各課共通) ①市民健康対策部の医療班、保健衛生班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦特命事項への対応 (2)文化生涯学習班としての行動 ①文化会館の安全措置 ②学習支援センターの機能確保、応急対策 ③七沢自然ふれあいセンターの機能確保、応急対策 ④あつぎ市民交流プラザの機能確保、応急対策 ⑤帰宅困難者用一時滞在施設(アミュあつぎ)の開設、運営 ⑥広域応援活動拠点(文化会館)の開設、運営 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①防火防災に関すること ②施設管理業務に関すること ③駐車場関連に関すること ④ビル管理・修繕等に関すること ・文化芸術振興係 A ランクなし ・生涯学習推進係 A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1) 協働安全対策部、文化生涯学習班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	14	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.3 セーフコミュニティくらし安全課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	9	(1)協働安全対策部としての行動(各課共通) ①市民健康対策部の医療班、保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦特命事項への対応 (2)市民連絡・ボランティア班としての行動 ①各自治会との連絡調整 ②災害救援ボランティア支援センターの事務局及び一般ボランティアの受入れ調整 ③災害救援ボランティア支援センターにおける「通訳・翻訳ボランティア」に関すること ④要援護者(外国人)に対する総合支援 ⑤市営自転車駐車場施設の安全措置 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①くらし安全係 ・A ランクなし ②セーフコミュニティ推進係 ・A ランクなし ③消費生活センター ・A ランクなし
展開期 (~2w)	10	(1)協働安全対策部、市民連絡・ボランティア班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	10	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.4 交通安全課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)協働安全対策部としての行動 (各課共通) ①市民健康対策部の医療班、保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦特命事項への対応 (2)市民連絡・ボランティア班としての行動 ①各自治会との連絡調整 ②災害救援ボランティア支援センターの事務局及び一般ボランティアの受入れ調整 ③災害救援ボランティア支援センターにおける「通訳・翻訳ボランティア」に関すること ④要援護者(外国人)に対する総合支援 ⑤市営自転車駐車場施設の安全措置に関すること (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①交通安全係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6	(1)協働安全対策部、市民連絡・ボランティア班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	6	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	6	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

8.5 地区市民センター

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	50	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	68	(1) 協働安全対策部としての行動 (各課共通) ①市民健康対策部の医療班、保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦特命事項への対応 (2)地区担当班としての行動 ①公民館の機能確保、応急対策 ②自主防災隊との連絡調整 ③担当地区内における災害情報(被害情報)の収集・報告 ④担当地区内の避難所の開設及び運営 ⑤避難所運営委員会の対応 ⑥避難所運営委員会と連携した避難所運営 ⑦避難所での避難行動要支援者の安否確認 ⑧避難所内に設置する福祉避難スペースでの受入れ ⑨各避難所での避難行動要支援者の安否情報の収集 ⑩医療救護所(避難所)の被災状況(医薬品保管場所含む)に関する情報収集 ⑪医療班・保健支援班との連絡調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①厚木北地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ②厚木南地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ③依知北地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ④依知南地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑤睦合北地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑥睦合南地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑦睦合西地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑧荻野地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑨小鮎地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑩玉川地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		続・再開「準備」要員)	援に関すること ⑪南毛利地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑫相川地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑬緑ヶ丘地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑭愛甲地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ⑮森の里地区市民センター ・避難所運営委員会の運営支援に関すること
展開期 (～2w)	75	(1)協働安全対策部、地区担当班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	75	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	75	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 9. 環境農政部

### 9.1 環境政策課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処及び予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保、応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関する対策 ⑨ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理に関する対策 ⑩飼養動物の保護に関する対策 ⑪特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①環境政策係 ・関係機関との総合調整に関すること。(県等との調整) ・部内の庶務及び人事に関すること。(部内調整)
展開期 (～2w)	8	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.2 生活環境課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処及び予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保、応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関する対策 ⑨ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理に関する対策 ⑩飼養動物の保護に関する対策 ⑪特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①美化衛生係 ・厚木市環境みどり公社との連絡調整に関すること。 ・衛生プラントの運営管理に関すること。 ・狂犬病予防法に基づく事務に関すること。 ・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関すること。 ②環境保全係 ・水質汚濁防止に関すること ・土壌汚染対策に関すること ・騒音・振動防止に関すること ・悪臭の防止に関すること ・公害の苦情処理に関すること ・大気汚染の防止に関すること
展開期 (～2w)	12	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	12	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.3 環境事業課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)環境農政対策部環境・給水班 としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化へ の対処及び予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確 保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保、応 急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関す る対策 ⑨ごみ、し尿及び災害廃棄物の 収集・処理に関する対策 ⑩飼養動物の保護に関する対 策 ⑪特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業 務への配置 ①業務係・資源循環係 ・正確な被害状況の収集・伝達 ・被害状況に応じた応急対応体 制の構築 ・災害廃棄物の処理のための 組織召集と活動の開始 ・一次仮置き場の開設、必要な 機材の準備 ・産業廃棄物処理施設の点検 と被災状況把握 ・協力支援先、協定先への連 絡と支援体制の確立 ・廃棄物の処理に関する広報 活動 (3)要員の配置・調整(応急対策業 務の実施態勢と、通常業務継 続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる 状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」 の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨 時的に再開 ①業務係・資源循環係 ・ごみの収集及び運搬に関する こと ②環境施設係 ・ごみ焼却施設維持管理(中間 処理) ・粗大ごみ処理施設維持管理 (中間処理) ・資源化センター施設維持管理 (中間処理)

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
展開期 (～2w)	14	(1) 環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物処理に関する業務を継続 ・災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の行う応急対応への協力 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1) 応急対策業務の打ち切り調整 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物処理に関する業務を継続 ・広域連携等の手続きを開始 ・廃棄物に関する広報活動の継続 ・有害廃棄物等の処理を開始 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14	(1) 組織変更 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物に関する業務を継続 ・災害廃棄物処理実行計画の作成開始 ・広域連携等の手続きを継続 ・廃棄物に関する広報活動の継続 ・有害廃棄物等の処理を継続 ・二次仮置場の開設、準備 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.4 農業政策課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	15	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	18	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処及び予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保、応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関する対策 ⑨ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理に関する対策 ⑩飼養動物の保護に関する対策 ⑪特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①農業政策係 ・A ランクなし ②地産地消係 ・A ランクなし ③農林土木係 ・自然災害等による災害復旧事業に関すること ④鳥獣対策係 ・A ランクなし
展開期 (~2w)	18	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	18	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A~D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更



対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m~)	18	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 10. 産業振興部

### 10.1 産業振興課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)産業振興対策部駅周辺パトロール班 ①本厚木・愛甲石田駅周辺のパトロール及び応急対策 ②本厚木・愛甲石田駅周辺の情報収集 ③各対策班の応急対応業務に係る緊急応援 ④特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①産業振興・企業誘致係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8	(1)産業振興対策部駅周辺パトロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 10.2 商業にぎわい課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)産業振興対策部駅周辺パトロール班 ①本厚木・愛甲石田駅周辺のパトロール及び応急対策 ②本厚木・愛甲石田駅周辺の情報収集 ③各対策班の応急対応業務に係る緊急応援 ④特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①商業にぎわい係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	9	(1)産業振興対策部本駅周辺パトロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	9	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	9	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10.3 観光振興課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)産業振興対策部駅周辺パトロール班 ①本厚木・愛甲石田駅周辺のパトロール及び応急対策 ②本厚木・愛甲石田駅周辺の情報収集 ③各対策班の応急対応業務に係る緊急応援 ④特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①観光振興係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8	(1)産業振興対策部本駅周辺パトロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 11. まちづくり計画部

### 11.1 都市計画課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策。 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関する調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①都市計画係 ・A ランクなし ②まちづくり政策係 ・A ランクなし ③交通政策係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1)まちづくり計画対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

11.2 住宅課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策。 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関する調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①住宅政策係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6	(1)まちづくり計画対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

11.3 建築課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策。 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関する調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①建築係 ・A ランクなし ②設備係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1)まちづくり計画対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

11.4 建築指導課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)危険度判定班としての行動 ①応急危険度判定活動 ②応急危険度判定士の受入れ調整 ③専門ボランティアの受入れ調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①建築安全係 ・建築物の応急危険度判定に関すること ②建築指導係、 ・A ランクなし ③建築審査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	12	(1)まちづくり計画対策部、危険度判定班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



11.5 開発審査課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策。市北部の危険箇所(依知・睦合北・荻野) ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関する調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①開発調査係 ・被災宅地危険度判定活動に関する事務 ②開発審査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	9	(1)まちづくり計画対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	9	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	9	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

11.6 まちづくり指導課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	4	(1)まちづくり計画対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策。市北部の危険箇所(依知・睦合北・荻野) ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関する調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①まちづくり指導係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6	(1)まちづくり計画対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 12. 都市整備部

### 12.1 下水道総務課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①下水道総務係 ・公共下水道事業会計予算の編成及び執行管理に関すること ・公共下水道の使用開始、使用料賦課に関すること ・公共下水道事業に係る市債に関すること ・給与費の支払に関すること ・資産の取得・処分、資産台帳の管理に関すること ②下水道許認可・計画係 ・公共下水道事業会計予算の編成及び執行管理に関すること
展開期 (～2w)	13	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	13	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

12.2 下水道施設課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	13	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①下水道建設係 ・A ランクなし ②下水道施設係 ・神奈川県・流域下水道との連絡調整 ・処理場、流域幹線の被害状況収集・情報発信 ・遠隔監視システム等による管きよ・ポンプ施設の被害状況収集 ・【巡視】管渠の緊急調査(優先度 大) ・【点検】妻田ポンプ場、マンホールポンプ10箇所の緊急調査 ・電源確保状況確認 ・非常用電源の確保 ・【点検】管渠の緊急調査(優先度) ・汚水溢水箇所の解消 ・災害避難所へマンホールトイレ設置 ・下水道台帳の確認 ・【応急対応】被災施設の応急対応 ・【災害復旧】被災管渠の機能復旧 ・【災害復旧】被災ポンプの機能復旧 ・災害拠点(事務所)の被災状況確認

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			・職員の安否確認
展開期 (～2w)	15	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更 ※下水道施設の一次調査
復旧期 (～1m)	15	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更 ※下水道施設の二次調査
復興期 (1m～)	15	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

12.3 河川ふれあい課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7 (全員)	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①水辺ふれあい係 ・A ランクなし ②河川整備係 ・準用河川及び普通河川の改修工事の設計及び監督並びに維持管理に関すること ・準用河川及び普通河川の災害復旧に関すること
展開期 (～2w)	7 (全員)	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	7 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

12.4 公園緑地課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	16	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	18	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①維持管理係 ・A ランクなし ②計画整備係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	20	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	20	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	20	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



12.5 市街地整備課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①市街地整備係 ・厚木中央公園地下駐車場の運営管理に関すること ・防火防災に関すること ・施設管理業務に関すること ・駐車場関連に関すること
展開期 (～2w)	10	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

12.6 まちづくり推進課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動(各課共通) ①下水道施設及び排水路のパトロール及び応急対策 ②河川、公園の状況把握及びパトロール並びに応急対策 ③荻野運動公園における次の事項の対応 ・施設の機能確保及び応急対策 ・物資供給及び集積拠点の確保及び救援物資の仕分け管理 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤仮設トイレ対策 ⑥特命事項への対応 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①まちづくり推進係 ・A ランクなし ②森の里東・酒井地区整備係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)都市整備対策部都市整備対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

### 13. 道路部

#### 13.1 道路管理課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	17	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	18	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道含む)及び橋梁等の応急点検及び応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥応急対策用資機材の調達 ⑦被災が予想される道路及び橋梁等のピンポイントパトロール ⑧危険箇所等の応急対策 ⑨特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路総務係 ・A ランクなし ②路政係 ・A ランクなし ③道路境界係 ・A ランクなし ④国県道調整担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	18	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	22	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

13.2 道路維持課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	18	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	25	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道含む)及び橋梁等の応急点検及び応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥応急対策用資機材の調達 ⑦被災が予想される道路及び橋梁等のピンポイントパトロール ⑧危険箇所等の応急対策 ⑨特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路維持係 ・A ランクなし ②施設維持係 ・A ランクなし ③道路補修事務所 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	25 (全員)	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	25 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	25 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

13.3 道路整備課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	23	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道含む)及び橋梁等の応急点検及び応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥応急対策用資機材の調達 ⑦被災が予想される道路及び橋梁等のピンポイントパトロール ⑧危険箇所等の応急対策 ⑨特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①生活道路係 ・工事・委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関・地権者等) ・工事・委託業務の設計、積算業務 ・工事・委託業務の監理 ②道路環境整備係 ・交差点等改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・交差点等改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務 ・交差点等改良事業に関する事務、工事委託の監理業務 ・交通環境整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務 ・交通環境整備事業に関する事務、工事委託の監理業務 ・健康・交流のみちづくりに関する事務、工事委託の設計、積算業務 ・他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託の設計、積算業務</li> <li>・他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託の監理業務</li> <li>③幹線道路係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)</li> <li>・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務</li> <li>・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の監理業務</li> <li>・歩道整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)</li> <li>・歩道整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務</li> <li>・歩道整備事業に関する事務、工事委託の監理業務</li> <li>・街路整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)</li> <li>・街路整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務</li> <li>・街路整備事業に関する事務、工事委託の監理業務</li> </ul> </li> <li>④道路用地係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A ランクなし</li> </ul> </li> </ul>
展開期 (～2w)	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続</li> <li>(2)職員ローテーションの確保</li> <li>(3)外部からの支援部隊受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A ランク業務の継続</li> <li>(2)B、C、D ランク業務の逐次再開</li> <li>(3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更</li> </ul>
復旧期 (～1m)	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)応急対策業務の打ち切り調整</li> <li>(2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰)</li> <li>(3)撤収する外部支援部隊との業務引継</li> <li>(4)残留する外部支援部隊との配置調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)再開した A～D ランク業務の継続</li> <li>(2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更</li> </ul>

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	24	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 14. 会計課

### 14.1 会計課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)財務対策部としての行動(各課 共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害 の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等) の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管 理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と 応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納 管理 ⑥特命事項への対応 (2)財務班としての行動 ①災害対策予算の調整及び編 成 ②災害救助法の適用申請及び 報告資料の作成 ③復興に向けての財政措置 ④災害対策に必要な金銭の出納 及び保管 ⑤災害対策に係る決算 (3)一時集中的に要員が必要な業 務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業 務の実施態勢と、通常業務継 続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①審査第一係 ・A ランクなし ②審査第二係 ・A ランクなし ③出納係 ・納入済通知書の紛失、破損及 び収入データの消失時の対 策、システム停止時の対策 ・通帳、証書及び台帳等の紛 失、破損時の対策
展開期 (～2w)	11	(1)財務対策部及び財務班として の行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 (各課共通) ③罹災証明の作成・発行処理、 窓口対応 ④罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	11	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	11	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

## 15. 消防本部

### 15.1 消防総務課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	1	(1)厚木市消防震災警備計画に基づき行動	(1)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①消防総務係 ・消防庁舎の維持管理に関する事務 ・消防庁舎の維持補修に関する事務 ・大規模災害サポート隊に関する事務 ・部内会議(災害対策)の開催に関する事務
初動期 (～72h)	6		(2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)B、C、D ランク業務の休止
展開期 (～2w)	7		(1)A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開
復旧期 (～1m)	7		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	7		(1)全業務再開

15.2 警防課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	7		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①警防係 ・消火栓維持管理設置に関する事務 ・消防水利標識等設置に関する事務 ②装備係 ・消防車両の車検、修理及び点検の実施に関すること ・消防機械器具の整備の実施に関すること ・燃料購入券発行及び申請書類の整理事務に関すること
展開期 (～2w)	7		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	7		(1)全業務再開

15.3 指令課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	8	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (~72h)	13		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①指令第一係 ・A ランクなし ②指令第二係 ・A ランクなし
展開期 (~2w)	15		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	15		(1)再開した A~D ランク業務の継続
復興期 (1m~)	15		(1)全業務再開

15.4 予防課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	5	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (~72h)	14 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①危険物係 ・危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請に対する処理事務 ②予防査察係 ・A ランクなし
展開期 (~2w)	14 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	14 (全員)		(1)再開した A~D ランク業務の継続
復興期 (1m~)	14 (全員)	(1)全業務再開	

15.5 救急救命課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	2	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	5		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①救急救命係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	6		(1)全業務再開

15.6 厚木消防署(管理課含む)

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	1	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (~72h)	3 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (~2w)	3 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (~1m)	3 (全員)		(1)再開した A~D ランク業務の継 続
復興期 (1m~)	3 (全員)		(1)全業務再開

15.7 厚木消防署 警備第一課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	25	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	30 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	30 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	30 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	30 (全員)		(1)全業務再開



15.8 厚木消防署 警備第二課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	23	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動  (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	30 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	30 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	30 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	30 (全員)		(1)全業務再開

15.9 南毛利分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	13	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	23 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	23 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	23 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	23 (全員)		(1)全業務再開

15.10 相川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	17	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	23 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	23 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	23 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	23 (全員)		(1)全業務再開

15.11 玉川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	13 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	13 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	13 (全員)		(1)全業務再開

15.12 北消防署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	1	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	2 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	2 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	2 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	2 (全員)		(1)全業務再開

15.13 北消防署 警備第一課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	11 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	11 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	11 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	11 (全員)		(1)全業務再開

15.14 北消防署 警備第二課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	11 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	11 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	11 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	11 (全員)		(1)全業務再開

15.15 依知分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	15	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	23 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	23 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	23 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	23 (全員)		(1)全業務再開



15.16 小鮎分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	13 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	13 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	13 (全員)		(1)全業務再開

15.17 睦合分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	17	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	23 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	23 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	23 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	23 (全員)		(1)全業務再開

15.18 清川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)厚木市消防震災警備計画に 基づく行動 (2)厚木市消防地震発生時初動 態勢要綱に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	10 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	10 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	10 (全員)		(1)全業務再開

## 16. 市立病院

### 16.1 経営管理課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1) 市立病院対策部としての行動 (各課共通) ① 県指定災害医療拠点病院としての活動 ② 特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ① 必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ② 業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	5 (全員)		(3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ① 経営・経理係
展開期 (～2w)	5 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	5 (全員)		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	5 (全員)		(1) 全業務再開

16.2 病院総務課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	6	(1) 市立病院対策部としての行動 (各課共通) ① 県指定災害医療拠点病院としての活動 ② 特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ① 必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ② 業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (~72h)	7 (全員)		(3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ① 人事・労務係 ・ 職員の給料、諸手当に関する こと ・ 会計年度任用職員の雇用及び給料・手当に関する こと ・ 当直医の調整に関する こと ・ 外来担当医の調整に関する こと ・ 災害医療拠点病院に関する こと(DMAT含む) ② 施設・用度担当 ・ 病院の土地、建物及びその 附帯設備の維持管理に関する こと ・ 病院事業の資材、物品等の調 達、検収及び出納保管等に関する こと
展開期 (~2w)	7 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	7 (全員)		(1) 再開した A~D ランク業務の継続
復興期 (1m~)	7 (全員)		(1) 全業務再開

16.3 医事課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	6	(1) 市立病院対策部としての行動 (各課共通) ① 県指定災害医療拠点病院としての活動 ② 特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ① 必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ② 業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (~72h)	9 (全員)		(3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ① 医事係 ・A ランクなし
展開期 (~2w)	9 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (~1m)	9 (全員)		(1) 再開した A~D ランク業務の継続
復興期 (1m~)	9 (全員)		(1) 全業務再開

16.4 施設用度課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1) 市立病院対策部としての行動 (各課共通) ① 県指定災害医療拠点病院としての活動 ② 特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ① 必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ② 業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	5		(3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ・ 病院の土地、建物及びその附帯設備の維持管理に関すること ・ 病院事業の資材、物品等の調達、検収及び出納保管等に関すること ・ 災害医療拠点病院に関すること(DMAT含む)
展開期 (～2w)	7 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7 (全員)		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	7 (全員)		(1) 全業務再開

## 17. 議会事務局

### 17.1 議会総務課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)会議時にあつては傍聴者及び議員への避難誘導等(負傷者への応急処置) (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動 (5)正副議長の安否確認 (6)会議時にあつては議長へ被害状況等の報告	
初動期 (～72h)	10	(1)議会对策部議会班としての行動 ①議員への避難情報等の情報提供及び連絡調整 ②議員対応 ③各対策班の応急対応業務に係る緊急応援 ④特命事項への対処 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)議員との連絡体制確立 (5)必要に応じて会派代表者招集	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①議会総務係 ・個人情報保護に関する事務 ・議員の身分等に関する事務 ・議会の傍聴に関する事務 ・議場及び各室の管理に関する事務 ②議事調査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	11	(1)議会对策部議会班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	11	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更



対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	11	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 18. 教育総務部

### 18.1 教育総務課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)教育総務対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④特命事項への対応 (2)教育総務班としての行動 ①応急教育活動の準備に係る総合調整 ②市有教育施設の被災状況等の情報収集、整理 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教育総務係 ・教育委員会運営事務 ②教育企画係 ・厚木市教育情報システム仮想基盤の利用 ・学校ホームページの運用保守 ・保護者向け緊急メールの利用 ・教育情報ネットワークの専用通信回線等の利用 ・厚木市校務支援システムの運用保守 ・教育情報セキュリティ ・学校の情報機器の管理
展開期 (～2w)	12	(1)教育総務対策部、教育総務班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

18.2 教育施設課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)教育総務対策部としての行動 (各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④特命事項への対応 (2)学校施設班としての行動 ①学校施設の機能確保、応急対策 ②応急教育活動に向けた学校施設の安全確認、復旧 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①学校保全係 ・学校施設の清掃管理に関する事 ・学校施設の運転保守に関する事 ・学校施設の点検に関する事 ・学校施設の修繕に関する事 ・その他施設に関する事 ②学校管理係 ・学校施設の管理に関する事 ③計画整備係 ・教育委員会が所管する市有建物の建設及び改修に係る公共工事の設計及び監督に関する事 ・教育委員会が所管する市有建物修繕のサポートに関する事
展開期 (～2w)	13	(1)教育総務対策部、学校施設班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	13	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

18.3 学校給食課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17	(1)教育総務対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④特命事項への対応 (2)学校給食班としての行動 ①学校の給食施設の安全措置 ②学校給食センターの機能確保、応急対策 ③応急給食活動 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①給食係 ・A ランクなし ②給食経理係 ・A ランクなし ③北部学校給食センター係 ・A ランクなし ④南部学校給食センター係 ・A ランクなし ⑤学校給食施設整備担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	17	(1)教育総務対策部、学校給食班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	17	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	17	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 19. 学校教育部

### 19.1 学務課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)学校教育対策部としての行動(各課共通) ①応急教育の準備、総合調整、対応 ②特命事項への対応 (2)学校教育班としての行動 ①学校施設及び設備の機能確保並びに応急対策 ②児童及び生徒の避難並びに救護 ③児童及び生徒の安否確認 ④児童及び生徒に対する応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①学務係 ・A ランクなし ②保健安全係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	7	(1)学校教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)B、C ランク業務の逐次再開 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7	(1)応急策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した B、C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	9	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

19.2 教育指導課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)学校教育対策部としての行動(各課共通) ①応急教育の準備、総合調整、対応 ②特命事項への対応 (2)学校教育班としての行動 ①学校施設及び設備の機能確保並びに応急対策 ②児童及び生徒の避難並びに救護 ③児童及び生徒の安否確認 ④児童及び生徒に対する応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教育指導係 ・A ランクなし ②教育振興係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	11	(1)学校教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	11	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	11	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



19.3 教職員課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	4	(1)学校教育対策部としての行動(各課共通) ①応急教育の準備、総合調整、対応 ②特命事項への対応 (2)学校教育班としての行動 ①学校施設及び設備の機能確保並びに応急対策 ②児童及び生徒の避難並びに救護 ③児童及び生徒の安否確認 ④児童及び生徒に対する応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教職員係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	4	(1)学校教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	4	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	4	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

19.4 教育研究所

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	5	(1)学校教育対策部としての行動 (各課共通) ①応急教育の準備、総合調整、対応 ②特命事項への対応 (2)学校教育班としての行動 ①学校施設及び設備の機能確保並びに応急対策 ②児童及び生徒の避難並びに救護 ③児童及び生徒の安否確認 ④児童及び生徒に対する応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教育研究係 教育研修係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6 (全員)	(1)学校教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

19.5 青少年教育相談センター

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6 (全員)	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6 (全員)	(1)学校教育対策部としての行動 (各課共通) ①応急教育の準備、総合調整、対応 ②特命事項への対応 (2)学校教育班としての行動 ①学校施設及び設備の機能確保並びに応急対策 ②児童及び生徒の避難並びに救護 ③児童及び生徒の安否確認 ④児童及び生徒に対する応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①青少年教育相談センター ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6 (全員)	(1)学校教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

## 20. 社会教育部

### 20.1 社会教育課

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動 ①公民館の機能確保、応急対策 ②広域活動拠点(厚木西高校、厚木北高校)の維持・運営 ③体育施設の安全措置 ④帰宅困難者用一時滞在施設(東町スポーツセンター)の開設、運営 ⑤郷土博物館の機能確保、応急対策 ⑥中央図書館の機能確保、応急対策 ⑦特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①社会教育係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	6	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

20.2 公民館

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	50	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	75	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動 ①公民館の応急対策に係る調整、確認 ②特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①厚木北公民館 ・公民館の維持管理に関すること ②厚木南公民館 ・公民館の維持管理に関すること ③依知北公民館 ・公民館の維持管理に関すること ④依知南公民館 ・公民館の維持管理に関すること ⑤睦合北公民館 ・公民館の維持管理に関すること ⑥睦合南公民館 ・公民館の維持管理に関すること ⑦睦合西公民館 ・公民館の維持管理に関すること ⑧荻野公民館・上荻野分館 ・公民館の維持管理に関すること ⑨小鮎公民館 ・公民館の維持管理に関すること ⑩玉川公民館 ・公民館の維持管理に関すること

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			と ⑪南毛利公民館 ・公民館の維持管理に関するこ と ⑫相川公民館 ・公民館の維持管理に関するこ と ⑬緑ヶ丘公民館 ・公民館の維持管理に関するこ と ⑭愛甲公民館 ・公民館の維持管理に関するこ と ⑮森の里公民館 ・公民館の維持管理に関するこ と
展開期 (～2w)	75	(1)社会教育対策部社会教育班と としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	75	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復興期 (1m～)	75	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフ ト	(1)全業務再開

20.3 スポーツ推進課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動 ①公民館の機能確保、応急対策 ②広域活動拠点(厚木西高校、厚木北高校)の維持・運営 ③体育施設の安全措置 ④帰宅困難者用一時滞在施設(東町スポーツセンター)の開設、運営 ⑤郷土博物館の機能確保、応急対策 ⑥中央図書館の機能確保、応急対策 ⑦特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①スポーツ推進係 ・A ランクなし ②スポーツ施設管理係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

20.4 文化財保護課

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動 ①公民館の機能確保、応急対策 ②広域活動拠点(厚木西高校、厚木北高校)の維持・運営 ③体育施設の安全措置 ④帰宅困難者用一時滞在施設(東町スポーツセンター)の開設、運営 ⑤郷土博物館の機能確保、応急対策 ⑥中央図書館の機能確保、応急対策 ⑦特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①文化財保護係 ・A ランクなし ②あつぎ郷土博物館 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	13	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開



20.5 中央図書館

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動 ①公民館の機能確保、応急対策 ②広域活動拠点(厚木西高校、厚木北高校)の維持・運営 ③体育施設の安全措置 ④帰宅困難者用一時滞在施設(東町スポーツセンター)の開設、運営 ⑤郷土博物館の機能確保、応急対策 ⑥中央図書館の機能確保、応急対策 ⑦特命事項への対応 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①図書館係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8	(1)社会教育対策部社会教育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

21. 選挙管理委員会事務局

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等からの応援職員の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤特命事項への対応 (2)物資輸送班としての行動 ①市内避難所等への必要物資の配送計画及び実施 ②ヘリポートの確保 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①選挙係 ・日本国憲法の改正手続に関する法律(平成 19 年法律第 51 号)に規定する国民投票に関すること ・選挙の執行に関すること ・直接請求に関すること ・住民投票に関すること
展開期 (～2w)	6 (全員)	(1)総務対策部及び物資輸送班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	6 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

22. 監査事務局

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	5	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥特命事項への対応 (2)庁舎・車両班としての行動 ①本庁舎・第二庁舎の機能確保、応急対策 ②本庁舎・第二庁舎の来庁者等の避難誘導 ③車両調達・配車、燃料の確保 ④仮設電話の設置調整 ⑤市有財産の被害調査及び応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①監査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	5	(1)財務対策部及び庁舎・車両班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ③罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ④罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集 人数 予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	5	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	5	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

23. 農業委員会事務局

対応フェーズ	参集人数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (~3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (~72h)	5	(1)市民健康対策部の行動 (各課共通) ①医療救護本部、医療救護所の設置、運営 ②医療ボランティアの受入れ調整 ③避難所等における医療対策、衛生管理対策 ④住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑤遺体処理対策(安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑥特命事項への対応 (2)医療班としての行動 ①医療救護本部の設置・運営 ②医療救護所の開設・運営 ③医師会及び歯科医師会並びに関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤ヘリポート確保の対応 ⑥保健福祉センター・休日等急患センターの機能確保、応急対策 (3)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (4)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員)	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①農地管理係、支援担当 ・A ランクなし
展開期 (~2w)	7	(1)市民健康対策部、医療班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急対策業務の打ち切り調整</li> <li>(2) 要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰)</li> <li>(3) 撤収する外部支援部隊との業務引継</li> <li>(4) 残留する外部支援部隊との配置調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再開した A～D ランク業務の継続</li> <li>(2) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更</li> </ul>
復興期 (1m～)	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織変更</li> <li>(2) 復興業務所管部への要員シフト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全業務再開</li> </ul>

# V 通常優先業務の洗出しと 優先度ランク等の判断結果

1. 市長室
  - 1 秘書課
  - 2 広報課
  - 3 危機管理課
2. 政策部
  - 1 企画政策課
  - 2 行政経営課
  - 3 情報政策課
3. 総務部
  - 1 職員課
  - 2 行政総務課
  - 3 契約検査課
4. 財務部
  - 1 財政課
  - 2 財産管理課
  - 3 市民税課
  - 4 資産税課
  - 5 収納課
5. 福祉部
  - 1 福祉総務課
  - 2 生活福祉課
  - 3 障がい福祉課
  - 4 介護福祉課
6. 市民健康部
  - 1 市民課
  - 2 国保年金課
  - 3 健康長寿推進課
  - 4 健康づくり課
7. こども未来部
  - 1 こども育成課
  - 2 保育課
  - 3 子育て給付課
  - 4 子育て支援センター
  - 5 家庭相談課
  - 6 青少年課
8. 協働安全部
  - 1 市民協働推進課
  - 2 文化生涯学習課
  - 3 セーフコミュニティくらし安全課
  - 4 交通安全課
  - 5 地区市民センター
9. 環境農政部
  - 1 環境政策課
  - 2 生活環境課
  - 3 環境事業課
  - 4 農業政策課
10. 産業振興部
  - 1 産業振興課
  - 2 商業にぎわい課
  - 3 観光振興課
11. まちづくり計画部
  - 1 都市計画課
  - 2 住宅課
  - 3 建築課
  - 4 建築指導課
  - 5 開発審査課
  - 6 まちづくり指導課
12. 都市整備部
  - 1 下水道総務課
  - 2 下水道施設課
  - 3 河川ふれあい課
  - 4 公園緑地課
  - 5 市街地整備課
  - 6 まちづくり推進課
13. 道路部
  - 1 道路管理課
  - 2 道路維持課
  - 3 道路整備課
14. 会計課
  - 1 会計課



15. 消防本部
  - 1 消防総務課
  - 2 警防課
  - 3 指令課
  - 4 予防課
  - 5 救急救命課
  - 6 管理課
  - 7 厚木消防署
  - 8 厚木消防署警備第一課
  - 9 厚木消防署警備第二課
  - 10 南毛利分署
  - 11 相川分署
  - 12 玉川分署
  - 13 北消防署
  - 14 北消防署警備第一課
  - 15 北消防署警備第二課
  - 16 依知分署
  - 17 小鮎分署
  - 18 睦合分署
  - 19 清川分署
16. 市立病院
  - 1 経営管理課
  - 2 病院総務課
  - 3 施設用度課
  - 4 医事課
17. 議会事務局
  - 1 議会総務課
18. 教育総務部
  - 1 教育総務課
  - 2 学校施設課
  - 3 学校給食課
19. 学校教育部
  - 1 学務課
  - 2 教育指導課
  - 3 教職員課
  - 4 教育研究所
  - 5 青少年教育相談センター
20. 社会教育部
  - 1 社会教育課
  - 2 公民館
  - 3 スポーツ推進課
  - 4 文化財保護課
  - 5 中央図書館
21. 選挙管理委員会事務局
  - 1 選挙管理委員会事務局
22. 監査事務局
  - 1 監査事務局
23. 農業委員会事務局
  - 1 農業委員会事務

## 通常業務の洗出しと優先度ランク等の判断結果

各課各係による全ての事業・事務の優先判断の結果は次ページ以降の表のとおり。

- ・優先度ランク（A・B・C・D）
- ・課・係（担当）
- ・事業・事務
- ・課題
- ・必要人数（計）
- ・課外要員による代行可否（市職員、他都市職員、ボランティア）
- ・与影響度
- ・被影響度

### 優先度ランクの考え方

優先度ランク		再開時期 (発災後)	具体例
A	継続業務	早期再開を要する業務であり、原則としては規模縮小や業務方法の変更をしないで継続する業務 3時間 ～72時間	①市民の生命と財産を守るための業務 (例: 介護支援) ②市民生活の維持に係る業務 (例: 戸籍住基事務、生活保護事務、ごみ収集) ③休止すると重大な法令違反となる業務 (例: 選挙事務、法定検査)
B	縮小業務	早期再開を要する業務だが、市単独の再開に限界があり、規模縮小や業務方法の変更によって対応せざるを得ない業務 72時間 ～2週間	①電話や郵送で代行できる業務 (例: 相談業務、窓口業務) ②委託事業者や非正規職員の占める割合が多い業務
C	休止業務	災害復旧に一定のめどが立つまで休止・閉鎖せざるを得ない事業・業務 2週間 ～1か月	①多数の人が集まる文化施設や業務 (物資集積のスペース確保等) ②休止することに対して市民からの理解を得やすい業務 (例: 催事やイベント、保養施設運営)
D	判断が困難な事業・業務	判断が困難な事務や事業	

※参考 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(H28.2)

市長室 秘書課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	秘書係	市長及び副市長の日程調整	緊急性・必要性に応じて調整する。	3	○	○		高	高
B	秘書係	市長及び副市長のイベント等への出席及び随行	緊急性・必要性の低いものは出席を見送る等の対応を取る。	1.5	○	○		高	高
B	秘書係	来客等の応対	来客対応を限定し、優先順位が上位の他の業務を行う。	0.5	○	○		高	高
B	秘書係	市長の交際費等に関する事務	交際は減るため事務も縮小する。	0.5	○	○		中	中
B	秘書係	市長会及び副市長会に関する事務	事務局との連絡調整。他団体の状況にも左右される。	0.5	○	○		中	高
C	秘書係	一般表彰及び感謝状等に関する事務	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。		○	○		低	中
C	秘書係	国に対しての褒章手続き事務	(対象者がおり、かつ、期限までに申請が困難な場合)申請書等の提出期限の猶予措置が必要		○	○		低	中

市長室 広報課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	広報係	ホームページに関すること		3	×	×	×	高	高
A	広報係	ソーシャルメディアに関すること		3	×	×	×	中	高
B	広報係	広報あつぎの作成・発行等及び市政や市民活動に関する情報提供に関すること	広報あつぎの発行については、委託先である作成、配布業者が必須。その他の業務は一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	3	○	△		高	高
B	広報係	記者会見及びプレスリリースに関すること	緊急かつ重要な情報提供がなければ一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○	○		高	高
B	広報係	映像等による市政や市民活動の情報提供に関すること	緊急に周知しなければならない情報以外は一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○			高	高
C	広報係	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○	○	○	中	中
C	広聴係	自治会長との意見交換	場合により休止、延期	0.5	○			低	低
C	広聴係	保護者との意見交換	場合により休止、延期	0.5	○			低	低
C	広聴係	団体等との意見交換	場合により休止、延期	0.5	○			低	低
C	広聴係	わたしの提案、陳情・要望の処理	一時的に休止し、優先順位が高い他の業務を行う	1	○	△		中	低
C	広聴係	インターネットモニターアンケート事務	一時的に休止し、優先順位が高い他の業務を行う	0.5	○	○		低	低

市長室 危機管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	危機管理課	危機管理の総合調整に関する事		1	○			高	低
A	危機管理課	災害対策本部の設置・運営に関する事		3	○			高	低
A	危機管理課	地震災害警戒本部の設置・運営に関する事		1	○			高	低
A	危機管理課	市民安全対策本部の設置・運営に関する事		1	○			高	低
A	危機管理課	災害復旧の総合調整に関する事。		1	○			高	低
A	防災対策係	防災行政無線の放送に関する事。		1	○	○		高	低
B	防災対策係	MCA無線・ハザードトークに関する事		1	○	○		高	低
B	防災対策係	県防災情報ネットワークに関する事		0.5	○	○		中	高
B	危機管理係	自主防災倉庫に関する事		0.5	○	○		高	低
B	危機管理係	街頭消火器、大型消火器の維持管理に関する事		0.5	○	○		高	低
B	危機管理係	応急給水用井戸に関する事		0.5	○	○		高	低
B	危機管理係	耐震性貯水槽に関する事		0.5	○	○		高	低
B	危機管理係	防災用施設等修繕に関する事		0.5	○	○		中	中
B	危機管理係	危険ブロック塀等防災工事補助金に関する事		0.5	○	○		中	中
B	危機管理係	特設公衆電話に関する事		0.5	○	○		高	低
C	危機管理課	国民保護対策本部の設置・運営に関する事		0.5	○	○		低	低
C	危機管理課	緊急対処事態対策本部の設置・運営に関する事		0.5	○	○		低	低
C	危機管理係	業務継続計画策定事務に関する事		0.5	○	○		低	低
C	危機管理係	職員配備計画・職員行動マニュアル策定事務に関する事		0.5	○	○		低	低
C	危機管理係	自衛官募集事務に関する事。		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	急傾斜地崩壊対策事業に関する事		0.5	○	○		低	高
C	防災対策係	防災行政無線の維持管理・維持補修に関する事		0.5	○	○		低	高
C	防災対策係	防災ラジオの推進に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	自主防災隊による総合防災訓練に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	団体等主催訓練への指導、参加に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	自主防災隊連絡協議会の事務に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	市民防災研修会に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	総合防災指導員に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災指導員、防災推進員の指導育成に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営委員会に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営マニュアル作成に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営強化に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	緊急時消耗品に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災備蓄品の整備に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災情報システムに関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災備蓄倉庫維持管理に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	乳幼児等災害時対応備蓄強化事業に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災意識啓発事業に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	職員、関係機関との防災訓練に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	地域防災計画関連事業に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	指定避難所等安全対策事業に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	急傾斜地安全対策工事補助金に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	国民保護計画に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	災害対策基金積立金に関する事		0.2	○	○		低	低
C	危機管理課	防災事務経費に関する事		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	災害支援型自動販売機に関する事		0.2	○	○		低	低

政策部 企画政策課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	企画政策係	庁議の運営	臨時で緊急的に開催する可能性	0.8	○	△		中	低
B	友好交流係	ニューブリテン市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	揚州市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	軍浦市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	横手市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	網走市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	糸満市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	ニュージーランド関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	海外学生交流事業	事業実施中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	厚木市友好交流委員会に関する事務		0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の施策等の政策調整に関すること。)		0.03	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。)		0.03	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の庶務及び人事に関すること。)		0.02	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内会議(部内への情報の伝達等を図る会議をいう。以下同じ。))に関すること。)		0.02	○	○		低	低
C	企画政策係	人口ビジョン関連 まちづくり方針関連		0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	住民投票の実施に係る事務		0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	土地利用総合調整プロジェクトチームに関すること 将来のためのまちづくり屋チーム関連	特になし	0.45	○	△		低	低
C	企画政策係	社会資本整備交付金の調整	特になし	0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	都市再生整備計画関連事務	特になし	0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	県土地利用調整条例への対応	特になし	0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	特命事項に関すること 地下道活性化関連事務 大学連携・協働協議会関連事務	特になし	0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	国・県等への要望に関すること	特になし	0.1	○	△		低	低
C	企画政策係	総合教育会議の運営	特になし	0.1	○	△		低	低
C	企画政策係	関係機関との総合調整に係る事務	特になし	0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	出会いの場・交流の場創出事業関連事務	特になし	0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	庁舎建設等基金の運用及び管理	特になし	0.1	○	△		低	低
C	計画調整係	総合計画の作成及び進行管理 満足度調査の実施 総合計画審議会の運営	特になし	1.5	○	△		低	低
C	計画調整係	県総合計画に関すること マニフェストに関すること 政策検討会に関すること 部長のチャレンジ宣言に関すること 大型プロジェクト等に関すること	特になし	0.5	○	△		低	低
C	計画調整係	総合計画に位置付ける基本施策の進行状況、目標の達成状況及び取組状況の評価	特になし	0.7	○	△		低	低
C	計画調整係	まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成及び進行管理 まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の運営 地方創生交付金関連事務 地域再生計画関連事務	特になし	0.6	○	△		低	低
C	計画調整係	包括協定関連事務 専門員関連事務		0.1	○	△		低	低
C	計画調整係	国家戦略特区、総合特区、構造改革特区関連事務		0.25	○	△		低	低
C	企画政策係	あつぎの魅力創造発信関連事務		0.35	○	△		低	低
C	友好交流係	国際交流基金に関すること		0.1	○	△		低	低
C	友好交流係	国際交流事業交付金事業		0.1	○	△		低	低
C	友好交流係	友好交流ニュースレター発行事業		0.1	○	△		低	低

政策部 行政経営課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	行政経営係	行政経営の企画及び調整に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	行政改革の企画及び調整に関すること。		2	○	△	×	低	低
C	行政経営係	行政評価外部評価等に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	権限移譲事務に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	特例市に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	指定管理者制度に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	委託化推進に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	受益者負担に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	補助金の見直しに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	イベントの見直しに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広告掲載事業に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	窓口サービス向上に伴う調整に関するこ と。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	外郭団体の指導に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	職員提案制度に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	事務改善に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	職員アンケートに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	宮ヶ瀬ダム及び相模大堰に係る連絡調整		0.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	業務核都市の推進に係る意見交換及び連 絡調整		0.2	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広域行政連絡会(厚木市、秦野市、伊勢原 市、愛川町、清川村、県央地域県政総合 センター)に関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	県央相模川サミットに関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広域行政対策協議会厚木市、清川村に關 すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	厚木市・海老名市広域行政研究会に關 すること		1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	厚木・愛甲まちづくり研究会(厚木市、愛川 町、清川村)に関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	鳶尾山対策協議会に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設マネジメントの企画及び調整に關 すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設の最適化に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設包括管理委託に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	地域コミュニティ施設の検討に関するこ と		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	長期維持管理計画に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	インフラメンテナンス国民会議に関するこ と		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	PPP/PFIに関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	指定管理者制度に関すること(新規導入に 関すること)		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	施設運営の見直し及び有効活用に関する こと		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	現庁舎跡地活用の検討に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	土日開庁・年末年始施設開放に関するこ と		0.5	○	△	×	低	低
C	統計調査係	統計調査員協会		0.1	○	△	×	低	低
C	統計調査係	統計あつぎの作成		0.3	○	△	×	低	低
C	統計調査係	統計データの加工・分析・提供		0.1	○	△	×	低	低
D	統計調査係	国勢調査	国の受託事務のため、国の判断によ り、中止又は期間延長となること がある。	3	○	△	×	中	高
D	統計調査係	住宅・土地統計調査	国の受託事務のため、国の判断によ り、中止又は期間延長となること がある。	0.5	○	△	×	中	高
D	統計調査係	就業構造基本調査	国の受託事務のため、国の判断によ り、中止又は期間延長となること がある。	0.3	○	△	×	中	高
D	統計調査係	全国家計構造調査	国の受託事務のため、国の判断によ り、中止又は期間延長となること がある。	0.5	○	△	×	中	高
D	統計調査係	学校基本調査	国の受託事務のため、国の判断によ り、中止又は期間延長となること がある。	0.3	○	△	×	中	高

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
D	統計調査係	農林業センサス	国の受託事務のため、国の判断により、中止又は期間延長となることがある。	1	○	△	×	中	高
D	統計調査係	経済センサス-活動調査	国の受託事務のため、国の判断により、中止又は期間延長となることがある。	1	○	△	×	中	高
D	統計調査係	経済センサス-基礎調査	国の受託事務のため、国の判断により、中止又は期間延長となることがある。	1	○	△	×	中	高
D	統計調査係	人口統計調査	国の受託事務のため、国の判断により、中止又は期間延長となることがある。	0.1	○	△	×	中	低



政策部 情報政策課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	デジタル化推進係	個別システムの企画、開発、運用等に関する助言		0.5	×	×	×	高	高
A	デジタル化推進係	情報化に係る企画、開発、運用等に関する助言		0.5	×	×	×	中	高
A	デジタル化推進係	公衆無線LANに関すること		0.5	×	×	×	中	高
A	デジタル化推進係	所管システム等の運用又は障害発生に係る一時対応等		1	×	×	×	高	高
B	デジタル化推進係	インシデント報告のとりまとめに関すること		0.3	△	×	×	高	高
B	デジタル化推進係	情報セキュリティポリシーに関すること		0.1	×	×	×	高	高
B	デジタル化推進係	ITガバナンスに関すること		0.5	×	×	×	中	高
B	デジタル化推進係	新規又は更新等の企画、導入、運用等に関すること		0.5	×	×	×	中	高
B	デジタル化推進係	機器の貸出管理に関すること		0.5	△	×	×	中	高
B	デジタル化推進係	機器の修繕、ウイルス対策ソフトウェアのパターン更新等に関すること		0.1	△	×	×	中	高
C	デジタル化推進係	厚木市情報化推進委員会に関すること		0.1	×	×	×	低	高
C	デジタル化推進係	情報化推進計画の進行管理に関すること		0.1	×	×	×	低	高
C	デジタル化推進係	情報セキュリティ点検に関すること		0.1	×	×	×	中	中
C	デジタル化推進係	情報セキュリティ研修に関すること		0.1	×	×	×	中	低
A	地域情報推進係	メールマガジン、厚木市民情報提供システムに関すること		0.5	×	×	×	中	高
A	地域情報推進係	ホームページに関すること		1	×	×	×	高	高
B	地域情報推進係	公共施設予約システムに関すること		0.5	×	×	×	中	高
C	地域情報推進係	電子自治体共同運営協議会に関すること		0.1	×	△	×	中	高
C	地域情報推進係	オープンデータに関すること		0.2	△	○	×	中	低
C	地域情報推進係	情報プラザ事務(管理運営事務)に関すること		0.1	×	×	×	低	高
C	地域情報推進係	情報プラザ事務(その他機器の維持管理)に関すること		0.1	×	×	×	中	高
C	地域情報推進係	厚木アクストビル運営に係る事務に関すること		0.1	×	×	×	中	高
A	行政システム係	庁内系システムの運用・管理【サーバ・NW機器、端末・デバイス】に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	総合行政システムの運用管理に関すること		1	△	×	×	中	中
A	行政システム係	厚木データセンターのネットワークセキュリティに関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	厚木データセンターの運用管理に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	厚木データセンターのNW管理に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	基幹系システムの「厚木市情報基盤」に関すること	委託業者の継続可否に左右される	0.5	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システムの運用管理に関すること		0.5	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【住民記録・住基ネット】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【税システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【料システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	庁内系システムのセキュリティ管理【研修・調整】に関すること		0.3	△	×	×	低	低
B	行政システム係	地理情報システム(GIS)に関すること		0.2	△	×	×	中	中
B	行政システム係	LGWANに関すること		1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システム【選挙】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システム【取滞納システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システムのシステム管理【障害・調整・連絡】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	2	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システムのセキュリティ管理【研修・ID】に関すること		0.3	△	×	×	低	中
B	行政システム係	社会保障・税番号制度に関すること	委託業者の継続可否に左右される	0.5	△	×	×	中	中
B	行政システム係	コンビニ証明・自動交付機導入に関すること。	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
C	行政システム係	各種法・制度改正等にかかるシステム改修等の調整に関すること		0.2	△	×	×	低	高
C	行政システム係	係内の総括事務に関すること		0.1	△	×	×	低	低
C	行政システム係	基幹系システムの規定・要綱に関すること		0.2	△	×	×	低	中
C	行政システム係	各種統計調査に関すること		0.1	△	×	×	低	中
C	行政システム係	係内の庶務【予算・消耗品・支払等】に関すること		0.1	○	×	×	低	低
C	行政システム係	基幹系システム【口座振替・口座振込】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高

総務部 職員課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	職員課	総括	総括	1	○			高	高
C	人事研修係	職員(会計年度任用職員含む)の任免に関する事務	職員の被災状況の把握、再配置方法及び出退勤管理	1	○			中	高
C	人事研修係	選考及び採用試験に関する事務	委託業者の業務継続性、試験中止の場合の対応策	1	○			中	高
C	人事研修係	派遣に関する事務	派遣先との調整	1	○			低	低
C	人事研修係	分限処分に関する事務	安定的な業務の継続		○			低	低
C	人事研修係	各種証明書発行に関する事務	安定的な業務の継続		○	○		低	低
C	人事研修係	懲戒処分に関する事務	安定的な業務の継続		○			低	低
C	人事研修係	異動に関する事務	人事給与システム等の早期復旧		○			低	高
C	人事研修係	職員表彰に関する事務	表彰実施可否の判断		○			低	低
C	人事研修係	休暇に関する事務	人事給与システム等の早期復旧	1	○	○		低	高
C	人事研修係	会計年度任用職員の任免に関する事務	職員の被災状況の把握、再配置方法及び出退勤管理	1	○	○		中	高
C	人事研修係	庁内応援に関する事務	応援実施可否の判断	1	○			低	低
C	人事研修係	事務引き継ぎに関する事務	引継ぎ事務実施可否の判断		○			低	低
C	人事研修係	職員交渉、職員団体からの要望処理事務	交渉の時間確保		○			低	低
C	人事研修係	宿日直に関する事務	職員の被災状況の把握、再配置方法及び出退勤管理	1	○	○		中	高
C	人事研修係	職員の公正な職務遂行に関する事務	委員会の開催		○			低	低
C	人事研修係	庁内研修に関する事務	研修の実施可否の判断	0.5	○	○		低	高
C	人事研修係	職場研修に関する事務	研修の実施可否の判断		○	○		低	低
C	人事研修係	自己啓発(自主研究グループ)に関する事務	研修の実施可否の判断		○	○		低	低
C	人事研修係	派遣研修に関する事務	研修実施機関における研修実施可否	0.5	○	○		低	高
C	給与厚生係	給与(例月給与、期末勤勉手当)支給に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。各金融機関の継続性	1.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与控除(法定控除、法定外控除)に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。市町村共済組合、各金融機関等の継続性	0.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	年末調整、源泉徴収票の発行、法定調書作成に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	高
C	給与厚生係	普通昇給の実施に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	高
C	給与厚生係	初任給、退職手当に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	中
C	給与厚生係	給与費予算、決算、補正に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。	0.3	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与実態調査に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	高
C	給与厚生係	人事給与システムに関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。	0.3	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与改定に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	中
C	給与厚生係	各種保険取扱いに関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。各保険会社の継続性	0.2	○	△		高	高
C	給与厚生係	被服貸与に関する事務	契約事業者の継続性		○	△		中	高
C	給与厚生係	安全衛生(職員安全衛生員会、メンタルヘルス対策)に関する事務	産業医、委託事業者、職員安全衛生委員会等の継続性	0.3	○	△		中	高
C	給与厚生係	職員健康管理に関する事務	委託事業者の継続性	0.2	○	△		中	高
C	給与厚生係	公務災害補償に関する事務	地方公務員災害補償基金、労働基準監督署、厚木市公務災害補償等認定委員会の継続性	0.2	○	△		高	高
C	給与厚生係	市町村共済組合に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。市町村共済組合の継続性	0.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	職員厚生会に関する事務	契約事業者、委託事業者の継続性	1	○	△		低	中

総務部 行政総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	情報公開・ 法制係	議会の招集、議案の収集、一般質問、常任 委員会等に関する業務	各課の対応の可否が予測不可	0.5	△			高	高
B	情報公開・ 法制係	市議会及び行政委員会との連絡調整、全員 協議会に関する業務	各課の対応の可否が予測不可	0.5	△			高	高
B	情報公開・ 法制係	例規文書の公布及び公表、公示・公告文書 の取扱い、例規審査等に関する業務	緊急性のある条例の対応	0.5	△			中	低
B	行政総務係	事務室の配置に関すること。		0.5	○			高	低
B	行政総務係	関係機関との総合調整に関すること。		0.3	△			中	低
B	行政総務係	文書管理システム、保存文書、公印使用承 認、郵送料に関する業務	公印及び文書の焼失等した場合の 対応	0.5	○			中	高
C	行政総務係	行政不服審査会に関すること。	相手方の状況の予測が不可能。	0.3	△			中	高
C	情報公開・ 法制係	訴訟に関する業務	裁判所及び相手方の状況の予測が 不可能	0.3	△	△		中	高
C	情報公開・ 法制係	顧問弁護士相談等に関する業務	顧問弁護士の状況の予測が不可能	0.3	○	○		中	高
C	情報公開・ 法制係	公平委員会に関する業務	委員会の開催	0.5	△	△		中	高
C	情報公開・ 法制係	自己情報開示請求に関する業務	市政情報、保有個人情報の焼失等し た場合の対応	0.5	△			中	低
C	情報公開・ 法制係	情報公開請求に関する業務	市政情報、保有個人情報の焼失等し た場合の対応	0.5	△			中	低
C	情報公開・ 法制係	市政情報コーナー窓口及び市政情報管理 に関する業務	庁舎の被災状況及び情報コーナー の再開の可否	1	○	○		低	低
C	情報公開・ 法制係	市刊行物の頒布に関する業務	市政情報の焼失等した場合の対応	0.3	○	○		低	低
C	行政総務係	事務管理の企画及び調整に関すること。		1				低	低
C	行政総務係	行政組織に関すること。		0.8				低	低
C	行政総務係	職員定数に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	事務分掌及び事務決裁に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	附属機関の調整に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	庁内の消耗品の一元化に関すること。		0.3		○	○	低	低
C	行政総務係	浄書及び印刷に関する業務	庁舎の被災状況及び印刷室の再開 の可否	2	○	○		低	低
C	行政総務係	部内の施策等の政策調整に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関 すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内の庶務及び人事に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内会議に関すること。		0.3				低	低
C	情報公開・ 法制係	行政手続制度に関する業務	特になし	0.3	△			低	低

総務部 契約検査課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	工事検査係	工事等請負契約に係る検査	対象物の被害状態により、検査の遂行について検討が必要となる	1	△			中	低
A	工事検査係	建設工事の設計単価、歩掛等に係る事務	県のシステム状態により、事務執行方法について検討が必要となる。	1	△	△		中	低
B	物品契約係	物件供給契約の入札制度に係る事務	確実な状況把握に伴う、手法の検討が必要	0.5				中	高
B	物品契約係	入札参加資格者の登録申請・変更手続きに係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	1	△			中	高
B	物品契約係	物品購入及び清掃・警備等に係る委託の契約事務	事業者の被災状況、システムの稼働状況等により、購入手続等の検討が必要	0.5	△			中	高
B	物品契約係	物品の検収に係る事務 (取得価格100万円以上の備品)	対象物の被害状況、事業者の被災状況により、検収の手法について検討が必要	0.5	○	○		中	高
B	物品契約係	契約制度等検討委員会(小委員会)に係る事務	確実な状況把握に伴う、手法の検討が必要	1				中	高
B	工事契約係	工事及びコンサルの入札制度に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5	△			中	高
B	工事契約係	契約管理システムに係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	1	△			中	高
B	工事契約係	電子入札システムに係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	1				中	高
B	工事契約係	入札参加資格者の登録申請・変更手続きに係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	1	△			中	高
B	工事契約係	工事、コンサルの入札及び契約事務全般に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5	△			中	高
B	工事契約係	小規模工事の事務に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5	△	△		中	高
B	工事契約係	公契約条例に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5	△	△		中	高
B	工事契約係	契約制度等検討委員会に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	1				中	高
C	工事契約係	実態調査に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要		○	△		低	高
C	工事契約係	入札参加停止及び指名停止の措置に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5	△			中	高
C	工事契約係	公正入札調査委員会に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要					中	高
C	工事検査係	建設技術の総括及び指導に係る事務	なし	0.5	△	△		低	低
C	工事検査係	優良建設工事業者等の表彰に係る事務	被表彰者の状態により、事務執行方法について検討が必要となる。		○	○	○	低	低
C	工事検査係	工事の安全指導に係る事務	なし	0.5	△	△		中	低

財務部 財政課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	財政係	執行管理事務		7	△			高	低
B	財政係	公共料金支払事務	財務会計システムが停止した時の対応	1	△			低	高
A	財政係	財政計画事務		0.033	△			中	低
A	財政係	財務規則等法制執務事務		0.033	△			中	低
A	財政係	財政制度等事務		0.033	△			中	低
C	財政係	公会計制度事務		0.016	△			低	中
A	財政係	国庫補助金等確保事務		0.016	△			中	低
A	財政係	当初予算編成事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.115	△			中	低
A	財政係	繰越事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			中	低
A	財政係	補正予算編成事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			高	低
C	財政係	起債事務		0.033	△			低	高
C	財政係	市債償還事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			低	高
C	財政係	資金に関する調整(一時借入金等)事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			低	高
C	財政係	補助金・交付金関連事務		0.016	△			低	高
C	財政係	基金管理・運用事務		0.016	△			低	高
C	財政係	普通交付税・特別交付税事務		0.033	△			低	高
C	財政係	各種交付金事務		0.016	△			低	高
A	財政係	財務会計システム事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			高	高
A	財政係	決算審査事務		0.115	△			中	低
A	財政係	決算報告事務		0.115	△			中	低
C	財政係	決算統計事務		0.115	△			低	高
C	財政係	財政健全化判断比率等事務		0.016	△			低	高
A	財政係	財政調査事務		0.033	△			中	低
A	財政係	財政報告・公表事務		0.016	△			中	低
A	財政係	部内政策調整事務		0.016	△			中	低
C	財政係	収入調定事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.016	△			低	高
C	財政係	寄附採納事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.016	△			低	高
A	財政係	課内庶務事務・部内庶務事務(部内の庶務及び人事に関すること。)		0.016	△			中	低
A	財政係	課内庶務事務・部内庶務事務(部内会議に関すること。)		0.016	△			中	低
A	財政係	協議会事務		0.016	△			中	低

財務部 財産管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	施設管理係	庁舎の総括的管理に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	2	△	△		高	低
A	施設管理係	厚木市電話システムに関すること	災害時優先電話の活用方法	1	△			高	高
A	施設管理係	庁舎等の修繕に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	3人及び 業務員	△	△		高	低
A	施設管理係	公用車の総括的管理に関すること		1人及び 自動車 運転員	△			高	低
A	施設管理係	公用車の車検及び法定点検に関すること	突発災害による修繕不能の場合や協定先ガソリンスタンド等の利用不可の場合の対応	1	△	△		高	高
A	施設管理係	公用車自動車損害保険に関すること	車検、自賠責、共済等の加入ができないことにより、車両の使用が不可となる。業務停滞が長引くと影響が大きい。	1	△			高	高
A	施設管理係	公用車の事故処理に関すること	実況見分等、事故処理事務が可能な状況かどうか	1				高	中
A	施設管理係	公用車(車両・原付・自転車)の維持管理に関すること	緊急時も車両が使用可能な状態を維持できているか	1人及び 自動車 運転員	△			高	中
A	施設管理係	庁内電気設備の保守管理に関すること		1人及び 業務員				高	高
A	施設管理係	空調機器、ポンプ類の保守管理に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
A	施設管理係	簡易専用水道、受水槽、高置水槽の保守に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
A	施設管理係	水道管等の保守管理に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
A	施設管理係	公用車の維持管理及び修理に関すること	突発災害による修繕不能の場合や協定先ガソリンスタンド等の利用不可の場合の対応	1人及び 自動車 運転員	△	△		高	高
A	施設管理係	公用車の運転業務に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	1人及び 自動車 運転員	△	△		高	低
B	財産管理係	財産の引継ぎ及び変更に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	△			低	低
B	財産管理係	行政財産の目的外使用に関すること。	通常手続きが行えない緊急時での許可等の判断をどうするのか。	1	△			中	低
B	財産管理係	普通財産の維持補修に関すること。	状況によっては土地・建物等普通財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	3	○			中	低
B	施設管理係	電話交換業務及び電話案内、庁内放送に関すること	【突発災害】委託業務については継続不可と想定されるため職員による代替が必要となるが、内線自体が使用不能の自体も想定される	1				高	高
C	財産管理係	基金の運用及び管理に関すること。			△			中	高
C	財産管理係	有価証券台帳の作成及び整理等有価証券に関すること。			△			中	高
C	財産管理係	維持管理支援システム管理・運用に関すること。	ネットワーク機器破損による入力更新等不能状態が見込まれる。	1	△	△		中	低
C	財産管理係	自主点検の実施に関すること。	建物等の市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握ができるかどうか。	各施設1名	△	△	△	低	低
C	財産管理係	市有地の境界査定に関すること。	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。また場合によっては他課との調整が必要。	2	○			中	低
C	財産管理係	行政区域に関すること。	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。また場合によっては他課、他市との調整が必要。	1	○			中	低
C	財産管理係	財産台帳の作成、整理、保管及び管理システムに関すること。	ネットワーク機器破損による入力更新等不能状態が見込まれる。	1	△			中	低
D	財産管理係	市有財産の総合調整に関すること。(諸問題事項含む。)	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。	2	△			中	中
C	財産管理係	市有財産の有効活用方針の執行管理に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい	1	○			低	低
C	財産管理係	県央都市管財事務研究会に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい	1	△			低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	財産管理係	財政事情の公表、公共施設状況調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	○			低	低
C	財産管理係	地方財政状況調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	○	○		低	低
C	財産管理係	財産に関する調書に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	○	○		低	低
C	財産管理係	財産に関する各種調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	○	○		低	低
C	財産管理係	公有地の拡大の推進に関する法律の事務に関すること。		1	○			低	低
C	財産管理係	公共施設の委託業務の一元化に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい	1	○			低	低
C	財産管理係	登記に関すること。	登記等関係機関が業務停止等をしている場合、権利関係の確定ができないことが想定される。	1	△	△		中	高
C	財産管理係	公有地評価委員会に関すること。	突発災害時における財産の取得、売却が想定できないため、委員会自体の開催はないものとする。	1				低	低
C	財産管理係	建物総合損害共済(市有物件共済)に関すること。	建物等の市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握ができるかどうか。	1	△			低	高
C	財産管理係	借地に係る総括的管理に関すること。(借地物件見直し方針の執行管理)	即応の必要性が生じることは考えにくい	1	○	○		低	低
C	財産管理係	普通財産の管理、貸付、使用許可に関すること。(市有林・西山含む。)	状況によっては土地・建物等普通財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	1	○			中	低
C	財産管理係	普通財産の取得・処分に関すること。(遊休地売却事務等)		1	△			中	低
C	財産管理係	課・係の庶務に関すること。(予算・決算・係内総括事務含む。)	状況によっては通常予算の編成等が不能となるケースが想定されること	1	○			低	低
D	財産管理係	長寿命化事業に係る優先度判定の実施。	施設所管課との連絡調整が必要であるため、施設の適切な維持管理ができなくなる可能性がある。この場合、施設利用者すべてに影響する。	各施設1名	△	△		低	低
D	財産管理係	長寿命化実施検討委員会に関すること。	課等長の出席が難しい場合、代理者等により委員会を開催することが考えられる。	十数名程度	△			低	低
D	財産管理係	長寿命化事業に係る現地調査に関すること。	建物等の市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握ができるかどうか。 緊急時においては民間・公営建物の応急危険度判定が優先されるため、復旧期以降に現地調査に着手するが、必要人員を確保できるかが課題である。	十数名程度	△		△	低	低
D	施設管理係	庁舎の案内に関すること		1	△	△			
D	施設管理係	行政財産使用許可及び庁舎使用許可に関すること		1	△	△		低	低
D	施設管理係	私用電話料、公衆電話料の徴収に関すること	突発災害時に使用可能かどうか。	1	△	△		中	低
D	施設管理係	共通物品調達(国旗・市旗)の発注・配布に関すること		1	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎防火管理規程に関すること		1	△	△		中	低
D	施設管理係	消防計画に関すること	消防計画等に沿った体制維持、行動ができるかどうか 【突発災害】上位計画に則った対応となる。	1	△	△		中	低
D	施設管理係	防災計画の策定に関すること	消防計画等に沿った体制維持、行動ができるかどうか 【突発災害】上位計画に則った対応となる。	1	△	△		中	低
D	施設管理係	来庁者駐車場・公用車駐車場の管理に関すること	状況によっては、駐車場としては使用できなくなるケースが想定される。	3	△	△		高	高
D	施設管理係	庁舎の管理に係る業務委託に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、委託業務継続できるかどうか	1				高	高
D	施設管理係	庁舎の廃棄物処理に関すること		3	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎の節電に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	1	△	△		高	低
D	施設管理係	PPSの導入に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	1	△	△		高	低
D	施設管理係	第二庁舎の賃貸借に関すること	賃貸人との連絡調整が不能な場合における維持管理面で様々な影響が想定される。	1				高	高

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
D	施設管理係	厚木中央公園地下駐車場使用券に関する こと	突発災害時に駐車場の破損状況によ り利用できなくなる場合も想定される。	1				中	中
D	施設管理係	庁用備品の管理・発注・備品台帳の整備に 関すること	緊急時には職員の増員等が必要とな る場合も想定される	1	△	△		高	低
D	施設管理係	庁内放送に関すること	突発災害時に放送機器が使用可能状 況にあるかどうか。	2	△	△		高	高
D	施設管理係	会議室及び更衣ロッカーの管理に関する こと		1	△	△		低	低
D	施設管理係	拾得物の管理に関すること		1	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎自衛消防隊の編成・消防訓練に関する こと	緊急時における自衛消防隊の編成は 必須であるため、必要人員を確保でき るかが課題である。	1	△			中	低
D	施設管理係	資源再生に関すること		1	△	△		低	低
D	施設管理係	低公害車導入事業に関すること		1	△			中	中
D	施設管理係	共用車の配車に関すること	緊急時も車両が使用可能な状態を維 持できているか、配車の優先順位をど うするか	2	○	○	○	高	低
D	施設管理係	公用車の安全運転指導に関すること		1	△			中	低
D	施設管理係	各排水槽の保守管理に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁 舎機能維持に必須のものであるため、 委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
D	施設管理係	建築物環境衛生管理(技術者含む)に関する こと	専門知識を要する業務であり、かつ庁 舎機能維持に必須のものであるため、 委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
D	施設管理係	空調設備取扱作業(主任者)に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁 舎機能維持に必須のものであるため、 委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
D	施設管理係	消火栓圧力保守に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁 舎機能維持に必須のものであるため、 委託業務継続できるかどうか	1人及び 業務員				高	高
D	施設管理係	係内庶務に関すること		1	△	△		低	低



財務部 市民税課

ランク	係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	税制係	税制に関すること(主に条例改正)	関係部署の業務継続が不可欠	0.15	○			中	高
B	税制係	市税歳入・歳出計画及び予算編成等に関すること	関係部署の業務継続が不可欠	0.28	○			中	高
B	税制係	法人市民税の賦課に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.43	○	○		中	高
B	税制係	軽自動車税の賦課に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.57	○	○		中	高
B	税制係	市たばこ税・入湯税に係る申告に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.43	○	○		中	高
B	税制係	調定に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.43	○			中	高
B	税制係	電算との連絡調整及びオンライン業務に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.28	○			中	高
B	税制係	eLTAXに関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.28	○			中	高
B	税制係	自動車臨時運行許可に関すること		0.57	○	○		中	中
B	税制係	市税証明に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.85	○	○		高	高
C	税制係	税番号制(マイナンバー制)に関すること	関係部署の業務継続が不可欠	0.15	○			低	低
C	税制係	法人市民税に係る景気の予測に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.15	○			低	低
C	税制係	市税諸統計に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.15	○			低	低
C	税制係	固定資産評価審査委員会に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.28	○			中	高
B	特別徴収係	歳入調定の集計管理事務、予算編成・決算資料作成事務	課税システム及び総合行政情報システムの業務継続が不可欠	0.27	○			中	高
B	特別徴収係	個人住民税特別徴収に係る賦課事務(当初課税)	納税義務者への通知期限が地方税法で定められているため、課税システムの業務継続が不可欠。延期するには関係部署との調整、市民周知が必要。	0.89	○	○		高	高
B	特別徴収係	個人住民税特別徴収に係る賦課事務(現年度随時課税・税額変更処理)	課税システムの業務継続が不可欠。	0.89	○	○		中	高
B	特別徴収係	個人住民税特別徴収に係る賦課事務(過年度減額(還付)処理)	課税システムの業務継続が不可欠	0.18	○	○		中	高
B	特別徴収係	電算処理に関すること(当初課税・データ送付等)	課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○			高	高
B	特別徴収係	電算処理に関すること(プログラム改修等)	課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○			高	高
B	特別徴収係	特別徴収税額決定通知書等発送事務(当初課税)(各種帳票等設計・封入封かん・発送)	納税義務者への通知期限が地方税法で定められているため、課税システムの業務継続が不可欠。延期するには関係部署との調整、市民周知が必要。	0.27	○	○		高	高
B	特別徴収係	特別徴収税額決定(変更)通知書等発送事務(月例随時:現年・過年)	課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○	○		中	高
B	特別徴収係	公的年金の特別徴収に関すること	(一社)地方税電子化協議会及び課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○	○		中	高
B	特別徴収係	個人市民税の減免に関すること	災害時には減免希望者が増える可能性がある。	0.27	○			中	低
B	特別徴収係	課税状況等調作成に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.18	○			中	高
B	特別徴収係	個人市民税の異議申立てに関すること		0.27	○			低	低
B	特別徴収係	特別徴収関係事務(普通徴収から特別徴収への切替処理等事務、転勤及び名称変更事務、特別徴収推進に関することほか)	課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○	○		中	高
B	特別徴収係	ゆうちょ銀行指定通知書関係事務	課税システムの業務継続が不可欠	0.09	○			中	高

B	特別徴収係	給与支払報告書に関する事(青色総括表(特別徴収事業所用)等各種帳票設計・封入封かん・発送、茶色総括表(普通徴収事業所用・茶色)の帳票設計・作成、住所誤報、年末調整説明会関係事務)	関係委託業者及び課税システムの業務継続が不可欠。	0.27	○			中	高
B	特別徴収係	電子給与支払報告書(エルタックス・MO)に関する事	課税システム及び(一社)地方税電子化協議会の業務継続が不可欠	0.18	○	○		中	高
B	特別徴収係	税制に関する事	関係者の業務継続が不可欠	0.18	○	○		中	高
C	特別徴収係	住民登録外課税・法第294条第3項の通知に関する事	他市町村に与える影響が大きい。	0.18	○	○		中	高
C	特別徴収係	納税通知書返戻調査及び公示送達に関する事		0.27	○	○		低	高
C	特別徴収係	相続人指定届、納税管理人指定届に関する事	年単位で遅れると賦課できる期限を超過してしまい、賦課ができなくなる。	0.18	○	○		中	低
B	特別徴収係	給与所得者異動届出書等処理事務	課税システムの業務継続が不可欠	0.27	○	○		中	高
B	特別徴収係	納期の特例に関する事	特例による納期が年2回(6月・12月)なので、時期によっては特別徴収義務者に与える影響が大きい。	0.18	○	○		中	高
C	特別徴収係	課税資料等の整理・保管に関する事		0.27	○	○		低	低
C	特別徴収係	広報・HP等による周知・啓発事務		0.18	○			低	低
C	特別徴収係	税務署・県税事務所等との連絡調整等に関する事		0.09	○			低	低
C	特別徴収係	個人住民税特別徴収課税事務に係る庶務(事務改善・予算執行・議会対応・臨時職員関係事務・他市回送ほか)		0.09	○			低	低
B	普通徴収係	電算処理に関する事	課税システムの稼働が必要	0.19	○			高	高
B	普通徴収係	当初賦課に関する事	発災時期により、影響度が大きく変わり、上半期の場合、与・被影響度ともに甚大	0.57	○	○		高	高
B	普通徴収係	個人市民税の減免に関する事		0.19	○			中	低
C	普通徴収係	相続人指定届、納税管理人指定届に関する事		0.19	○	○		中	低
B	普通徴収係	申告受付に関する事		0.57	○	○		中	低
B	普通徴収係	個人市民税の異議申立てに関する事		0.19	○			低	低
C	普通徴収係	調定に関する事	課税システムの稼働が必要	0.19	○	○		中	高
C	普通徴収係	税務署における資料複写・補完に関する事		0.32	○	○		中	低
C	普通徴収係	二次課税以降の賦課に関する事	課税システムの稼働が必要	0.57	○	○		中	高
C	普通徴収係	各種帳票設計に関する事	発災時期により、影響度が大きく変わる。	0.19	○			中	中
C	普通徴収係	市・県民税申告書送付に関する事	課税システムの稼働が必要	0.57	○	○		中	高
C	普通徴収係	未申告調査に関する事		0.19	○	○		低	低
C	普通徴収係	納税通知書返戻調査及び公示送達に関する事		0.19	○	○		低	高
C	普通徴収係	納税通知書設計・封入封かんに関する事	印字プログラムの作成も合わせて委託しているため短期間での代替は困難	0.19	○			中	高
C	普通徴収係	国税連携データの管理に関する事	システムの稼働が必要	0.19	○			中	高
C	普通徴収係	課税資料等の整理・保管に関する事		0.19	○	○		低	低
C	普通徴収係	税務署・県税事務所等との連絡調整に関する事		0.06	○			低	低
C	普通徴収係	各種調査等の回答に関する事	課税システムの稼働が必要	0.19	○			中	高
C	普通徴収係	個人事業等の開廃業に関する事		0.06	○	○		低	低

財務部 資産税課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	家屋・償却資産係	家屋調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	家屋評価システムに関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	COKAS-Iに関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
A	家屋・償却資産係	納税通知書の封入封緘及び発送に関する事	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	納税通知書の返戻処理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	低
A	家屋・償却資産係	地図情報システム(マルコとの連携)に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	家屋・償却資産係	電算依頼事務に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	家屋・償却資産係	非課税、特例、減免(火災等)に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
A	家屋・償却資産係	閲覧縦覧に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	土地係	電算事務に関する事(電算帳票の設計、管理及びオンライン端末の管理を含む)プログラム改造委託(土地データの一括処理)	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
A	土地係	土地現地調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	2	△	△		高	中
A	土地係	固定資産評価システムに関する事	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	中
A	土地係	納税通知書・封筒の作成(1月中)、印字、封入封緘に関する事(広告を入れる) 納付書の発送、返戻、公示送達に関する事	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	土地係	基本台帳、住登外登録、修正	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
A	土地係	非課税、減免に関する事(不均一課税含む)	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△	△		高	高
A	土地係	COKAS-Iに関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△	△		高	高
A	土地係	縦覧事務(集計・郵送)	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	高
B	家屋・償却資産係	県税物件に関する事	人員・システム等の業務体制の確保・神奈川県への提出期限		△			高	高
B	家屋・償却資産係	評価替え全般の対応に関する事	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	固定資産税、都市計画税の価格決定に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			高	高
B	家屋・償却資産係	固定資産税、都市計画税の調定に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			高	高
B	家屋・償却資産係	事務総括に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	中
B	家屋・償却資産係	予算編成に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	家屋・償却資産係	議会に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	家屋・償却資産係	条例改正に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	賦課更正に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	高
B	家屋・償却資産係	概要調書及び地方交付税に関する事	人員・システム等の業務体制の確保・神奈川県への提出期限		△			高	中
B	家屋・償却資産係	建築確認申請並びに登記済通知の集計及び管理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	所有権移転等並びに未登記家屋の処理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	納税管理人の処理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	相続人の処理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	証明関係に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	企業誘致条例(不均一課税)に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	航空写真の撮影委託に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			低	低
B	家屋・償却資産係	大規模償却資産の特例に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
B	家屋・償却資産係	総務大臣配分・県知事配分に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	電子申告(エルタックス)に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	異動データエントリー業務委託に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	高
B	家屋・償却資産係	帳票の作成・発注に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	申告書の発送及び受付処理に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	税務署調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	保健所調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	税理士調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	未申告調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	税制改正に伴うプログラム改造に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	償却資産申告書の入力に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	償却資産実地調査に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	申告の催告に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	低
B	家屋・償却資産係	国有資産等所在市町村交付金に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	審査申出及び異議申出等に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	中

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	土地係	旧公図・大絵図・航空写真・課税台帳等の保管管理に関する事(廃棄文書、マイクロ文書含む)	システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
B	土地係	庁内LAN端末に関する事(HPの修正、PC研修等を含む)	システム等の業務体制の確保	0.2	○	△		中	中
B	土地係	宅地の評価に関する事(評価評定、時点修正業務委託を含む) 特別補正に関する事(比準表を含む。調査及び研究)	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保	0.5	△	△		中	高
B	土地係	雑種地の評価に関する事(造成費の算定、調査及び研究)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	ゴルフ場の評価に関する事(委託含む)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	鉄軌道敷の評価に関する事	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	農地の評価に関する事(優良宅地含む)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	山林の評価に関する事(保安林・砂防林の調査、指定及び解除)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	原野、池沼の評価に関する事	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	牧場、鉱泉地の評価に関する事	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	事務総括に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	中
B	土地係	予算編成に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	土地係	議会に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	土地係	条例改正等に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△	△		高	高
B	土地係	照会事務等に関する事(課内調整等を含む)	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			中	高
B	土地係	登記済通知書の整理(表示・権利)	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
B	土地係	調定、価格等の決定及び過誤納金に関する事(賦課更正含む)	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	高
B	土地係	概要調書(委託含む)に関する事	システム等の業務体制の確保		△			低	中
B	土地係	交付税に関する事	システム等の業務体制の確保		△			低	中
B	土地係	課税計算(遡り計算)に関する事	システム等の業務体制の確保		△	△		高	中
B	土地係	農地課税に関する事			△	△		中	中
B	土地係	評価審査委員会に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			高	中
B	土地係	審査申出及び異議申出等に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		○			高	中
C	家屋・償却資産係	都市税協・三市一町一村連絡協議会に関する事			△	△		低	低
C	家屋・償却資産係	非木造評価、調査及び計算の指導に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
C	家屋・償却資産係	課の庶務に関する事			○			低	低
C	家屋・償却資産係	係の庶務に関する事			○			低	低
C	家屋・償却資産係	臨時職員に関する事			○			低	低
C	家屋・償却資産係	減額(耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良)に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	低
C	家屋・償却資産係	保存文書に関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
C	家屋・償却資産係	広報及び厚木市ホームページに関する事	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
C	家屋・償却資産係	木造評価、調査及び計算の指導に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
C	家屋・償却資産係	税務署等からの照会・回答に関する事	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	低
C	土地係	係内研修会に関する事	人員等の業務体制の確保		△			高	低
C	土地係	売買実例に関する事			△	△		低	中
C	土地係	都市税協・三市一町一村会議に関する事(調整事務を含む)			△	△		低	低
C	土地係	課内庶務に関する事(文書管理システム・電子文書確認を含む)			○			低	低
C	土地係	係内庶務に関する事			○			低	低
C	土地係	特別土地保有税に関する事			○			低	中
C	土地係	登記済み通知・422条の3通知等に係る法務局との調整	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	高

財務部 収納課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	収納管理係	課内予算の執行及び決算等に関する こと。	神奈川県等への提出期限	0.5	△			中	低
B	収納管理係	課内庶務に関すること。	神奈川県等への提出期限	0.5	△			中	中
C	収納管理係	文書引継ぎ及び整理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			低	低
C	収納管理係	照会調査関係処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			中	低
B	収納管理係	県民税支払い及び県民税賦課徴収取 扱委託金に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			高	高
B	収納管理係	確定延滞金の請求処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	高
B	収納管理係	収入実績の作成及び科目振替に関す ること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	高
B	収納管理係	市税の収納管理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			中	高
C	収納管理係	退職分離所得の処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	低
C	収納管理係	軽自継続検査用納税証明書の発送に 関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納管理係	口座振替に関すること。	委託先の業務再開の可否が予測不能	2	△			高	中
B	収納管理係	コンビニ収納、マルチペイメント及びク レジットカード収納に関すること。	委託先の業務再開の可否が予測不能	2	△			高	中
B	収納管理係	還付金請求書処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
B	収納管理係	法人及び特徴のパンチに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
B	収納管理係	窓口対応、日計帳票出力・pufureデー タ受信・日計集計及び窓口納付金集 計に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納管理係	市税の還付充当に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
C	収納管理係	還付未済に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			中	低
C	収納管理係	納税貯蓄組合の事務及び納税啓発に 関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	低
B	収納管理係	市税の督促状発送に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	中
C	収納対策係	帳票作成及び徴税用紙の管理に関す ること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	高
B	収納対策係	不服申立及び犯則取締に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			中	高
B	収納対策係	係内各種実績等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			低	高
C	収納対策係	コールセンターに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	低
B	収納対策係	所有者・納管人変更、公示送達連絡 に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			中	高
B	収納対策係	国税還付金の差押に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	高
B	収納対策係	不納欠損に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			中	高
C	収納対策係	催告書の発送に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	5	△			低	高
B	収納対策係	電算処理事務に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			中	高
B	収納対策係	予定表作成・処理依頼に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			低	高
B	収納対策係	徴収・換価猶予に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	4	△			中	高
B	収納対策係	基幹系情報システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			中	高
C	収納対策係	県外出張に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	4	△			低	低
B	収納対策係	納税相談に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	9	△			中	高
C	収納対策係	市税及び県民税の徴収の囑託及び受 託に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			低	中
B	収納対策係/債権回収係	滞納処分執行と解除に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	3.1	△			中	高
B	収納対策係/債権回収係	滞納処分の停止に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1.7	△			中	高
B	収納対策係/債権回収係	交付要求に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1.7	△			中	高
B	債権回収係	国税還付金の差押に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	基幹系情報システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
C	債権回収係	市税等滞納対策本部に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			低	低
B	債権回収係	不服申立及び犯則取締りに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	係内各種実績等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	財産調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	債権回収係	換価(取立)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
C	債権回収係	公売に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			高	高

福祉部 福祉総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	福祉政策係	避難行動要支援者登録・情報提供事務	自主防災隊・民生委員等への災害情報の伝達及び、避難支援等関係者からの避難情報の集約	0.3	○	○	△	高	高
A	福祉政策係	避難行動要支援者支援システム運用・管理	避難行動要支援者情報の発信や把握の方法について、具体的な整理がされていない。また、要支援者名簿が消失や棄損した際の対応。	0.2	△	△		高	高
A	福祉政策係	福祉総合情報システムの運用・管理	システムの安定稼働にシステム事業者が対応できるか不明	0.4	△			高	高
A	自立支援担当	中国残留邦人等支援事業に関する業務	被支援者の安全の確保及び支援給付費の遅延なき支給及び通訳の確保	0.6	○	○	支給業務以外○	高	低
B	福祉政策係	(社会福祉の総合的企画及び調整に関すること。)	特になし	0.4	△			低	低
B	福祉政策係	(公印(福祉事務所に係る公印に限る。)の管理に関すること。)	特になし	0.2	○			低	低
B	福祉政策係	(文書(福祉事務所に係る文書に限る。)の收受に関すること。)	特になし	0.2	○			低	低
B	福祉政策係	地域見守り活動関係事務	災害時の協定事業者の対応を把握できるか不明		○	○	○	高	中
B	福祉政策係	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員が必要とする支援を把握できるか不明	0.4	○			中	高
B	福祉政策係	日本赤十字社関係事務	日本赤十字社との災害時の連携方法や対応方法については、具体的な整理がされていない。	0.3	○	○	○	高	高
B	発達支援係	児童発達支援センター運営上の事務に関すること	特になし	3	△			中	高
B	発達支援係	療育相談に関すること	施設の安全性と職員の欠勤率	2				中	低
B	発達支援係	療育支援事業運営上の事務に関すること	特になし	1	△			中	低
B	発達支援係	各関係機関との連絡調整に関すること	特になし	1				中	低
B	自立支援担当	生活困窮者自立相談支援事業の相談業務	職員・非常勤特別職員の欠勤	1.2	△			中	低
B	自立支援担当	住宅確保給付金に関する事務	職員・非常勤特別職員の欠勤	1.2	△			中	低
B	自立支援担当	就労準備支援事業に関する事務	職員・委託業務従事者の欠勤	0.1				中	低
B	自立支援担当	学習支援事業に関する業務	施設の安全性と職員・委託業務従事者の欠勤	0.1				中	低
C	福祉政策係	(社会福祉に係る統計に関すること。)	特になし		○			低	低
C	福祉政策係	地区地域福祉推進委員会への補助金の交付等	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	地域福祉推進協議会事務局	特になし	0.1	○			低	低
C	福祉政策係	福祉の概要の作成	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	災害弔慰金、災害見舞金の支給事務	他都市で被災した被災者情報の把握が困難		○	○		低	低
C	福祉政策係	表彰式の開催等	特になし	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	社会福祉基金の受付・管理	特になし		○			低	低
C	福祉政策係	社会を明るくする運動推進委員会事務局	特になし	0.4	○	○	○	低	低
C	福祉政策係	(福祉有償運送市町村共同運営協議会に関すること。)	特になし		○			低	低
C	福祉政策係	戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の受付	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	戦没者追悼式の開催	特になし	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	被爆者の会への補助金の交付等	特になし	0.1	○			低	低
C	福祉政策係	被爆者慰問金の支給事務	特になし	0.2	○	○		低	低
C	福祉政策係	民生委員推薦会の開催等	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	(厚木市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。)	社会福祉協議会がボランティアセンターを開設運営した場合の対応が具体的に整理されていない。	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	保険福祉審議会の開催等	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく事務(心のバリアフリー推進事務に限る。)に関すること。)	特になし		○			低	低
C	福祉政策係	平和意識の普及啓発事業の実施	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	社会福祉法人の認可・指導監査事務	社会福祉法人が避難所となっている場合は、対応が困難	0.2				中	低
C	福祉政策係	部内政策調整会議の開催	優先度の高いものから処理	0.4	○			低	低
C	福祉政策係	(部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。)	優先度の高いものから処理	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	(部内の庶務及び人事に関すること。)	優先度の高いものから処理	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	(部内会議に関すること。)	優先度の高いものから処理	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	保護司会への補助金の交付等	特になし	0.1	○			低	低
C	福祉政策係	更生保護女性会への補助金の交付等	特になし	0.1	○			低	低
C	福祉政策係	遺族会への補助金の交付等	特になし	0.1	○			低	低
C	発達支援係	地域支援事業に関すること	施設の安全性と職員の欠勤率	2				低	低
C	発達支援係	発達障がい理解促進に関すること	施設の安全性と職員の欠勤率	1				中	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	発達支援係	経過観察に関すること	施設の安全性と職員の欠勤率	4				中	低
C	発達支援係	親子サロンに関すること	施設の安全性と職員の欠勤率	1				中	低
C	自立支援担当	生活困窮者自立支援制度に関する統計調査等	特になし	0.6	○			低	低
D	自立支援担当	ホームレス巡回相談に関する業務	支援中のホームレスの安否確認方法と新たなホームレスへの支援方法	1.2	○	○	○	中	低

福祉部 地域包括ケア推進課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	地域包括ケア 推進係	地域包括ケア連携センター	連絡手段	1	○			高	高
A	地域支援係	地域包括支援センターの運営に関する事		1	○	○		高	高
A	地域支援係	地域包括支援センターの指導・相談に関する事(地域ケア会議含む)		1	○	○		高	高
B	地域支援係	地域包括支援センターシステムに関する事		0.9	○			中	高
B	地域支援係	旧公民館に関する事		0.5	○	○		中	高
C	地域包括ケア 推進係	部内政策調整会議の開催	優先度の高いものから処理	0.4	○			低	低
C	地域包括ケア 推進係	在宅医療・介護連携の推進に関する事(厚 愛地区医療介護連絡会義含む)	特になし	0.5	○			低	低
C	地域包括ケア 推進係	認知症サポーター養成講座に関する事	特になし	0.3	△			低	低
C	地域包括ケア 推進係	認知症施策の推進に関する事	特になし	0.7	△	△		低	低
C	地域包括ケア 推進係	地域支援事業費交付金(国・県・支払い基 金)に関する事	特になし	0.1	△			低	低
C	地域支援係	地域包括支援センターの代表者会議に関する 事			○			中	高
C	地域支援係	地域包括支援センター担当者会議に関する 事			△			低	低
C	地域支援係	地域包括支援センター運営協議会に関する 事		0.1	○			低	高
C	地域支援係	高齢者バス割引乗車券購入費助成事業		0.1	○	○		低	高
C	地域支援係	老人憩の家建設関係事務			△			低	中
C	地域支援係	老人憩の家維持管理及び維持補修事務		0.9	○	○		低	中
C	地域支援係	ミニデイ等実施会場に関する事			△			底	底
C	地域支援係	老人保養施設利用助成事務		0.1	○	○		低	高
C	地域支援係	高齢者タクシー助成事業		0.1	○	○		低	高
C	地域支援係	地区地域福祉推進委員会への補助金の交 付等	特になし	0.1	○			低	低
C	地域支援係	地域福祉推進協議会事務局	特になし		○			低	低
C	地域支援係	福祉有償運送市町村共同運営協議会に関 する事。	特になし	0.1	○			低	低
C	地域支援係	生活支援サービス体制整備に関する事		0.1	○			低	低



福祉部 生活福祉課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	経理給付係	経理給付係の総括事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1	△	△		高	高
A	経理給付係	生活保護法に基づく経理事務	生活保護者への給付事務ができるか	2	△	△		中	中
B	経理給付係	課内庶務	関係部署との業務連携ができるか	0.1	△	△		低	低
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における医療扶助事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1.4	△	△		高	高
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における介護扶助事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1.4	△	△		高	高
B	経理給付係	適正な生活保護実施体制の確立と関係機関(警察組織)との連携を図る事務	関係部署との業務連携	0.6	△	△		低	低
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.6	△	△		高	高
B	経理給付係	行旅病人及び行旅死亡人に関する救護・調査・埋葬等に関する事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.2	△	△		高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	6				高	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
C	経理給付係	生活保護受給者に対する就労支援に関する業務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	1.3	△	△		中	中
C	経理給付係	無縁墓地の管理等に関する事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.2	△	△		低	低
C	保護第一係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第一係	神奈川県生活保護施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低
C	保護第二係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第二係	神奈川県生活保護施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低
C	保護第三係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第三係	神奈川県生活保護施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低
C	保護第四係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第四係	神奈川県生活保護施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低

福祉部 障がい福祉課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都 市職 員	ボラン ティア		
A	障がい福祉係	手話通訳者及び要約筆記者派遣事務	被災した対象者との連絡調整	2	○	○		中	高
A	障がい福祉係	身体障害者手帳、療育手帳関係事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応・事務処理期限の遵守	0.4	○	○		中	高
A	障がい福祉係	特別障害者手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.2	○	○		高	中
A	障がい福祉係	障害児福祉手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.2	○	○		高	中
A	障がい福祉係	経過的福祉手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.1	○	○		高	中
A	障がい福祉係	心身障害者医療費助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	1	○	△		高	高
A	障がい福祉係	委託契約事務	委託代替業者が見つからなかった 場合の対応	0.1	○	○		中	中
A	障がい福祉係	電算システム関係事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策	0.4	○	△		高	高
A	障がい給付係	虐待防止(虐待防止ネットワーク会議を含 む)に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応事務、処理に遅滞のないよう に行う	1	○			中	中
A	障がい者支援第一係	医療保護入院(市長同意)事務	事務処理期限の遵守	1	○	○		高	高
B	障がい福祉係	タクシー・ガソリン券助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.4	○	○		中	中
B	障がい福祉係	課内庶務事務	優先度の高いものから処理	0.1	○			中	中
B	障がい給付係	障害支援区分の認定に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応、審査会委員との連絡調整	1	○	○		高	高
B	障がい給付係	自立支援医療に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応、支払遅延のないように処理	0.5	○	○		中	中
B	障がい給付係	グループホーム家賃助成事務	支払遅延のないように処理	1	○	○		中	中
B	障がい者支援第一係	障害福祉サービス支給決定事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第一係	自立支援医療(精神通院医療)受付・交 付事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第一係	精神障害者保健福祉手帳受付・交付事 務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第一係	訪問・生活支援	被災した対象者の安否・所在確認	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	障害者日常生活用具給付事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	重度障害者緊急通報システム事業	利用者の安否確認	0.2	○	○		高	高
C	障がい福祉係	手話及び要約筆記講習会開催事務	被災した対象者との連絡調整	0.1	○	○		中	高
C	障がい福祉係	体育大会開催事務	被災した事業者との連絡調整・事 業実施の可否の判断	0.2	○	○		中	高
C	障がい福祉係	通所交通費一部助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.2	○	○		中	高
C	障がい福祉係	家具転倒防止器具設置関係事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	障害者介護手当事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	外国籍障害者等給付金事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	各種減免・割引制度に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	障害者福祉関係団体事務	被災した障がい者団体との連絡調 整	0.2	○	○		低	高
C	障がい福祉係	障害福祉経費の予算編成・執行管理等	行政情報が焼失、毀損した際の対 応策、金融機関の業務が停止した 場合の対応	0.4	○	△		高	高
C	障がい福祉係	臨時・非常勤職員雇用関係事務	職員課の対応如何	0.4	○	△		中	中
C	障がい福祉係	情報公開に関する事務	公文書が焼失、紛失、毀損した際 の対応策	0.1	○			低	低
C	障がい福祉係	広報掲載に関する事務	特になし	0.1	○	○		低	低
C	障がい給付係	障がい者福祉計画の執行管理及び事業 の推進	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○			低	低
C	障がい給付係	国庫及び県費の負担金に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい給付係	国庫及び県費の補助金に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい給付係	地域生活支援事業に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい者支援第一係	ケア会議	関係機関との連絡調整	1	○			中	中
C	障がい者支援第二係	障害者補装具給付等事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
C	障がい者支援第二係	障害者移動支援事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
C	障がい者支援第二係	障害者日中一時支援事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高
C	障がい者支援第二係	障害者住宅設備等改善助成事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	中
C	障がい者支援第二係	重度身体障害者入浴サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	障がい者支援第二係	身体障害者自動車改造等助成事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高
C	障がい者支援第二係	高額障害者福祉サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	低
C	障がい者支援第二係	重度障害者理髪サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高
C	障がい者支援第二係	重度障害者寝具乾燥消毒事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高
C	障がい者支援第二係	重度障害児メディカルショートステイ事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高

福祉部 介護福祉課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	高齢者支援係	緊急通報システムに関する事務		1.5	○			高	高
A	高齢者支援係	徘徊高齢者SOSシステムに関する事務		1.5	○			高	高
A	高齢者支援係	厚木市権利擁護支援センターに関する事		0.5	○	△		高	高
A	高齢者支援係	成年後見制度に関する事務		1	○	○		高	高
A	高齢者支援係	高齢者緊急一時保護事業に関する事務		1.5	○	○		高	高
A	高齢者支援係	見守りネットワークに関する事務		1	○			高	高
B	介護給付係	予算の編成及び執行管理(予算・決算)、国・県の補助金に関する事	特になし	1	○	△		低	低
B	介護給付係	保険給付の執行及び管理に関する事	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	2	△			中	高
B	介護給付係	介護保険事業所の苦情等に関する事	関係者の対応が困難	1	△			中	中
B	介護給付係	事業者の指定に関する事	関係機関の対応が困難	1	△			中	高
B	介護認定係	介護認定審査会の運営に関する事	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	5	△	△		中	高
B	介護認定係	認定調査・主治医意見書の依頼に関する事	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	14	△	△		中	高
B	介護保険料係	被保険者の資格取得及び喪失に関する事	関係機関の対応が予測困難	2	○	△		高	高
B	介護保険料係	介護保険料の徴収の嘱託及び受託に関する事	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	1	△			高	高
B	高齢者支援係	介護予防・日常生活支援総合事業の相談、受付に関する事務(介護ケアマネジメント業務に関する事を含む)		0.2	○	△		中	中
B	高齢者支援係	訪問型・通所型サービス事業に関する事務		0.2	○	○		中	中
B	高齢者支援係	生きがいセンター維持管理・補修に関する事務		0.6	○	△		中	中
C	介護給付係	事業計画の進行管理及び策定に関する事	特になし	2	△	△		低	低
C	介護給付係	人材確保、介護職員等研修支援事業に関する事務		1	○			低	低
C	介護保険料係	被保険者の不服申立てに関する事	関係機関の対応が予測困難	1	△			中	中
C	介護保険料係	被保険者に対する介護保険料の賦課及び徴収に関する事	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	2	△			低	低
C	介護保険料係	制度の周知及び普及啓発に関する事	特になし	1	○	○	○	低	低
C	介護保険料係	介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事	電算事業者の対応が予測困難	1	△			低	低
C	介護給付係	民間老人福祉施設借入償還金補助金交付事務		1	○			低	低
C	介護給付係	施設整備に関する事務		1	△			中	高
C	高齢者支援係	災害時要援護者支援班マニュアル作成及び防災訓練の実施計画に関する事		0.2	△			低	低
C	高齢者支援係	高齢者支援検討会議に関する事務		0.2	△			低	低
C	高齢者支援係	日常生活用具の給付等に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	理髪サービスに関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	はり・きゅう・マッサージ助成に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	ねたきり等家族慰労金に関する事務		0.2	△			低	低
C	高齢者支援係	外国籍高齢者福祉給付金に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	救急医療情報セット配布事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	家具転倒防止事業に関する事務		0.2	○			底	底
C	高齢者支援係	寝具乾燥消毒事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	高齢者虐待防止ネットワークに関する事務		0.2	△			低	低
C	高齢者支援係	県央都市老人福祉連絡協議会に関する事務		0.1	△	○		低	低
C	高齢者支援係	ひとり暮らしやねたきり等の登録事務に関する事務		0.2	△			中	中
C	高齢者支援係	老人ホーム等の施設整備に関する事務		0.1	△			中	中
C	高齢者支援係	養護老人ホーム等の入所相談、措置及び指導事務		0.2	△	○		低	低
C	高齢者支援係	養護老人ホーム等の経理・補助金申請等に関する事務		0.1	△	○		低	低
C	高齢者支援係	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関する事務		0.1	△			中	中
C	高齢者支援係	生活支援サービスに関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	在宅医療・介護連携の推進に関する事務(厚木市医療福祉検討会議・厚愛地区医療介護連絡会議含む)		0.1	○			低	低
C	高齢者支援係	家族介護支援事業に関する事務		0.2	○	○		低	低
C	高齢者支援係	セーフティ住宅支援事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	介護サービス相談員派遣事業に関する事務		0.2	○	△		低	低
C	高齢者支援係	介護予防支援事業に関する事務		0.2	△	△		低	低
C	高齢者支援係	一般介護予防事業に関する事務		0.2	△	△		低	低
C	高齢者支援係	地域支援事業費交付金(国・県・支払い基金)に関する事務		0.1	△	△		低	低
C	高齢者支援係	敬老事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	敬老祝金・祝品等給付事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	高齢者訪問に関する事務		0.2	○			低	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	高齢者支援係	シルバー人材センターの運営に関する事務		0.2	○			中	中
C	高齢者支援係	100歳高齢者に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	老人の日記念事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	地区敬老事業に関する事務		0.2	○			低	低
C	高齢者支援係	敬老事業運営費交付金に関する事務		0.2	○			低	低

市民健康部 市民課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	住民異動係	窓口受付事務に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○	○		高	高
A	住民異動係	証明書等作成交付に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○	○		高	高
A	住民異動係	住民異動届に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○	○		高	高
A	住民異動係	住民基本台帳、戸籍の附票の処理及び管理に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	住民記録オンラインに関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	中長期に在留者等の住居地届出等に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	戸籍係	届書の受付及び審査に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.8	○	○		高	低
A	戸籍係	届書の照合に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.6	○	○		高	低
A	戸籍係	戸籍の記載に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.6	○	○		高	低
A	戸籍係	戸籍システムに関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.6	○	○		高	高
A	戸籍係	戸籍副本データ管理システムに関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.1	○	○		高	高
A	戸籍係	埋火葬許可に関する事	担当職員不在時の事業維持	0.8	○	○		高	低
A	戸籍係	犯歴事務(破産、成年後見制度含む)に関する事(成年被後見人、破産者及び犯罪人の名簿に関する事。)	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開が必要	0.5	○	○		高	高
A	斎場管理係	斎場予約システムに関する事	システム業者との調整、システムの稼働が急務、システムが稼働しない場合の対策	0.8	○	△		高	高
A	斎場管理係	斎場運営支援システムに関する事	システム業者との調整、システムの稼働が急務、システムが稼働しない場合の対策	0.8	○	△		高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	窓口受付事務に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○			高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	個人番号カード交付等に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	2	○			高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	電子証明に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○			高	高
B	住民異動係	印鑑登録に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.4	○	○		高	高
B	住民異動係	住民の異動に係る児童・生徒の転入学に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○	○		高	高
B	住民異動係	ストーカー被害等の対策に関する事	警察等との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
B	住民異動係	部内の庶務・調整に関する事	関係課との調整が必要	0.4	○	○		中	中
B	戸籍係	犯歴事務(身分照会(破産、成年後見制度含む。))に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開必要	0.5	○	○		高	低
B	斎場管理係	斎場運営に関する事	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高
B	斎場管理係	施設の維持管理・維持補修に関する事	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高
B	斎場管理係	火葬炉の維持管理・維持補修に関する事	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	住民異動係	郵送請求に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		高	高
C	住民異動係	住民票の閲覧に関すること	システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.1	○	○		中	高
C	住民異動係	連絡所及び地区市民センターに関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		高	高
C	住民異動係	本人通知制度に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.1	○	○		中	高
C	住民異動係	自動交付機、コンビニ交付に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.4	○	○		中	高
C	住民異動係	住民実態調査に関すること	システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		中	高
C	戸籍係	届書の期間経過通知書の送付に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.4	○	○		高	低
C	戸籍係	裁判所等からの通知に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開が必要。	0.3	○	○		高	高
C	戸籍係	県央地区戸籍事務協議会等に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.1	○	○		低	低
C	戸籍係	人口動態事務に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.5	○	○		高	低
C	戸籍係	相続税法58条の通知に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.2	○	○		高	高
C	斎場管理係	売店運営に関すること	職員及び委託業者不在時の事業維持				△	低	低

市民健康部 国保年金課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	国保給付係	電算(国保システム等)に関すること	国保関係システムの復旧	2	△	△		高	高
A	国保給付係	届出に関すること	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
A	国保給付係	資格照会に関すること	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
A	国保給付係	被保険者証発行に関すること	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
A	国保保険料係	保険料の収納に関すること。	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	高
A	国保保険料係	保険料の還付に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	国保保険料係	保険料の充当に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	国保保険料係	証返還、短期証及び資格証明書の交付に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	国保給付係	保険給付の届出に関すること	窓口が開設できる場所の確保	3	△	△			
A	国保給付係	窓口対応に関すること	窓口が開設できる場所の確保	3	△	△	△	高	中
A	国保給付係	限度額適用認定証等に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	国保給付係	特定疾病療養受領証事務に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	長寿医療係	電算(後期システム等)に関すること	後期関係システムの復旧	2	△	△		高	高
B	国民年金係	資格異動届、保険料免除・学生納付特例事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	3	△	△		中	中
B	国民年金係	高齢・障害・遺族年金、特別障害給付金事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	3	△	△		中	中
B	国民年金係	受給権確認事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	3	△	△		中	中
B	国保給付係	一部負担金減免に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	1	△	△		高	高
B	国保給付係	資格管理(アコーダー入力、チェック、住登外生保資格得失、資格適正化)	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
B	国保給付係	被保険者証管理(更新、送付先管理、居所不明、再交付等)	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
B	国保給付係	退職者医療制度(加入、切替)	システムの稼働が不可欠	2	△			中	高
B	国保保険料係	保険料率の策定	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
B	国保保険料係	賦課及び納入通知書(当初、例月、調定)	システムの稼働が不可欠	5	△			高	高
B	国保保険料係	減免	システムの稼働が不可欠	5	△			中	高
B	国保保険料係	特別徴収	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
B	国保保険料係	受付窓口	システムの稼働が不可欠、窓口開設は不可欠	5	△			高	高
B	国保保険料係	国庫県費(基盤安定、調整交付金)	提出期限あり	2	△			中	高
B	国保保険料係	条例・規則・要綱等の改廃	制度改正や事務変更に対応するため不可欠					高	高
B	国保保険料係	課庶務(庁内外からの郵便物、メール)			○			中	中
B	国保保険料係	保険料の調定に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
B	国保保険料係	確定延滞金の請求に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
B	国保保険料係	口座振替に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
B	国保保険料係	滞納処分に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
B	国保保険料係	交付要求に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
B	国保保険料係	督促状、催告書に関すること。	システムの稼働が不可欠	3	△	△		高	高
B	国民年金係	窓口相談業務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	3	△	△		中	中
B	長寿医療係	滞納処分の執行及び欠損処分等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	高
B	国保給付係	非常勤職員・臨時職員に関すること		1	△	△		低	低
B	国保給付係	高額療養費等の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠 連合会との連携が必要	3	△	△		高	高
B	国保給付係	出産育児一時金の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	1	△	△		高	高
B	国保給付係	葬祭費の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	1	△	△		高	高
B	国保給付係	療養費の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠 連合会との連携が必要	3	△	△		高	高
B	国保給付係	傷病手当金の支給に関すること	システムの稼働が不可欠	1	△	△		高	高
C	国保管理係	予算の編成及び執行管理(予算・決算)	財務会計システムの稼働が不可欠	1	△	△		高	低
C	国保給付係	国庫補助金・県補助金に関すること	期限猶予等の措置が不可欠	1	△	△		高	低
C	国保給付係	社会保障診療報酬支払基金に関すること	国保システム等の稼働及び支払期限 猶予等の措置が不可欠	1	△	△		高	中
C	国保給付係	事業月報・年報の作成に関すること	期限猶予の調整が不可欠	1	△	△		中	高
C	国保給付係	不当利得及び給付調整に関すること	国保連合会のデータで作業を行うため、連携が必要	1	△	△		中	高
C	国保給付係	レセプト点検に関すること	国保関係システムの稼働及びレセプト点検員の確保が不可欠	4	△	△		低	高
C	国保管理係	ジェネリック医薬品差額通知に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	1	△	△		低	高
C	国保管理係	保健事業に関すること(データヘルス計画・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施)		4	△	△		低	高
C	国保管理係	健康診査等(特定健診・人間ドック)の実施に関すること	健診データ管理システムの稼働及び医療機関の再開が不可欠	1	△	△		高	高
C	国保管理係	特定保健指導の実施に関すること。	受託事業者の業務継続及び国保関係システムの稼働が不可欠	3	△	△		高	高
C	国保給付係	医療費通知の作成・発送に関すること。	県国保連の業務継続及び国保関係システムの稼働が不可欠	1	△	△		中	高
C	国保保険料係	未納者資格に関する調査等に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		低	低



ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	国保保険料係	口座振替の勧奨に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		低	低
C	国保保険料係	コールセンターに関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	中
C	国保保険料係	徴収事務の私人委託に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
C	国保保険料係	国民健康保険料の徴収委託及び受託に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
C	国保保険料係	徴収、換価猶予に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
C	国保保険料係	郵便戻りに関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	中
C	国保保険料係	国民健康保険の欠損・執行停止処分に関する事	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	高
C	国保保険料係	徴収困難な事案作成に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	中
C	国保保険料係	実態調査等の各種調査回答に関する事	システムの稼働が不可欠	2	△	△		中	高
C	長寿医療係	口座振替の推進等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		中	高
C	長寿医療係	徴収の囑託及び受託等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		低	高
D	国保管理係	運営協議会の事務に関する事	委員招集は会長	1	○			低	低
D	国保給付係	情報公開・個人情報保護に関する事	各システムの稼働及び書類の保存状況の確認が不可欠	1	△	△		高	高
D	国保給付係	第三者行為に関する事	国保関係システム関係の稼働が不可欠 連合会との連携が必要	1	△	△		高	高
D	国民年金係	窓口サービスの拡充に関する事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	3	△	△		低	低
D	長寿医療係	予算の編成及び執行管理	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	低
D	長寿医療係	被保険者証等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	高
D	長寿医療係	葬祭費・療養費等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		中	高
D	長寿医療係	賦課・督促・催告・短期証等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		高	高
D	長寿医療係	後期高齢者健康診査等	システムの稼働が不可欠	6	△	△		中	中

市民健康部 健康長寿推進課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	健康医療係	災害時医療対策に関すること。		1				高	高
A	健康医療係	メジカルセンターの管理運営に関すること。		1	△			高	高
A	健康医療係	歯科保健センターの管理運営に関すること。		1	△			高	高
A	健康医療係	感染症に関すること。	感染症発生時の職員、医師等の 人員の確保	1	△			高	高
A	保健福祉施設係	公共建築物の自主点検に関すること		1	○	○		低	低
A	保健福祉施設係	休日等における緊急時の対応に関すること		1	○			中	低
B	健康医療係	障がい者歯科診療運営補助金及び県補助金 に関すること。	歯科医師等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△			高	高
B	健康医療係	三師会に関すること。		0.3				中	高
B	健康医療係	産科医師分娩手当補助金及び県補助金に 関すること。	分娩機能等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	救急医療に関すること。		0.3				高	高
B	健康医療係	休日・夜間急患診療補助金及び県補助金に 関すること。	医師等の確保ができないと実施 は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	病院群輪番制病院補助金に関すること。	病院機能等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	休日歯科診療補助金に関すること。	歯科医師等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	要介護・高齢者等歯科診療補助金に関する こと。	歯科医師等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	救急医療機関外国籍市民対策費補助金及び 県補助金に関すること。		0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	広域救急医療負担金に関すること。		0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	電話健康相談事業に関すること。	委託業者の継続可否に左右され る	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	医師会・歯科医師会協力に関すること。		0.3	△			中	中
B	健康医療係	新型インフルエンザ等対策に関すること。	感染症発生時の職員、医師等の 人員の確保	0.3	△			高	高
B	健康医療係	献血の実施に関すること。	赤十字血液センターの継続可否 に左右される	0.3	○	△		中	高
B	健康医療係	防火管理事務に関すること。		0.3	△			低	低
B	保健福祉施設係	業務委託に関すること	委託事業者の状況による	1	○			低	高
B	保健福祉施設係	施設及び物品修繕に関すること	修繕請負事業者の状況による	1	○			中	高
C	健康医療係	普通財産の管理運営に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	健康医療係	神奈川県ドクターヘリ支援協会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	メディカルコントロール協議会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	セーフコミュニティ外傷サーベイランス委員会 に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	健康食育推進協議会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	健康食育推進計画に関すること。		0.2				低	低
C	健康医療係	健康食育あつぎプランモデル地区「まちの保健 室」に関すること。	スタッフ・実施場所の確保が出来 ないと実施は困難	0.2	○	○	△	中	中
C	健康医療係	あゆこちゃんGENKIポイント事業に関する こと。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	食品衛生協会に関すること。		0.2	△	△		中	低
C	健康医療係	保健衛生行政協力費に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	薬物乱用防止に関すること。		0.2	△	△		中	低
C	健康医療係	受動喫煙防止に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	健康の道に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	健康医療係	老人クラブ指導者育成及び生きがい等推進事 業に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	在宅歯科・口腔ケア推進事業費交付金に関 すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士奨学金返済助成金に関 すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士転入奨励助成金に関す ること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士復職等奨励助成金に関 すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職人材確保事業交付金に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	老人福祉センター寿荘の維持管理		0.2	△			中	中
C	保健福祉施設係	係の総括に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	予算及び決算に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	総合計画ほか重要施策の立案及び執行管理 に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	公金及び駐車券の管理に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	歳入・歳出予算の執行管理に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	消防計画に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	防災訓練及び消防訓練に関すること		0.1	○	○		低	低
C	保健福祉施設係	施設の維持補修計画に関すること		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	フロン排出抑制法に基づく第1種特定製品の 点検に関すること		0.1	○	○		低	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	保健福祉施設係	社会資本整備総合交付金に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	視察対応に関する事		0.1	○	○		低	低
C	保健福祉施設係	係の庶務に関する事(庁内調査報告含む)		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	備品及び消耗品の管理に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	光熱水費及び電話料に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	手数料の執行に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	施設賠償責任保険に関する事	保険会社の状況による	0.1	○			低	高
C	保健福祉施設係	西側広場の管理に関する事		0.1	○	○		低	低
C	保健福祉施設係	NHK放送受信料に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	電話機器、複写機等の管理及び賃貸借料の支 払いに関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	臨時職員に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	健康スイミング事業に関する事	施設の被害状況及び委託事業者 の状況による	0.1	○			中	高
C	保健福祉施設係	公共施設予約システム(マイタウンクラブ)に関 する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	貸館業務に関する事		0.1	○			中	低
C	保健福祉施設係	施設使用・掲示等の許可に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	施設利用状況に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	拾得物の管理に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	行政財産使用許可に関する事(広告掲載事 業を含む)		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	使用料等の徴収、納付等に関する事		0.1	○			低	低
C	保健福祉施設係	連絡所業務に関する事		0.1	○			中	低
C	保健福祉施設係	ホームページに関する事		0.1	○			低	低

市民健康部 健康長づくり課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	母子保健係	母子健康手帳の交付		2	○	○	×	中	低
C	母子保健係	健康診査(妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査)	医師・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	2	○	○	×	高	高
C	母子保健係	母子健康教育(離乳食、健診フォロー、母子支援、メールマガジン等)	相談員・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	0.5	○	○	×	中	高
C	母子保健係	相談事業(乳幼児健康相談、親子のすこやか相談等)	相談員・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	0.5	○	○	×	中	高
C	母子保健係	妊産婦・新生児、未熟児、幼児訪問等	訪問指導員の確保ができないと実施は困難	2	○	○	×	中	高
C	母子保健係	産後ケア事業	実施医療機関での受入ができないと実施は困難	2	○	○	×	高	高
C	予防接種係	定期及び任意予防接種	委託医療機関が開設していないと実施は困難	2	○	○	×	高	高
C	母子保健係	出産費用貸付金		0.1	○	○	×	中	高
C	成人保健係	がん検診等	委託医療機関、委託業者が開設していないと実施は困難	—	×	×	×	高	高
C	成人保健係	健康教育、健康相談	嘱託員等の確保が出来ないと実施は困難	2	○	○	×	中	高
C	成人保健係	メンタルヘルス相談等業務	相談員等が確保出来ないと実施は困難	1	○	○	×	高	高
C	新型コロナワクチン接種担当	新型コロナワクチン接種業務	接種会場・コールセンター・ワクチン配送等、人員が確保できないと事業運営は困難。	6	○	○	×	中	中
C	予防接種係	予防接種健康被害調査委員会	開催にあたり、委員調整ができないと実施は困難	1	×	×	×	中	高

こども未来部 こども育成課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	こども政策係	(子ども・子育て支援法に基づく事務に関すること。)	システム稼働状況	0.5	○	△		中	中
B	こども政策係	送迎ステーション事業に関すること。	民間施設、保護者との連携	0.4	○	△		中	中
B	こども政策係	子ども・子育て支援新制度に関すること。	民間施設との連携	0.7	○	△		中	中
B	こども政策係	部内及び部外との調整に関すること。	発災後、子育て支援事業継続等、部内の総合調整	0.3				低	低
B	こども政策係	関係機関との総合調整に関すること。		0.2				低	低
B	放課後こども係	放課後児童クラブの管理運営に関すること。	災害後、保護者に児童を円滑に引渡す。	237	△	△	△	中	中
C	こども政策係	子ども・子育て支援施策に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	子ども未来プランに関すること。		0.5				低	低
C	こども政策係	企業の子育て支援に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	私立幼稚園に関すること。		0.7	○	△		低	低
C	こども政策係	認定こども園に関すること		0.4	○	△		低	低
C	こども政策係	予算・事業の総合調整に関すること。		0.2				低	低
C	こども政策係	部課内の庶務及び人事に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	部内調整に関すること。		0.2				低	低
C	放課後こども係	放課後子ども教室の管理運営に関すること。	災害後、保護者に児童を円滑に引渡す。	11	○	○	○	低	低

こども未来部 保育課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	保育施設係	保育所の認可、改築等に関する事		1	○	○	×	中	低
B	保育施設係	特定教育・保育施設等に係る確認事務に関する事		1	○	○	×	中	低
B	保育施設係	小規模保育事業の認可事務に関する事		1	○	○	×	中	低
B	保育認定・給付係	公立・民間保育所の児童の支給認定、入所及び保育料認定に関する事	無線・電話等が使用不可に陥った場合の安否確認	0.2	○	○	×	中	低
B	保育認定・給付係	管外委託及び受託児童入所及び保育料認定等に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	保育認定・給付係	入所児童の給食栄養指導・献立及び健康管理に関する事		1	○	○	×	中	高
B	保育認定・給付係	乳幼児及び保育所職員の健康管理に関する事		1	○	○	×	中	中
B	各保育所	臨時職員の管理及び賃金計算等に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	各保育所	給食材料発注に関する事		1.2	○	○	×	高	高
B	各保育所	給食業務に関する事		0.2	○	○	×	高	高
B	各保育所	延長保育、延長出席簿・欠席報告書類作成に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	各保育所	子育て支援に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	各保育所	一時保育に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	該当保育所	連携保育に関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	保育認定・給付係	小規模保育事業に関する事		0.2	○	○	×	中	高
B	保育認定・給付係	私設(認定、届出)保育施設に関する事		0.2	○	○	×	中	高
B	保育認定・給付係	コミュニティ保育に関する事		0.2	○	○	×	中	高
B	保育認定・給付係	保育システムに関する事		0.2	○	○	×	中	低
B	保育認定・給付係	幼児教育・保育無償化に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	保育施設係	保育所変更届に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	各種保育事業に関する事(公立延長保育事業を含む)		0.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	保育料に関する事(みなし寡婦控除、滞納整理等を含む)		0.2	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	保育所運営費国庫・県費負担金に関する事		1	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	民間保育園運営費補助金に関する事		1	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	あつぎ手当・雇用サポート補助金に関する事		1	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	地域子ども・子育て支援交付金事業費に関する事		1	○	○	×	中	低
C	保育施設係	待機児童対策に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	保育のしおり及び新年度入所等に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	保育施設係	市立保育所の施設管理(委託・行政財産・土地賃借等)に関する事		1.2	○	○	×	中	高
C	保育施設係	市立保育所の修繕、改修工事に関する事		1.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	保育所臨時職員、産休等代替職員の任免に関する事		0.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	保育所臨時職員、賃金に関する事		0.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	嘱託医に関する事		0.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	保育所調理員及び施設衛生面に関する事		0.2	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	給食用食材の放射能検査等に関する事		0.2	○	○	×	中	中
C	保育認定・給付係	県央公立保育所栄養士連絡会に関する事		0.5	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	保育所職員の研修、実習生の受入等に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	保育認定・給付係	日本スポーツ振興センター・全国市長会に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	職員の休暇、休息その他福利厚生に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	保育所調理員及び施設衛生面に関する事(細菌検査)		0.2	○	○	×	中	高
C	各保育所	旅費、時間外勤務の入力について		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	保育所だよりに関する事		0.2	○	○	×	低	低
C	各保育所	クラスだよりに関する事		0.2	○	○	×	低	低
C	各保育所	保護者相談に関する事		0.2	○	○	×	高	低
C	各保育所	苦情処理に関する事		1	○	○	×	中	低
C	各保育所	給食材料、消耗品等の納品の検収に関する事		1.2	○	○	×	高	高
C	各保育所	保護者会に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	関係機関との連携調整		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	保育所内外の環境管理について		0.2	○	○	×	高	低
C	各保育所	消耗品発注、及び納品の検収に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	消耗品・教材の在庫管理について		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	ホームページ作成に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	写真撮影に関する事		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	園庭開放について		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	地域住民とのふれあいについて		0.2	○	○	×	中	低
C	各保育所	実習生受け入れに関する事		0.2	○	○	×	中	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	保育施設係	市立保育所の民営化に向けた政策調整等に関すること		0.2	○	○	×	中	低
C	保育施設係	民間保育所等の指導監査に関すること		1	○	○	×	中	高
C	保育認定・給付係	家庭的保育事業に関すること		0.2	○	○	×	中	高

こども未来部 子育て給付課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	こども家庭支援係	助産施設への入所に関する事務	システム稼働の状況、助産施設の状況	0.1	△	△		中	高
A	こども家庭支援係	母子生活支援施設への入所に関する事務	システム稼働の状況、母子生活支援施設の状況	0.1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	ひとり親家庭等医療費助成の申請・助成に関する事務	システムの稼働の状況、医療機関等の状況	0.8	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	特定不妊治療費助成の申請・助成に関する事務	システム稼働の状況	0.2	○	○		中	低
B	こども家庭支援係	児童扶養手当の申請・支給に関する事務	システム稼働の状況	0.8	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	特別児童扶養手当に関する事務	システム稼働の状況、関係者の状況	0.2	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事務	関係者の状況	1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子・父子相談		0.7	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子等福祉手当に関する事務	システム稼働の状況	0.3	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等家賃助成に関する事務	システム稼働の状況	0.3	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等児童就学祝金に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等日常生活支援に関する事務	システム稼働の状況、委託事業者の状況	0.1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子家庭等自立支援教育訓練給付金に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等高等職業訓練促進事業費に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども医療・手当係	子ども医療費助成の申請、助成等に関する事務	・システム稼働の状況 ・医療機関等の状況	1	○	○	△	中	高
B	こども医療・手当係	児童手当の申請、支給等に関する事務	・システム稼働の状況	1	○	○	△	中	低
B	こども医療・手当係	子育て日常生活支援の申請、決定等に関する事務	・システム稼働の状況 ・委託業者の状況	1	○	○	△	中	高
B	こども医療・手当係	養育医療の申請、決定等に関する事務	・システム稼働の状況 ・医療機関等の状況	1	○	○	△	中	高



こども未来部 子育て支援センター

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	子育て支援係	帰宅困難者一時滞在施設	文化生涯学習課、民間施設との連携	6	○	○		中	中
C	子育て支援係	サロン室運営、育児相談		2	○ (保育 士及び 保健師 に限る)	○ (保育 士及び 保健師 に限る)	×	中	中
C	子育て支援センター	こんにちは赤ちゃん訪問及び養育 支援対象家庭への訪問	対象家庭の状況確認	2	○ (保育 士及び 保健師 に限る)	○ (保育 士及び 保健師 に限る)		中	中
C	子育て支援センター	訪問による家事育児支援	対象家庭の状況確認	1	○	○	×	中	中
C	子育て支援センター	会員間の相互援助活動		1	○	○	×	低	低
C	子育て支援センター	一時預かり事業						低	中

こども未来部 家庭相談課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	児童相談係	児童虐待防止に関する事	新規事案への対応の実施	1	△	△		高	高
A	女性相談係	DV防止等に関する事	DV被害者へのより安全な支援体制	1	△			高	高
A	女性相談係	売春防止法に基づく保護更生に関する事	要保護女子に対する支援体制	1	△			高	高
B	児童相談係	要保護児童対策地域協議会に関する事	要保護児童等の被災状況の把握し、必要な支援の判断	1	△	△		中	高
B	女性相談係	女性のための相談に関する事	相談対応の実施	1				高	低

こども未来部 青少年課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	青少年育成係	係の統括に関する事務		0.3	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	後援等名義等の使用承認等に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年問題協議会に関する事務		0.15	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成に関する検討委員会に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	市町村青少年行政推進補助金に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	神奈川県との連携に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年育成活動事業交付金に関する事務		0.2	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年のボランティア活動・体験活動に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	子ども会育成連絡協議会に関する事務		0.25	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	ジュニアリーダーズクラブに関する事務		0.45	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年指導員連絡協議会に関する事務		0.7	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	母親クラブ連絡協議会に関する事務		0.35	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成会連絡協議会に関する事務		0.35	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	ボーイ・ガールスカウトに関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成者等の表彰に関する事務		0.15	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	はたちのつどいの開催に関する事務		0.9	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	あばしり青少年自然文化体験研修事業に関する事務		0.3	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	よこて青少年自然文化体験事業に関する事務		0.25	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	自然文化チャレンジ事業に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年施設係	統括事務(予算、各種依頼・照会・調査等を含む)		0.7	○	△	×	低	低
C	青少年施設係	七沢弁天の森キャンプ場維持管理事業に関する事務		0.05	○	○	△	低	中
C	青少年施設係	七沢弁天の森キャンプ場のあり方に関する事務		0.2	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	子ども科学館運営事業に関する事務		6.7	○	△	△	低	中
C	青少年施設係	子ども科学館維持補修事業に関する事務		0.35	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	こども未来館整備事業に関する事務		0.85	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	児童館運営に関する事務	開館時間における利用者への対応	67.4	○	△	△	中	中
C	青少年施設係	児童館維持管理に関する事務	開館時間における利用者への対応	0.45	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	児童館維持補修に関する事務	開館時間における利用者への対応	0.4	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	児童館整備事業に関する事務		0.2	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	シティプラザ維持管理事業に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.65	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	シティプラザ維持補修事業に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.1	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	シティプラザ施設のあり方に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.2	○	△	×	中	中
C	青少年育成係	課の庶務に関する事務		0.15	○	△	×	低	低

協働安全部 市民協働推進課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	人権男女相談係	通訳ボランティア	通訳ボランティアの状況把握	0.2	○			高	高
B	人権男女相談係	各種相談受付調整・相談	緊急性・必要性のあるもののみ対応する	3	○	△		中	高
B	人権男女相談係	各種相談員連絡調整	緊急性・必要性のあるもののみ対応する	0.2	○			低	高
B	市民協働推進係	厚木市自治会連絡協議会に関する こと		0.2	○	○		高	高
B	市民協働推進係	市民活動補償制度に関する こと		0.2	○	○		高	高
B	市民協働推進係	災害救援ボランティアセンターに 関すること		0.2	○	○		高	高
B	市民協働推進係	地区市民センターとの連絡調整に 関すること		0.2	○			高	低
C	市民協働推進係	市民協働事業提案制度に関する こと		0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	市民協働推進委員会及び職員研 修に関する こと		0.1	○	○		低	低
C	市民協働推進係	市民協働推進条例及び基金に関 すること		0.2	○	○		低	低
C	市民協働推進係	市民協議会に関する こと		0.1	○	○		低	低
C	市民協働推進係	自治基本条例に関する こと		0.2	○	○		低	低
C	市民協働推進係	市民参加条例に関する こと		0.2	○	○		中	低
C	市民協働推進係	地域づくり推進に関する こと		0.2	○	○		中	低
C	市民協働推進係	ふれあい都市宣言に関する こと		0.1	○	○		低	低
C	市民協働推進係	地縁団体の認可等に関する こと		0.1	○	○		中	高
C	市民協働推進係	地区市民自治推進組織に関する こと		0.1	○	○		中	低
C	市民協働推進係	自治会活動補助金等に関する こと		0.2	○	○		中	低
C	市民協働推進係	地域集會施設に関する こと		0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	地域コミュニティ推進補助金に 関すること		0.1	○	○		中	高
C	市民協働推進係	市民活動推進補助金に関する こと		0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	アダプト(まち美化パートナー制 度)に 関すること		0.1	○	○		低	低
C	市民協働推進係	NPO法人条例指定に関する こと		0.1	○	○		中	低
C	市民協働推進係	ボランティア活動団体及びNPO 法人 に関する こと		0.1	○	○		中	低
C	市民協働推進係	市民活動サポート業務及びボラン ティア 相談に 関すること		0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	厚木市全国県人会連合会に関 する こと		0.1	○	○		中	高
C	市民協働推進係	夏休みボランティア体験に関する こと		0.1	○	○		中	高
C	市民協働推進係	市民活動講座に関する こと		0.1	○	○		低	低
C	市民協働推進係	青年海外協力隊及びシニア海外 ボラ ンティア 派遣に 関すること		0.1	○	○		低	高
C	市民協働推進係	会計年度任用職員の報酬に関 する こと		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	部内の政策調整及び庶務に関 する こと		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	課内の庶務に関する こと		0.1	○			低	低
C	人権男女相談係	人権推進指針、協議会、推進会 議に 関すること	計画の策定期間にあたっていると再開 時期の 検討が 必要	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	団体主催講演会、市内3団体との 連絡 調整等	人権団体の状況把握	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	あつぎヒューマンライツフェスタ 等の 開催	開催時期の延期	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	地域改善事業貸付金債権管理 事務	債権管理システムの対応、債権 者の 把握	0.2	△			中	低
C	人権男女相談係	人権擁護委員会庶務、人権作 文・ポ スター に関 すること		0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	人権相談		0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	男女共同参画計画、推進委員会 等に 関すること	計画の策定期間にあたっていると再開 時期の 検討が 必要	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	各種講座の企画、開催	受講決定者との連絡調整	0.2	○			中	低
C	人権男女相談係	情報誌の発行、啓発活動	男女共同参画推進委員会の 状況 把握	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	外国籍市民交流委員会、ティー サロ ン	外国籍市民交流会委員の 状況 把握	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	日本語教室の開催	委託事業者の状況把握	0.2	○			中	低
C	人権男女相談係	行政相談受付調整	緊急性・必要性のあるもののみ 対応 する	0.2	○	○		低	低
C	人権男女相談係	地域相談会実施	緊急性・必要性のあるもののみ 対応 する	0.2	○	△		低	低
C	人権男女相談係	行政相談委員推薦	緊急性・必要性のあるもののみ 対応 する	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	各種相談実施計画作成	緊急性・必要性のあるもののみ 対応 する	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	公益通報受付調整	緊急性・必要性のあるもののみ 対応 する	0.2	○	○		低	低

協働安全部 文化生涯学習課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	生涯学習施設係	防火防災に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
A	生涯学習施設係	施設管理業務に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
C	文化芸術振興係	各種プラン(総合計画・重要事務事業)に関する事務		0.2	○			低	低
C	文化芸術振興係	文化芸術振興委員会の運営・文化芸術振興計画の推進に関する事務		0.2	○			低	低
C	文化芸術振興係	あつぎ市民芸術文化祭(4事業)、青少年音楽コンクールの実施		4	○		△	低	高
C	文化芸術振興係	文化協会・音楽協会の指導・育成(補助金等交付)に関する事務		0.2	○	○		中	低
C	文化芸術振興係	共催・後援名義の承認等に関する事務		0.2	○	○		低	低
C	文化芸術振興係	文化芸術振興委員会の運営・条例の点検・文化芸術振興計画の推進に関する事務		0.2	○			低	低
C	文化芸術振興係	文化芸術振興基金に関する事務		0.2	○	○		低	低
C	生涯学習施設係	文化会館の維持管理・維持補修に関する事務		1	○			低	高
C	生涯学習施設係	指定管理に関する事務		1	○			低	低
C	文化芸術振興係	文化推進事業補助金・文化振興財団補助金に関する事務		0.2	○			低	低
C	生涯学習推進係	推進計画、推進会議の運営に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習推進係	あつぎ協働大学に関すること		0.2	○			低	中
C	生涯学習推進係	輝き厚木塾に関すること		0.2	○			低	中
C	生涯学習推進係	リカレント学習講座に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習推進係	出前講座、地婦連に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習施設係	マイタウンクラブに関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習推進係	マナビガイドの発行に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習施設係	運営管理に関すること(学習支援センターの運営管理に関すること。)		2	○	△		低	低
C	生涯学習施設係	運営管理に関すること(あつぎ市民交流プラザの運営管理に関すること。)		5	○	△		低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	小中学校の児童生徒へのプログラム指導に関する事務						低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	施設利用者へのプログラム指導に関する事務						低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	維持管理・維持補修に関する事務	ライフラインの確保、交通機関の正常化	2	○			低	低
C	生涯学習施設係	駐車場関連に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
C	生涯学習施設係	ビル管理・修繕等に関すること。	電力供給等	1	△			低	高

協働安全部 セーフコミュニティくらし安全課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	くらし安全係	青色回転灯搭載車パトロール		4	○	△	△	中	低
B	くらし安全係	見守りシステム(防犯カメラ)維持管理	事業者の再開が不透明	1	○	△		中	高
B	くらし安全係	防犯灯の設置・修繕等維持管理	事業者の再開が不透明	2	○	△		中	高
C	くらし安全係	客引き行為等防止パトロール		6	○			低	低
C	くらし安全係	暴力団排除条例の推進		1	○			低	低
C	くらし安全係	防犯啓発活動・キャンペーンの実施		1	○	○	○	低	低
C	くらし安全係	暴力追放運動の推進			○			低	低
C	くらし安全係	防犯啓発看板等の設置			○	○	○	低	低
C	くらし安全係	市民への犯罪及び防犯情報の提供		0.5	○	○		低	低
C	くらし安全係	安心安全なまち会議連絡会の事務局		1	○			低	低
C	くらし安全係	本厚木駅周辺環境浄化対策協議会の事務局		1	○			低	低
C	くらし安全係	地域青色回転灯搭載車への補助金交付			○			低	低
C	くらし安全係	次世代防犯活動者の育成			○			低	低
C	くらし安全係	かけこみポイントの管理			○			低	低
C	くらし安全係	防犯活動事故見舞金の交付			○			低	低
C	くらし安全係	防犯協会の事務局		1	○			低	低
C	くらし安全係	安心安全拠点の施設運営		1	○			低	低
C	くらし安全係	犯罪被害者等への支援業務			○			低	低
C	くらし安全係	関係機関との総合調整			○			低	低
C	セーフコミュニティ推進係	SCに推進に係る事務						低	低
C	セーフコミュニティ推進係	SCの普及啓発に係る事務						低	低
C	セーフコミュニティ推進係	国内外のSCネットワークとの連携に係る事務						低	低
C	セーフコミュニティ推進係	SC推進団体等との連携に係る事務						低	低
C	消費生活センター	消費生活に関する事務	相談員の出勤状況、県・国民生活センターとの通信機器が途絶した際の対応と、消費生活に関わる情報の収集・公開	2	△	△		中	高
C	消費生活センター	消費生活センターに関する事務	消費生活センターの維持管理	1	△	△		中	中
C	消費生活センター	消費者団体に関する事務	消費者団体との連絡調整		△	△		低	低
C	消費生活センター	生活安全4法に基づく立入検査に関する事務	問合せがあった際の対応		△	△		中	中
C	消費生活センター	消費生活協同組合に関する事務	問合せがあった際の対応		○	○		低	低
C	消費生活センター	計量器の検査に関する事務	問合せがあった際の対応		△	△		中	中
C	消費生活センター	計量管理の指導及び計量思想の普及に関する事務			△	△		低	低

協働安全部 交通安全課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	交通安全係	交通安全対策全般に関する事務		1.5	△	△		低	低
C	交通安全係	交通安全教育に関する事務		0.5	△	△		低	低
C	交通安全係	交通安全運動に関する事務		0.5	○	△		低	低
C	交通安全係	交通安全関係団体に関する事務		1	○	△		低	低
C	交通安全係	交通安全指導員に関する事務		0.5	○	△		低	低
C	交通安全係	放置自転車防止に関する事務	施設の安全確認が出来てか らの利用再開となる。	0.5	○	○		中	中
C	交通安全係	自転車用ヘルメット等補助金関係事務		0.5	○	○		低	低
C	交通安全係	交通規制等要望に関する事務		0.5	○			低	低
D	交通安全係	市営自転車等駐車場の運営管理に関 する事務	施設の安全確認が出来てか らの利用再開となる。	0.5	○	○		中	中

協働安全部 地区市民センター

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	愛甲地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	大規模災害時の委員への連 絡手段	○	○	△	○	高	高
A	依知南地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	開設の可能性がある	1	○	△	○	高	高
A	依知北地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	開設の可能性がある		○	△	○	高	高
A	荻野地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	避難所開設時の対応	3	○	○	○	高	高
A	玉川地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと			○	△	△	高	高
A	厚木南地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと			○	△	○	高	高
A	厚木北地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと		2	○	△	○	高	高
A	小鮎地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと		3	△			高	高
A	森の里地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	迅速かつ正確な情報収集及 び伝達	1.5	○	△	△	高	高
A	相川地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	避難所運営委員会開設の対 応	○	○	△	△	高	高
A	南毛利地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと			○	△	○	高	高
A	睦合西地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	—	4	○	△	○	高	高
A	睦合南地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと			○		○	高	高
A	睦合北地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	開設の可能性がある		○		○	高	高
A	緑ヶ丘地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する こと	避難所運営委員会開設の対 応	○	○	△	△	高	高
A	緑ヶ丘地区市民センター	庶務(地区センター)に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	地域づくり推進委員会に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	自治会連絡協議会に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	市長対話及び市民相談事務に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	要望・陳情等に関する こと	システム使用不可時の貸館に 係る混乱・トラブル	○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	諸証明受付・交付及び手数料に関する こと	主管課との連携 システム使用不可時の対応等	○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	住民票の写し、住民票記載事項証明書、 戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分 証明書及び印鑑登録証明書の交付に関 すること。	主管課との連携 システム使用不可時の対応等	○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する こと。	主管課との連携 システム使用不可時の対応等	○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	民生・児童委員に関する こと	民生・児童委員所有の個人情 報の開示	○	○	△	△	低	低
C	愛甲地区市民センター	地域福祉推進事業に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	地域づくり推進委員会に関する こと	休止または縮小する場合は周 知は必要である	1	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	自治会連絡協議会に関する こと	地域の災害対応を検討する 場になると考える	2	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	要望等に関する こと	所管課の判断による	○	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関する こと	所管課の判断による	1.1	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	住民票、戸籍等の交付に関する こと	所管課の判断による	1.1	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する こと	所管課の判断による	1.1	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	地域福祉推進委員会に関する こと	休止または縮小する場合は周 知は必要である	1	○	△	△	低	低
C	依知南地区市民センター	民生委員児童委員会に関する こと	所管課の判断による	1	○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	地域づくり推進委員会に関する こと	休止または縮小する場合は周 知は必要である		○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	自治会連絡協議会に関する こと	地域の災害対応を検討する 場になると考える		○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	要望等に関する こと	所管課の判断による		○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関する こと	所管課の判断による	1.5	○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	住民票、戸籍等の交付に関する こと	所管課の判断による	1.5	○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する こと	所管課の判断による		○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	地域福祉推進委員会に関する こと	休止または縮小する場合は周 知は必要である		○	△	△	低	低
C	依知北地区市民センター	民生委員児童委員会に関する こと	所管課の判断による		○	△	△	低	低
C	荻野地区市民センター	地域づくり推進委員会の運営		0.2	△			低	低
C	荻野地区市民センター	地域福祉推進委員会の運営		0.2	△			低	低
C	荻野地区市民センター	自治会連絡協議会の運営		0.2	△			低	低



ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都 市職 員	ボラン ティア		
C	荻野地区市民センター	民生委員児童委員協議会の運営		0.2	△			低	低
C	荻野地区市民センター	陳情・要望等相談業務		0.2	△			低	低
C	荻野地区市民センター	税証明交付事務		0.4	○	△		低	低
C	荻野地区市民センター	証明書等交付事務		0.4	○	△		低	低
C	荻野地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎ事務		0.2	○	△		低	低
C	玉川地区市民センター	ふるさとづくり事業に関すること。			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	安心・安全なまち会議に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	ごみ減量・資源化の推進に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること。			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	地域福祉推進委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	民生児童委員に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関すること	システムが稼働出来ない場合の対応	1.1	○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	住民票の写し他各種証明書の交付に関すること	システムが稼働出来ない場合の対応	1.1	○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	陳情・要望等に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	各種申請、取次ぎに関すること			○	△	△	低	低
C	玉川地区市民センター	庶務に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	ふるさとづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	地域福祉推進委員会、民児協に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	安心安全なまち会議に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	ごみ減量及び資源化の推進に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	市民相談、陳情、要望に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	各種諸証明の交付に関すること(市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る。))の交付に関すること。		0.75	○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	各種諸証明の交付に関すること(住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関すること。)		0.75	○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	各課等の各種申請、届出等の取次ぎに関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南地区市民センター	青少年広場・旭町3丁目スポーツ広場に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	地区自治会連絡協議会に関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	地区民生委員、児童委員協議会に関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	安心・安全なまち会議に関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	市民相談、陳情、要望に関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	各種諸証明等窓口業務に関すること(市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る。))の交付に関すること。		1	⊖	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	各種諸証明等窓口業務に関すること(住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関すること。)		1	⊖	△	△	低	低
C	厚木北地区市民センター	各課等の各種申請、届出等の取次ぎに関すること		0.2	○	△	△	低	低
C	小鮎地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	諸証明(市民課・市民税課)の発行業務に関すること。	震災時の書証明書の発行業務に必要な機器類の損傷	4	△			中	中
C	小鮎地区市民センター	諸証明(市民課・市民税課)の証明集計に関すること。		4	△			中	中
C	小鮎地区市民センター	在宅福祉理髪サービス・老人保養施設利用助成事業に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	国民年金被保険者資格取得届書・学年納付特例・粗大ごみシールに関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	災害時対応用ストーム保管に関すること。		3	△			高	高
C	小鮎地区市民センター	子育てパスポートAYUCOカードに関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	ヤマビル対策協議会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	陳情・要望に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	獣害防護柵設置協議会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	地域福祉推進委員会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	民生児童委員協議会に関すること。		3	△			低	低
C	小鮎地区市民センター	庶務(地区市民センター)に関すること。		3	△			低	低
C	森の里地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	地域福祉に関すること		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	窓口業務に関すること		0.1	○	△	△	中	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都 市職 員	ボラ ンテ ィア		
C	森の里地区市民センター	地域づくり推進委員会等の支援に関する こと		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	ふるさとづくり推進事業に関する こと		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	安心安全なまち会議に関する こと		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	ごみ減量資源化推進に関する こと		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	地域の陳情・要望等の取りまとめに 関すること		0.1	○	△	△	低	低
C	森の里地区市民センター	庶務に関する こと		0.2	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	市長対話及び市民相談事務に 関すること		○	△	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	要望・陳情等に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	諸証明受付・交付及び手数料に 関すること	住基、税務O/Lの復旧	1.1	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	民生・児童委員に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	地域福祉推進事業に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	自治会連絡協議会に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	地域づくり推進委員会に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	相川地区市民センター	地区センター総括事務に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	地域づくり推進委員会に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	ふるさとづくり推進事業に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	恩曾川をきれいにする会に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	安心・安全なまち会議に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	ごみの減量・資源化に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	自治会連絡協議会に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	自治会長と市長とのまちづくり フリートーク に関する こと		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	防犯灯・道路補修等の要望に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	各種証明書の発行及び調定に 関すること		2	○	○	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	市役所との連絡調整に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	南毛利地区市民センター	臨時職員雇用及び管理に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	地域づくり推進委員会に 関すること	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	安心・安全なまち会議に 関すること	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	自治会連絡協議会に 関すること	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	地域福祉推進委員会に 関すること	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	民生児童委員に関する こと	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	市税に係る証明書の交付に 関すること	システムが稼働出来ない場合 の対応	1.1	○	○	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	各種証明書の交付に 関すること	システムが稼働出来ない場合 の対応	1.1	○	○	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	陳情・要望に関する こと	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに 関すること	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合西地区市民センター	地域関係団体等の支援 センター庶務に関する こと	—	○	○	△	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	地域の特性をいかした施策の 推進に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	住民、住民自治組織及び市民 活動団体 等との連絡調整に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	地域からの要望等に係る相談 に 関すること		○	○	△	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	市税に係る証明書(税務オン ラインシ ステムに 係るもの に限る。)の 交付に 関すること	本庁での対応で代替可能	1.5	○	○	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	住民票の写し、住民票記載 事項証 明書、 戸籍の 謄抄本 、戸籍 の附票 の写し 、身分 証明書 及び印 鑑登録 証明書の 交付に 関する こと	本庁での対応で代替可能	1.5	○	○	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに 関すること		○	○	△	△	低	低
C	睦合南地区市民センター	その他地域活動への支援に 関する こと		○	○	△	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	地域の特性をいかした施策の 推進に 関する こと	休止または縮小する場合は周 知は必要 である	○	○	△	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	住民、住民自治組織及び市民 活動団体 等との連絡調整に 関する こと	地域の災害対応を検討する 場になる	○	○	△	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	地域からの要望等に係る相談 に 関する こと	所管課の判断による	○	○	△	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	市税に係る証明書(税務オン ラインシ ステムに 係るもの に限る。)の 交付に 関する こと	所管課の判断による	0.3	○	○	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	住民票の写し、住民票記載 事項証 明書、 戸籍の 謄抄本 、戸籍 の附票 の写し 、身分 証明書 及び印 鑑登録 証明書の 交付に 関する こと	所管課の判断による	1.2	○	○	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに 関する こと	所管課の判断による	○	○	△	△	低	低
C	睦合北地区市民センター	地域福祉推進委員会に 関する こと	休止又は縮小する場合には、 周知が 必要	○	○	△	△	低	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	睦合北地区市民センター	その他地域活動への支援に関すること。	休止又は縮小する場合には、 周知が必要		○		△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	市長対話及び市民相談事務に関すること		○	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	要望・陳情等に関すること		○	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	諸証明受付・交付及び手数料に関するこ と	住基、税務O/Lの復旧	1.1	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	民生・児童委員に関すること		○	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	地域福祉推進事業に関すること		○	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること		○	○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること		○	○	△	△	低	低

環境農政部 環境政策課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	環境政策係	(1) 環境政策の企画及び調整に関するこ		0.2	○			低	低
C	環境政策係	(2) 環境基本計画の推進に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	環境政策係	(3) 環境審議会に関すること。		0.4	○			低	低
C	環境政策係	(4) 環境問題の意識の啓発に関すること。		0.65	○	○		低	低
C	環境政策係	(5) 再生可能エネルギー促進事業に関すること。		0.55	○	○		低	低
C	環境政策係	(6) 里山の自然環境保全活動拠点の整備及び運営に関すること。		0.35	○	○		低	低
C	環境政策係	(7) 生物多様性に関すること。		0.5	○	○		低	低
C	環境政策係	(8) 野生動植物に関すること。		0.15	○	○		低	低
C	環境政策係	(9) 地球温暖化防止の推進に関すること。		1.7	○	○		低	低
C	環境政策係	(10) 部内の施策等の政策調整に関する こと。		0.1	○			低	低
C	環境政策係	(11) 部内の予算執行及び事務事業の調 整に関すること。		0.1	○			低	低
A	環境政策係	(12) 部内の庶務及び人事に関すること。	災害時は業務量が増加する 見込	2	○			低	低
C	環境政策係	(13) 部内会議に関すること。		0.1	○			低	低
A	環境政策係	(14) 関係機関との総合調整に関するこ と。	災害時は業務量が増加する 見込	2	○			高	高

環境農政部 生活環境課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	美化衛生係	厚木市環境みどり公社との連絡調整に関する こと。	し尿収集運搬業務の継続、仮設トイレの確保及び近隣市町等との支援体制	1	○	○		高	高
A	美化衛生係	衛生プラントの運営管理に関する こと。	衛生プラント施設の継続及び近隣市町等との支援体制	1	○	○		高	高
A	美化衛生係	狂犬病予防法に基づく事務に関する こと。	感染者が出た場合の対応、関係機関との調整	2	○	○		高	高
A	環境保全係	水質汚濁防止に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	中
A	環境保全係	土壌汚染対策に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	中
A	環境保全係	騒音・振動防止に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	中
A	環境保全係	悪臭の防止に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	中
A	環境保全係	公害の苦情処理に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	1				中	中
A	環境保全係	大気汚染の防止に関する こと。	対応職員の感染症対策。被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	中
A	美化衛生係	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関する こと。	関係機関との調整	2	○	○		高	高
B	美化衛生係	スズメバチの巣駆除に関する こと	委託業者の業務が停止した時の対応	2	○	○		中	中
B	美化衛生係	し尿処理手数料の賦課徴収に関する こと。	災害時には減免希望者が増える可能性がある。	1.2	○	○		低	低
C	美化衛生係	犬の登録・狂犬病予防注射済票交付事務	犬の登録台帳データの保護	1.5	○	○		低	低
C	美化衛生係	環境美化事業の推進に関する こと。		0.6	○	○		低	低
C	美化衛生係	環境美化部長及び環境保全指導員に関する こと。		0.7	○	○		低	低
C	美化衛生係	浄化槽清掃業の許可に関する こと。		0.2	○	○		低	低
C	美化衛生係	合併処理浄化槽補助金交付事務。		0.6	○	○		低	低
C	美化衛生係	衛生害虫等環境衛生に関する こと。	窓口従事職員の感染症対策、被災後の相談者への対応	0.6	○	○		中	低
C	美化衛生係	墓地等の経営の許可等に関する こと。		0.6	○	○		低	低
C	環境保全係	専用水道等の指導監督に関する こと。	対応職員の感染症対策。	0.7	○	○		中	中
C	環境保全係	環境アセスメントに係る意見の表明及び情報の提供に関する こと。		0.3	○	○		低	低
C	環境保全係	公害関係法令に基づく届出の受理、勧告、命令等に関する こと(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づく事務に関する こと。)	対応職員の感染症対策。	0.3	○	○		低	低
C	環境保全係	地下水採取に関する こと。	対応職員の感染症対策。	0.7	○	○		中	中
C	環境保全係	公害関係法令に基づく届出の受理、勧告、命令等に関する こと(神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)に基づく事務に関する こと。)	対応職員の感染症対策。	0.7	○	○		中	中

環境農政部 環境事業課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	業務係	ごみの収集及び運搬に関すること。	ごみの排出方法及び収集ルートの確保	45.7				高	高
A	資源循環係	災害廃棄物処理計画に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	0.4	○	○		高	高
A	資源循環係	ごみ処理の企画及び調整に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	0.3	○	○		高	高
A	資源循環係	一般廃棄物処理計画に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	0.3	○	○		高	高
A	環境施設係	ごみ焼却施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	8				高	高
A	環境施設係	粗大ごみ処理施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	10				高	高
A	環境施設係	資源化センター施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	2				高	高
B	業務係	収集車両の維持管理に関すること。	修繕等の対応業者の確保		○	○		高	高
B	業務係	ごみの不法投棄に関すること。	災害廃棄物等の不法投棄処理	2	○	○	○	高	高
B	資源循環係	ごみの減量化・資源化に関すること。			○	○		低	低
B	資源循環係	事業系一般廃棄物の適正排出及び減量に関すること。			○	○		低	低
B	環境施設係	ごみの処分に関すること。	焼却灰の搬出ルートの確保	1				高	高
C	業務係	ごみの収集計画の策定に関すること。		0.3				低	低
C	業務係	ごみ処理手数料の徴収に関すること。			○			低	低
C	業務係	ごみ集積所の設置に係る指導に関すること。			○	○		低	低
C	資源循環係	一般廃棄物処理業の許可に関すること。						低	低
C	資源循環係	廃棄物処理施設の立地に関する県との連絡調整に関すること。						低	低
C	環境施設係	厚木市ふれあいプラザ施設維持管理(余熱施設)						低	低
C	環境施設係	ごみ中間処理施設建設に関すること。						低	低
C	環境施設係	厚木愛甲環境施設組合との連絡調整に関すること。						低	低
C	環境施設係	ふれあいプラザ再整備に関すること。						低	低

環境農政部 農業政策課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	農林土木係	自然災害等による災害復旧事業に関する こと。	復旧予算の確保、被災規模の確認	5.5	○	○		高	高
B	農業政策係	農業経営改善のための相談・融資等に 関すること。	農業経営継続のための資金調達 (予算額の増加)	0.2				中	中
B	農業政策係	農業委員会、JAあつぎとの調整等に 関すること。	普及に向けての調整	0.2				中	中
B	地産地消係	地産地消推進事業、園芸振興対策事業、 環境保全型農業に関すること	事業の延期。(市民朝市、夕焼け市 については、出店者の調整が必要 である。)	1				中	中
B	農林土木係	農業基盤施設の整備用地の取得及び 登記に関すること。		1.1	○			中	中
B	農林土木係	農業基盤施設の整備・改修や維持管理 に関すること。	被災規模の確認	2.3	○			高	高
B	地産地消係	家畜及び家さんの改良、増殖及び飼育 並びに地域環境に関すること。		0.3				中低	中低
B	地産地消係	家畜伝染病予防に関すること。		0.3				中低	中低
B	農林土木係	林道の維持・管理		0.5	○			高	高
B	鳥獣対策係	市鳥獣被害防止計画、ニホンザル被害 拡大防止、有害鳥獣捕獲報奨金制度、 獣害防護柵の維持管理、アライグマ等 野生小動物の捕獲・処分、ヤマビル 対策	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ などの有害鳥獣による生活・農作物 被害が発生時における迅速な対応が 困難である。	3	△			高	高
C	農業政策係	農業者団体の指導育成に関する こと。	事業自体を延期	0.3				低	低
C	農林土木係	土地改良事業に係る調整に関する こと。						低	低
C	農林土木係	農業基盤施設の管理運営に係る指 導に関すること。						低	低
C	農林土木係	農業土木に関する企画及び調整に 関すること。		0.4	○			低	低
C	農林土木係	農業施設の開発行為等に係る指 導及び検査に関すること。		0.1	○			低	低
C	農業政策係	農業に関する企画及び調整に 関すること。		0.5				低	低
C	農業政策係	水田農業に関すること。	水田等の崩壊	0.5	○			低	低
C	農業政策係	土地改良区との調整に関する こと。	普及に向けての調整	0.2				中	中
C	農業政策係	厚木市都市農業支援センターに 関すること。	相談件数の増加、相談対応の 検討	1				低	低
C	地産地消係	厚木市園芸協会、厚木市畜産会 に関すること。	事業の延期	1				低	低
C	地産地消係	立毛共進会に関すること。	事業の延期	0.3				低	低
C	地産地消係	病害虫対策、農作物の被害対策、 園芸施設の被害対策に関する こと。	被害発生時に確認調査が できない。	0.5		○		低	低
C	地産地消係	内水面漁業振興に関する こと。		0.6				低	低
C	農林土木係	森林組合等林業団体の指導		0.2	○			中	中
C	農林土木係	森林保全・整備、元気な森づくり 整備計画の推進、樹木伐採等	現在、間伐のほとんどが伐り捨て 間伐であり、搬出間伐が進んで いない。	0.8	○			高	高
C	農林土木係	森林法に基づく伐採届に関する こと		0.1	○			低	低
C	鳥獣対策係	鳥獣等の捕獲許可・飼養許可、 飼養の登録・手数料の徴収		0.3	○			中	中

産業振興部 産業振興課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	産業振興・企業誘致係	産業懇談会事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	産業施策に関する情報・要望の収集に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	工業系団体との連絡調整に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	生産性向上特別措置法に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	未来型グリーンモビリティ産業推進事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	市内企業等データベース構築事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	青少年発明コンクール事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	松川サク工業振興基金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業カーボンニュートラル促進事業補助金		0.13	⊖	⊖		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業設備投資促進事業補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	特許等出願支援補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業活性化事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業チャレンジ補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	見本市等出展事業補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	事業承継支援事業補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業融資制度預託金事務に関する事(預託額及び利率の検討等)		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業事業資金融資事務に関する事(月報処理等)		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業事業融資利子補給金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	信用保証料補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	信用保険法各号の認定に関する事		0.38	○	○		中	中
C	産業振興・企業誘致係	あつぎ起業スクール開催事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	産業競争力強化法、創業支援スキームに関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	創業者支援利子補給金事務に関する事		0.13	⊖	⊖		低	低
C	産業振興・企業誘致係	厚木商工会議所との連絡調整に関する事		0.13	⊖	⊖		低	低
C	産業振興・企業誘致係	商工業振興事業・中小企業相談事業所補助金事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	協同組合法関係事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	第三セクターに係る事務に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労福祉行政の総合的企画及び調整事務		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	県央地区市町労働行政連絡協議会に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	労働団体との連絡調整に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者生活資金預託金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者住宅資金利子補給金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	働く者の祭典補助金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	就労支援事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労相談事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	障害者雇用奨励交付金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	(一財)神奈川駐労福祉センター職業紹介事業補助金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	若者・女性等雇用拡大事業に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	高年齢者継続雇用奨励補助金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者奨学金返済助成金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	テレワーク導入支援補助金に関する事		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	(公財)厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金に関する事		0.13	○	○		低	低



ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	産業振興・企業誘致係	中小企業退職金等共済掛金補助金に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者文化体育活動費補助金に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	技能職団体連絡協議会補助金に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	湘北建築高等職業訓練校補助金に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	技能振興に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	厚木市勤労者福祉サービスセンターとの連絡調整及び指導育成に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	部内の施策等の政策調整に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	関係機関との総合調整に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	産業振興推進委員会に関すること		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	ロボット普及促進事業に関すること。		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	ロボット関連産業促進補助金に関すること。		0.13	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	ロボット施策に関する県との調整、情報・要望の収集に関すること。		0.13	○	○		低	低
D	産業振興・企業誘致係	企業立地条例に基づく相談・申請・検査に関すること。	税の軽減等期限がある程度決められるため、長期の業務休止は難しい。	0.2	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	条例適用及び産業振興推進委員会関係事務に関すること。		0.13	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	企業誘致に係る訪問調整に関すること。	企業の操業状況による。	0.2	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	企業立地情報提供業務委託事務に関すること。		0.13	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	企業誘致施策に関する情報・要望の収集に関すること。		0.13	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	工場立地法及び準則条例に基づく相談・申請・検査に関すること。	届出の期限が法律に基づくため、長期の業務休止は難しい。	0.2	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	工場立地法に関する情報・要望の収集に関すること。		0.13	△	△		低	低
D	産業振興・企業誘致係	企業等の立地促進等に関する条例の改正に関すること		0.13	△	△		低	低

産業振興部 商業にぎわい課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	商業にぎわい係	子育て支援事業に関する事 業。	協力店舗の営業継続可否	0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	大規模小売店舗ネットワーク 会議に関する事 業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	商業まちづくり計画に関する 事業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	大店立地法に関する事業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	商店会連合会振興費補助金に 関する事業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	にぎわい爆発あつぎ国際大道 芸に関する事 業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	にぎわいアドベンチャー事業 に関する事業。 (あつぎ青春劇場)	実施団体の事業継続可否	0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	商業活性化セミナーに関する 事業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	アミューあつぎ運営事業に関 する事業。	入居テナントの営業継続可否 来館者の安全確保	0.6	○	○		中	中
C	商業にぎわい係	商店会共同施設補助金(街路灯 ・電気料・ LED化等)に関する事業。		0.2	○	○		中	中
C	商業にぎわい係	販売促進・PR事業補助金に関 する事業。		0.2	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	空き店舗対策に関する事業。		0.2	○	○		中	低
C	商業にぎわい係	にぎわいまちの魅力創造事業 に関する事業。 (あつぎジャズナイト)		0.2	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	にぎわいまちの魅力創造事業 に関する事業。 (イルミネーション)	委託業者の事業継続可否	0.2	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	あつぎ街かど大道芸に関する 事業。		0.6	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	厚木市まちなか活性化プロジェ クトに関する 事業。		0.2	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	にぎわいアドベンチャー事業 に関する事業。 (あつぎにぎわいアドベンチャー 隊)	実施団体の事業継続可否	0.2	○	○		低	低
C	商業にぎわい係	プレミアム付商品券事業に関 する事業。	委託業者の事業継続可否	1.6	○	○		低	低

産業振興部 観光振興課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	観光振興係	食ブランド推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光振興条例推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	平成大山講プロジェクト推進協議会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	広域行政連絡会観光推進専門部会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	森林セラピー基地全国ネットワーク会議に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光ボランティアガイド協会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	入込観光客調査に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		低	中
C	観光振興係	あつぎ鮎まつり事業に関する事	中止となった場合の対応検討が必要である。	2.0	○	○		高	高
C	観光振興係	あつぎ飯山桜まつり事業に関する事	中止となった場合の対応検討が必要である。	0.5	○	○		中	高
C	観光振興係	地域観光まつり事業補助金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	観光振興係	観光情報発信事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		低	中
C	観光振興係	観光施設維持管理事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.5	○	○		中	高
C	観光振興係	観光施設維持補修事業に関する事		0.5	○	○		低	高
C	観光振興係	観光協会補助金に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		中	低
C	観光振興係	観光案内事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		中	中
C	観光振興係	飯山地区観光拠点整備事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.6	○	○		中	中
C	観光振興係	七沢地区観光拠点整備事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.6	○	○		中	中
C	観光振興係	健康づくり村推進事業に関する事		0.1	○	○		低	中
C	観光振興係	健康づくり村推進事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	花の里創出事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	地域活性化推進事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光資源体験事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	受入環境整備事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	新たな観光ルート創出事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	飯山白山森林公園桜の広場整備事業に関する事		0.3	○	○		中	中
C	観光振興係	花の里創出事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	広域連携観光推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	つながる大山プロジェクトに関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	元気応援寄付金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	JAF観光協定に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	フィルムコミッションに関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	シティセールス大使の活動、再委嘱に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	マスコットキャラクターに関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	あゆこちゃんクラブに関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	キャラクターイベントに関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	モンベル協定の推進に関する事		0.1	○	○		低	低

まちづくり計画部 都市計画課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	都市計画係 まちづくり政策係	(都市計画の企画及び調整に関すること。)	案件によって調整が必要	2	△	×	×	中	中
B	都市計画係 まちづくり政策係	各種都市計画の決定変更に係る手続き	案件によって調整が必要	2	△	×	×	中	中
B	都市計画係	用途関係の照会窓口		2	△	△	×	中	中
B	都市計画係	(都市計画審議会に関すること。)	案件によって調整が必要	2	△	△	×	中	低
B	都市計画係	(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基 づく届出に関すること。)		2	△	△	×	中	中
B	都市計画係	(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年 法律第66号)に基づく届出に関すること。)		2	△	△	×	中	中
B	交通政策係	(駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく路 外駐車場の届出及び厚木市建築物における 駐車施設の附置に関する条例(昭和63年厚木 市条例第4号)に基づく事務に関すること。)		2	△	△	×	中	低
B	交通政策係	交通政策の総合的な企画及び調整に関する こと	災害時における公共交通機関の 情報収集は、政策部情報受伝達 班が対応する。	2	○			高	高
B	交通政策係	鉄道、バス、タクシー事業に関すること	災害時における公共交通機関の 情報収集は、政策部情報受伝達 班が対応する。	2	○			高	高
B	都市計画係	(地区計画等の届出に関すること。)		2	△	△	×	中	低
B	都市計画係	(都市計画に係る証明に関すること。)		2	△	△	×	中	低
C	交通政策係	厚木市地域公共交通会議関係事務に関する こと		1	○			低	低
C	交通政策係	コミュニティ交通促進事業関係事務に関するこ と		1	△			中	中
C	交通政策係	小田急多摩線の延伸促進関係事務に関する 連絡会に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議関係事務 に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会関係 事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	リニア中央新幹線建設促進期成同盟会関係 事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	バリアフリー法関係事務に関すること		1	○			低	低
C	都市計画係	(地価公示法(昭和44年法律第49号)に基 づく事務に関すること。)		1	△	△	×	低	低
C	都市計画係	(生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基 づく事務に関すること。)		1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	特定開発紛争相談に関すること		1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	特定開発事業に関すること		1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(まちづくり審議会に関すること。)	案件によって調整が必要	1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(建築審査会に関すること。)	案件によって調整が必要	1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(開発審査会に関すること。)	案件によって調整が必要	1	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(部内の施策等の政策調整に関すること。)		1	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内の予算執行及び事務事業の調整に関 すること。)		1	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内の庶務及び人事に関すること。)		1	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内会議に関すること。)		1	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(関係機関との総合調整に関すること。)		1	×	×	×	低	低
C	都市計画係	事務全般(神奈川県屋外広告物条例(昭和24 年神奈川県条例第62号)に基づく屋外広告物 の許可及び違反に対する措置に関すること。)		1	○	○	△	中	低
C	都市計画係	制度の普及及び啓発(屋外広告物法(昭和24 年法律第189号)に基づく啓発及び普及に関 すること。)		1	○	○	○	中	低
C	都市計画係	事務全般(景観法(平成16年法律第110号)に 基づく事務に関すること。)		1	○	○	△	中	低
C	都市計画係	制度の普及及び啓発(景観に係る啓発に関 すること。)		1	○	○	○	中	低
C	都市計画係	事務全般(課内庶務に関すること)		1	○	○	△	低	低
C	交通政策係	本厚木駅、愛甲石田駅周辺交通計画事務に 関すること		1	△			低	低
C	交通政策係	交通マスタープラン進行管理事務に関するこ と		1	△			低	低
C	交通政策係	コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画進行 管理事務に関すること		1	△			低	低
C	交通政策係	本厚木駅駅舎改装事業(ホームドア設置事業 補助金)関係事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	その他鉄道関係事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	都市サイン維持管理事業関係事務に関するこ と		1	○			低	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	交通政策係	次世代モビリティシステム検討事業関係事務 に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	公共交通利便性向上事業関係事務に関する こと		1	○			低	低
C	交通政策係	自転車活用推進計画関係事務に関する事		1	○			低	低
C	交通政策係	公共交通対策事業関係事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	その他バス・タクシー関係事務に関する事		1	○			低	低
C	交通政策係	公共交通車両等感染拡大防止支援事業補助 金関係事務に関する事		1	○			低	低
C	交通政策係	ツインシティ相模川以西に係る公共交通ネット ワーク検討会関係事務に関すること		1	○			低	低
C	交通政策係	モビリティマネジメント事業に関すること		1	○			低	低

まちづくり計画部 住宅課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	住宅管理係	市営住宅の設置及び運営管理に関する事務	対応できる業者及び職員の人員確保 資材などの確保	3	△	△		高	高
B	住宅政策係	マンション管理相談に関すること。	特になし	1	○	○		中	中
B	住宅政策係	空き家の適性管理に係る関係課調整及び 予防対策に関すること。	特になし	2	△			中	低
C	住宅政策係	地域住宅計画及び地域住宅交付金に関 すること。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	住宅基本計画等の策定及び調整に関する こと。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	マンションの建替えに関すること。	特になし	0.5	○	○		低	低
C	住宅政策係	検討委員会及び協議会に関すること。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	定住促進支援補助金に関すること	特になし	1	△			低	低
C	住宅管理係	市営住宅の家賃徴収等に関する事務	特になし	1	△			低	低
C	住宅管理係	住宅運営審議会に関する事務	特になし	1	△			低	低
C	住宅政策係	あんしん賃貸支援事業に関すること	特になし	0.5	△			低	低

まちづくり計画部 建築課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	建築係	市有建物(教育委員会に属する課が所管する施設以外のもの)の建設及び改修に係る建築工事の設計に関すること。		1.5		△		中	高
B	建築係	市有建物(教育委員会に属する課が所管する施設以外のもの)の建設及び改修に係る建築工事の監督に関すること。	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1.5		△		中	高
C	建築係	庶務に関すること。		0.5	○	○		低	低
C	建築係	設計、積算用機器のリースに関すること。		0.3	△	△		中	中
C	建築係	市の補助対象に係る建築物の評価に関すること。		0.2	△	△		中	低
C	設備係	機械設備に係る設計業務		1.5		△		中	高
C	設備係	電気設備に係る設計業務		1.5		△		中	高
B	設備係	機械設備に係る工事監理業務	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1		△		中	高
B	設備係	電気設備に係る工事監理業務	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1		△		中	高
C	設備係	工事単価作成業務		0.2	△	△		低	低
C	設備係	庶務に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	設備係	機械設備修繕等に係る技術協力(相談・立会い)		0.3	△	△		中	中
C	設備係	電気設備修繕等に係る技術協力(相談・立会い)		0.3	△	△		中	中

まちづくり計画部 建築指導課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	建築安全係	建築物の応急危険度判定に関すること。	早急な応急危険度判定活動に対応する体制づくり	11				高	高
B	建築指導係	建築確認申請等の受理及び交付に関すること	特になし	1.2	△	△		高	低
B	建築指導係	建築確認申請等の台帳管理に関すること	台帳システムが不稼働の場合の代替え方法の確立	1	△			高	高
B	建築指導係	建築計画概要書の閲覧及び記載証明書に関すること	特になし	1.1	△			高	低
B	建築安全係	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく法定事務に関すること。	一時的に急増する市民相談への対応	0.6	△	△		中	低
B	建築安全係	木造住宅・マンション耐震改修促進事業に関すること	一時的に急増する市民相談への対応	1.2	△			高	低
B	建築安全係	租税特別措置法及び地方税法施行規則に基づく住宅耐震改修の証明に関すること。	特になし	0.3	△			中	低
B	建築指導係	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等の事務に関すること。	特になし	1.1	△	△		中	低
B	建築審査係	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に関すること。	特になし	1.2	△	△		中	低
B	建築審査係	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。	特になし	0.3	△	△		中	低
B	建築審査係	建築確認申請等の審査及び検査に関すること	一時的に急増する市民相談への対応	3.1				高	低
B	建築指導係	建築基準法に基づく道路取扱いに関すること	特になし	0.6	△	△		中	低
B	建築安全係	建築物等の違反防止並びに違反建築物の是正指導及び措置に関すること。	震災後の違反建築物への対応	1.4				中	低
B	建築安全係	建築物の防災に係る指導に関すること。	特になし	0.7				中	低
B	建築安全係	建築物の防災に係る定期報告の事務に関すること。	特になし	0.54	△	△		中	高
B	建築指導係	建築基準法に基づく許認可等に関すること。	震災後の応急仮設建築物への対応	1.3	△	△		中	低
B	建築指導係	建築基準法に基づく道路の指定等に関すること。	特になし	0.6	△	△		中	低
B	建築審査係	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく審査及び検査(建築物に係るものに限る。)に関すること。	特になし	0.24	△	△		中	低
B	建築安全係	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)に基づく審査及び検査に関すること。	特になし	1.1	△	△		中	低
B	建築審査係	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく認定に関すること。	特になし	0.11	△	△		中	低
B	建築審査係	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に関すること。	特になし	0.6	△	△		中	低
C	建築指導係	指定確認検査機関による確認、検査等処分の報告事務に関すること	特になし	1	△	△		中	中
C	建築審査係	指定確認検査機関による確認、検査等処分の報告の審査に関すること	特になし	0.6	△	△		中	中
C	建築指導係	建築基準法に基づく建築協定等の指導及び啓発に関すること。	特になし	0.11	△			低	低



まちづくり計画部 開発審査課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	開発調査係	被災宅地危険度判定活動に関する事務	職員の人員確保(応援判定士等の受け入れに対応)	○	△	△		高	低
B	開発調査係	違反開発行為等の調査・指導事務	特になし	0.5	△			低	低
B	開発調査係	開発登録簿の作成及び台帳記載事務	特になし	0.2	△			中	低
B	開発調査係	開発登録簿の閲覧及び写しの交付事務	特になし	0.3	○			中	低
B	開発審査係	開発許可制度の普及・指導に関する事務	応急危険度判定活動及び突発災害に係る許認可対応	2.2	△			高	低
B	開発審査係	開発行為等許可審査事務	特になし	1.2	△			高	低
B	開発審査係	工事完了検査事務	特になし	0.5	△			高	低
B	開発審査係	建築物の新築又は用途の変更許可審査事務	特になし	0.9	△			高	低
B	開発審査係	開発行為又は建築等に関する証明書交付事務	特になし	0.3	△			高	低
C	開発調査係	地方税法に基づく優良な宅地化計画の証明事務	特になし	○	△	△		低	低
C	開発調査係	優良宅地の認定・証明事務	特になし	○	△	△		低	低
C	開発調査係	神奈川県建築物震後対策推進協議会関係事務	被災宅地危険度判定活動への対応	○	△			高	低
C	開発審査係	神奈川県宅地開発行政事務連絡協議会関係事務	特になし	○	△			中	低
C	開発審査係	神奈川県八市開発許可研究協議会関係事務	特になし	○	△			中	低
C	開発審査係	開発許可制度の調査研究に関する事務	特になし	0.2	△			中	低

まちづくり計画部 まちづくり指導課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	まちづくり指導係	都市計画法に基づく開発行為に伴う公共施設に係る同意及び協議に関する事	書類等が紛失する可能性がある	1	△			高	低
B	まちづくり指導係	厚木市住みよいまちづくり条例に基づく特定開発事業に関する事	書類等が紛失する可能性がある	1	△			高	低
B	まちづくり指導係	開発調整会議に関する事	特になし	○	○			高	低
B	まちづくり指導係	開発検査等庶務に関する事	書類等が紛失する可能性がある	0.5	○			高	低
B	まちづくり指導係	採石及び土採取の事業に関する事	書類等が紛失する可能性がある	○	△			高	低
B	まちづくり指導係	住居表示整備事業に関する事	特になし	○	△			中	中
B	まちづくり指導係	住居表示維持管理事務(住居番号設定事務等)	特になし	0.5	△			高	低
B	まちづくり指導係	ラブホテル建築規制条例に基づく指導に関する事	書類等が紛失する可能性がある	○	△			高	低
B	まちづくり指導係	旅館等建築審議会に関する事	予定案件によって個別の判断が必要	○	○			高	低
B	まちづくり指導係	厚木市土砂等の適正処理に関する条例に関する事	書類等が紛失する可能性がある	○	△			高	低
B	まちづくり指導係	ワンルーム形式集合建築物の指導、協議に関する事	書類等が紛失する可能性がある	○	△			高	低
C	まちづくり指導係	厚木市住みよいまちづくり条例の検証等に関する事	特になし	○	○			低	低
C	まちづくり指導係	マイクロフィルムの委託に関する事	特になし	○	○			低	低
C	まちづくり指導係	県央地区開発事務連絡協議会に関する事	特になし	○	○			低	低
C	まちづくり指導係	住居表示維持管理事務(街区表示板設置業務委託)	特になし	○	△			低	中
C	まちづくり指導係	住居表示審議会に関する事	予定案件によって個別の判断が必要	○	○			中	中
C	まちづくり指導係	神奈川県住居表示施行都市協議会に関する事	特になし	○	○			低	低

都市整備部 下水道総務課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	下水道総務係	公共下水道の使用開始、使用料賦課に関する こと	県の上下水道料金システムに依存し ている	1	△			高	高
C	下水道総務係	公共下水道の使用料の調定、収納及び滞納 処分に関すること。	水道局との連携、減免適用の検討、 排水設備が使用可能かの状況把握	0.1	△			高	高
A	下水道総務係	公共下水道事業会計予算の編成及び執行管 理に関すること。	企業会計としての日報のとりまとめが ある	1	△			高	低
B	下水道総務係	下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に 関すること。	賦課徴収再開のタイミング、減免適 用の検討	0.1	○			低	低
B	下水道総務係	公共下水道供用開始の告示に関すること。		0.1	○			低	低
A	下水道総務係	公共下水道事業に係る市債に関すること	国に定められた締切なので、その時 期に当たってしまうと優先度が高い	1	○			高	低
D	下水道総務係	業務状況説明書類の作成・公表に関すること	条例に定められた期限があるので、 その時期に当たってしまうと優先度 が高い	1	△			低	低
D	下水道総務係	消費税の申告に関すること	申告期限があるので、その時期に当 たってしまうと優先度が高い	1	△			高	低
A	下水道総務係	給与費の支払に関すること	給与支払い日が決まっているので、 その時期に当たってしまうと最優先と なる	1	△			高	低
A	下水道総務係	資産の取得・処分、資産台帳の管理に関す ること	決算整理に関連があるので、その時 期に当たってしまうと優先度が高い	1	△			高	低
D	下水道総務係	例月監査に関すること	状況によって異なる	1	△			低	低
C	下水道総務係	公共下水道の諸統計に関すること		0.1	○			低	低
C	下水道総務係	相模川流域下水道に関すること	処理場被害の把握と連絡協議会間 の連携	0.1	○			低	高
B	下水道許認 可・計画係	公共下水道・水路台帳の整備及び保管に関 すること。	一時的には作業を縮小できるが長期 化した場合、乖離を縮小していく必 要がある。	0.2	○			高	低
A	下水道許認 可・計画係	公共下水道事業会計予算の編成及び執行管 理に関すること。		0.5	△			高	低
B	下水道許認 可・計画係	汚水ます設置等の自費工事申請に係る許可 及び検査に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	公共下水道管きよの自費工事に係る指導 及び検査に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	1	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	私設下水道工事の指導及び検査に関す ること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	1	○	△		中	低
B	下水道許認 可・計画係	公共下水道に接続する特定事業等から流 入する下水の水質に係る指導及び調査 に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	指定下水道工事店及び責任技術者の登 録に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	開発行為等に係る協議及び検査に関す ること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.5	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	厚木市水路の管理等に関する条例(平成13 年厚木市条例第17号)第2条第1号に規 定する水路(以下「水路」という。)及び 下水道用地の占用許可及び占用料の徴 収に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.5	○			中	低
B	下水道許認 可・計画係	水路用地等の境界の調査及び確定に関 すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.5	○			低	低
C	下水道許認 可・計画係	下水道の普及に関すること。		0.1	○			低	低
C	下水道許認 可・計画係	水洗便所の普及に関すること。		0.1	○			低	低
C	下水道許認 可・計画係	法定外公共物に係る国有財産の譲与に 関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			低	低
B	下水道許認 可・計画係	水路敷等の廃止及び処分に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			低	低
C	下水道許認 可・計画係	相模川流域下水道に関すること。	連絡協議会間の連携	0.1	○			低	高
B	下水道許認 可・計画係	公共下水道の新設及び改良に係る計画、 認可等に関すること。		0.1	○			中	低

都市整備部 下水道施設課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	下水道施設係	神奈川県・流域下水道との連絡調整	連絡手段(電話が使用可か)	0.2	○			高	高
A	下水道施設係	処理場、流域幹線の被害状況収集・情報発信	処理場被災時の流入制限	0.2	○			高	高
A	下水道施設係	管きょ施設の被害情報収集	対応職員の確保	0.5	○	○		高	低
A	下水道施設係	ポンプ施設の被害状況収集	対応職員の確保	0.4	○	○		高	低
A	下水道施設係	【巡視】管渠の緊急調査(優先度 大)	対応職員の確保	8.1	○	○		高	低
A	下水道施設係	【点検】妻田ポンプ場、マンホールポンプ10箇所等の緊急調査	対応職員の確保、専門知識必要	1.3	○	○		高	高
A	下水道施設係	電源確保状況確認	東京電力の被災(復旧)	0.2	○	○		高	高
A	下水道施設係	非常用電源の確保	発電機確保、専門知識必要	1.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	【点検】管渠の緊急調査(優先度)	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	汚水溢水箇所の解消	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	災害避難所へマンホールトイレ設置	対応職員の確保	1.8	○	○	○	高	低
A	下水道施設係	【応急対応】被災施設の応急対応	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	【災害復旧】被災管渠の機能復旧	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	【災害復旧】被災ポンプの機能復旧	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	下水道施設係	災害拠点(事務所)の被災状況確認		0.2	○			高	低
A	下水道施設係	職員の安否確認	連絡手段(電話が使用可か)	0.1	○			高	低
B	下水道建設係	公共下水道の新設及び改良工事の設計及び監督	公共下水道施設の被害状況の把握	-	○	○	-	中	中
B	下水道建設係	公共下水道に係る国及び県補助金の交付等	-	-	○	○	-	中	低
B	下水道建設係	公共下水道に係る補償	-	-	○	○	-	中	低
B	下水道建設係	水路等の新設及び改良工事の計画、設計及び監督	排水路施設の被害状況の把握	-	○	○	-	中	中
B	下水道建設係	私道への公共下水道設置申請に係る手続	-	-	○	○	-	中	中
B	下水道建設係	公共ます等設置申請に係る手続	-	-	○	○	-	中	中
B	下水道施設係	公共下水道・水路等の維持管理	公共下水道・排水路等の施設の被害状況	1.1	○	○		高	高
B	下水道施設係	公共下水道・水路等の維持補修	公共下水道・排水路等の施設の被害状況	0.1	○	○		高	高
B	下水道施設係	公共下水道の改築工事の設計及び監督	公共下水道施設の被害状況の把握	0.1	○	○		中	中
B	下水道施設係	公共下水道汚水量の調査・報告	流域下水道処理場等の復旧状況の把握	0.1	○	○		中	高
B	下水道施設係	ポンプ施設の維持管理	ポンプ施設の被害状況、復旧対応業者の確保	0.6	○	○		高	高
B	下水道施設係	ポンプ施設の維持補修	ポンプ施設の被害状況、復旧対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
C	下水道施設係	猿ヶ島下水道上部運動施設の維持管理	施設の被害状況	0.3	○	○		中	中
C	下水道施設係	下水道倉庫の維持管理	施設が使用可能かの判断		○	○		中	低

都市整備部 河川ふれあい課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	河川整備係	準用河川及び普通河川の改修工事の設計及び監督並びに維持管理に関すること。		1	△	△		中	中
A	河川整備係	準用河川及び普通河川の災害復旧に関すること。	河川管理施設の被害状況	2	○	△		高	高
B	河川整備係	河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川(以下「準用河川」という。)の占用許可及び占用料の徴収に関すること。	管理施設の被害状況やシステムの停止による業務再開のタイミング	0.5	△			高	高
B	河川整備係	準用河川の境界の調査及び確定に関すること。	地震に伴い基準点が移動した場合、国から使用の停止がされる場合があり、使用の復旧時期に左右される可能性がある。	0.5	△	△		低	低
B	河川整備係	国及び県が実施する河川の改修及び砂防工事の促進に関すること。		0.5				低	低
B	河川整備係	準用河川の幅等の証明に関すること。	地震に伴い基準点が移動した場合、国から使用の停止がされる場合があり、使用の復旧時期に左右される可能性がある。	0.5	△			中	中
B	河川整備係	河川台帳の整備及び保管に関すること。	地震に伴い基準点が移動した場合、国から使用の停止がされる場合があり、使用の復旧時期に左右される可能性がある。	0.5	△	△		低	低
B	河川整備係	親水施設、雨水調整池の整備と保全に関すること。		0.5	△		△	中	中
C	水辺ふれあい係	一級河川の利用計画に係る国県との調整に関すること。	一級河川の被害状況等への対応	0.5	○			低	中
C	水辺ふれあい係	河川愛護美化推進事業に関すること。		0.5	○			低	低
C	水辺ふれあい係	部内の施策等の政策調整に関すること。		0.4	○			低	低
C	水辺ふれあい係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。		0.4	○			低	低
C	水辺ふれあい係	部内の庶務及び人事に関すること。		0.4	○			低	低
C	水辺ふれあい係	部内会議に関すること。		0.4	○			低	低
C	水辺ふれあい係	関係機関との総合調整に関すること。		0.4	○			低	低
C	河川整備係	河川保全地区内に係る砂利採取計画の調整に関すること。 開発行為の協議に関すること。		0.5				低	低

都市整備部 公園緑地課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	維持管理係	公園及び緑地の維持管理事務	公園施設の倒壊等の対応		○	○	△	高	高
B	維持管理係	児童遊園の維持管理事務	公園施設の倒壊等の対応		○	○	△	高	高
C	維持管理係	公園及び緑地の使用許認可事務	公園施設の安全確保	0.7	○	○	△	低	低
C	維持管理係	公園使用料の徴収及び還付事務	発券機の破損時及び売上金の管理	0.7	○	○	△	低	低
C	維持管理係	野外ステージの運営管理事務	公園施設の倒壊等の対応		○	○	△	低	低
C	計画整備係	公園、緑地等の計画及び整備に関する事務		4				中	中
C	計画整備係	公園用地の取得、借地契約に関する事務		0.5				低	低
C	計画整備係	住みよいまちづくり条例に関する事務		0.5	○			低	低
C	計画整備係	緑のまつりに関する事務		0.5				低	低
C	計画整備係	花未来事業、地域緑化・公共緑化事業に関する事務		0.5	○			低	低
C	計画整備係	緑を豊かにする事業推進要綱に関する事務		0.5				中	低
C	計画整備係	緑を豊かにする審議会運営に関する事務		0.5				低	低

都市整備部 市街地整備課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	市街地整備係	厚木中央公園地下駐車場の運営管理に関すること。	電力供給等	1	○			高	高
C	市街地整備係	市街地再開発事業の計画、調査、指導及び施行に関すること。	特になし					低	低
C	市街地整備係	優良建築物等整備事業に関すること。	特になし					低	高
C	中町第2-2地区整備係	都市再生緊急整備地域の計画策定・事業化に関すること。	特になし					低	低
C	中町第2-2地区整備係	中町第2-2地区周辺整備事業に関すること。	特になし					低	高
C	中町第2-2地区整備係	部内の施策等の政策調整に関すること。	特になし					低	低
C	中町第2-2地区整備係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。	特になし					低	低
C	中町第2-2地区整備係	部内の庶務及び人事に関すること。	特になし					低	低
C	中町第2-2地区整備係	部内会議に関すること。	特になし					低	低
C	中町第2-2地区整備係	関係機関との総合調整に関すること。	特になし					低	低
D	市街地整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画に関する協議、調整に関すること。</li> <li>・交通計画協議に関すること。</li> <li>・市街地再開発組合の指導、支援に関すること。</li> <li>・社会資本整備総合交付金に係る国、県等との協議、調整に関すること。</li> <li>・地元調整等に関すること。</li> </ul>	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用による密集市街地の解消や都市機能の更新などを目的としているため、大規模な災害が発生した場合、事業そのものが中断となる可能性が極めて高い。	2	△			中	高
D	市街地整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他本厚木駅南口地区市街地再開発事業に関すること。</li> </ul>	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用による密集市街地の解消や都市機能の更新などを目的としているため、大規模な災害が発生した場合、事業そのものが中断となる可能性が極めて高い。	2	△			中	高

都市整備部 まちづくり推進課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	まちづくり 推進係	土地区画整理事業に関する事務(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の企画、調整、指導及び施行に関すること。)	特になし		△			高	低
B	まちづくり 推進係	土地区画整理事業に関する事務(土地区画整理組合の設立並びに組合事業の指導及び助成に関すること。)	特になし		△			高	低
B	まちづくり 推進係	土地区画整理事業に関する認可等事務	特になし		△			高	低
B	まちづくり 推進係	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する許可等事務	特になし		△			高	低
B	森の里東・酒 井地区整備係	厚木市森の里東土地区画整理事業、厚木市酒井土地区画整理事業に関する指導、技術的支援及び補助金による支援	事業期間や費用に関する検討が必要	4	△	△		中	高
B	森の里東・酒 井地区整備係	地区外都市基盤整備(道路整備、排水路整備)	事業期間や費用に関する検討が必要	2	△	△		中	中



道路部 道路管理課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	道路総務係	道路整備要望事前相談に関する事	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	0.2	○	△		低	低
B	道路総務係	道路整備要望等の受付に関する事	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	0.2	○	△		低	低
B	道路総務係	道路管理瑕疵による事故等の処理に関する こと	保険会社及び被害者との調整が必要	0.2	○	△		中	中
B	路政係	占用申請(許可) 占用交付及び納付書作成 法第32条	事後的に大量の申請処理が必要 になると予測されることから、体制等 を整備する必要がある。	1		※1	※2	高	低
B	路政係	協議、本復旧立会い		1		※1	※2	高	低
B	路政係	自費工事(承認工事)法第24条	相手方の理解を得る必要有り。	0.3		※1		高	低
B	路政係	許可及び認定(車両制限令第12条、法第47 条2第1項)		0.2		※3	※2	高	低
B	路政係	開発行為に関する事	延期することで多大なる影響がある 場合は要検討	1	否			高	低
B	道路境界係	廃道路敷の登録及び処分に関する事。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△	△		高	高
B	道路境界係	未登記道路用地の取得及び登録に関する こと。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△	△		高	高
B	道路境界係	建築行為に係る道路後退用地の取得及び 登録に関する事。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△	△		高	高
B	道路境界係	隅切用地及び小払幅道路用地の取得及び 登録に関する事。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△	△		高	高
B	道路境界係	特定開発事業に伴う道路後退用地の取得 及び登録に関する事	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△	△		高	高
B	道路境界係	土地鑑定評価に関する事		0.4	△	△		中	高
B	道路境界係	支払調書の作成・発送に関する事	地権者の(所得税等)税務申告への 支障を回避	0.5	△	△		高	高
B	国県道調整担当	国道・県道に対する市民等からの要望及び 緊急通報の連絡調整に関する事。	道路管理者が対応できない可能性 がある		○	○		高	高
B	道路境界係	一般寄附及び登録に関する事	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.3	△	△		高	高
C	道路境界係	道路用地測量業務委託に関する事。		0.5	△	△		中	高
C	道路総務係	道路整備三箇年計画に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	交通流情報分析調査に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	通学路の安全対策協議会に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	市民対話事業関係に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	定例会内会議(月1回)に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	臨時部内会議(随時)に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	部内の予算の調整及び取りまとめに関する こと		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	部内各課の予算執行管理に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	部内の事務事業の調整に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	部内の庶務に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	課内の庶務に関する事		0.2	○	△		低	低
C	道路総務係	神奈川県都市土木行政連絡協議会に関する こと		0.1	○			低	低
C	道路総務係	神奈川県道路利用者会議に関する事		0.1	○			低	低
C	道路総務係	日本道路協会に関する事		0.1	○			低	低
C	道路総務係	神奈川県交通安全協議会に関する事		0.1	○			低	低
C	路政係	市道認定改廃議案の作成、区域決定、供用 開始の告示		1	△	※1	※2	中	低
C	道路境界係	社会資本整備総合交付金に関する事		0.5	△	△		中	高
C	道路境界係	起債(道路新設改良事業債)に関する事		0.5	△	△		中	高
C	道路境界係	予算の執行・管理に関する事	システム稼働状況による業務への影 響	0.4	○			中	高
C	道路境界係	係内総括・庶務に関する事	システム稼働状況による業務への影 響	0.3	○			中	高
C	国県道調整担当	国道412号線建設改良促進協議会に関する こと。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	座間荻野線建設促進協議会に関する事。 上古沢煤ヶ谷線建設促進協議会に関する こと。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	上飯山中津上依知線道路整備促進協議会 に関する事。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	伊勢原津久井線建設改良促進協議会に関 する事。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 に関する事。			○			低	高
C	国県道調整担当	道路整備促進期成同盟会全国協議会に関 する事。			○			低	高
C	国県道調整担当	関東国道協会に関する事。			○			低	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	国県道調整担当	関東国道協会神奈川県地区協議会に関する こと。			○			低	高
C	国県道調整担当	広域幹線道路整備事業県央8市連絡会に関 すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	国道・県道事業に関する地元及び庁内関係 部署との連絡調整に関すること。			○	△		中	高
C	国県道調整担当	道路工事連絡調整協議会(国)に伴う関係各 課との連絡調整に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	道路占用工事厚木地区調整会議(県)に伴う 関係各課との連絡調整に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	首都圏中央連絡道路・新東名高速道路期成 同盟会に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	国道246号バイパス建設促進協議会に関す ること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	ツインシティ整備計画に定める道路2軸整備 促進協議会に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	圏央道神奈川県地区連絡会に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	新東名高速道路神奈川県整備区間連絡協議 会に関すること。			○	△		低	高
C	国県道調整担当	圏央道(さがみ縦貫道路)の連絡調整に関す ること。			○	△		中	高
C	国県道調整担当	新東名高速道路の連絡調整に関すること。			○	△		中	高
C	国県道調整担当	厚木秦野道路整備に関すること。			○	△		中	高
C	国県道調整担当	用地国債に関すること。			○			高	高
C	国県道調整担当	課内の庶務に関すること。			○			低	低
C	道路境界係	道路法28条に規定されている道路台帳の補 正業務並びに地方交付税等の算定に用いる 数値の算出事務。(窓口閲覧等含む)	電子化されていない図面等の関係 書類の紛失	0.48	△	△		高	高
D	道路境界係	道路境界の確定及び復元等の事業。(窓口 閲覧等含む)		0.5	△	△		中	中
D	道路境界係	国土調査法に基づく地籍調査事業。(窓口 閲覧等含む)	電子化されていない図面等の関係 書類の紛失	0.6	△	△		高	高
D	道路境界係	市道の幅員や境界等に関する証明事務。		0.4	△	△		中	中
D	道路境界係	私有道路の市道編入に関する事務	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.4	△	△		高	高
D	道路境界係	公共嘱託登記業務委託に関すること		0.5	△	△		中	高

道路部 道路維持課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	道路維持係	道路構造物損傷箇所復旧工事	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	1		△		高	高
B	道路維持係	舗装損傷箇所復旧工事	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	1		△		高	高
B	道路維持係	通報及び要望の処理業務	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	0.2		△		高	中
B	道路維持係	緊急対応(風水害、地震等)	風水害及び地震等が重複した場合の 対応		○	△		高	高
B	施設維持係	苦情・要望の処理(街路灯、カーブミラー、路 面標示等)	緊急性の判断を要する	0.2	△	△		高	中
B	施設維持係	街路灯維持補修工事	街路灯が倒れたり破損した場合の 対応	0.5	△	△		高	高
B	施設維持係	交通安全施設損傷箇所復旧工事	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される	0.3	△	△		高	高
B	施設維持係	緊急時の対応(降雪、台風等)(交通安全 施設の維持管理に関すること。)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	高
B	施設維持係	苦情・要望の処理(側溝浚渫、街路樹剪 定、除草等)	緊急性の判断を要する	0.2	△	△		高	中
B	施設維持係	施設修繕等	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される		△	△		高	高
B	施設維持係	地下道及び周辺警備委託	警備員の確保と機器の破損状況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	道路樹木等管理緊急業務委託	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される	0.5	△	△		高	高
B	施設維持係	地下道設備保守点検業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	△	△		中	高
B	施設維持係	エスカレーター・エレベーター保守点検業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	愛甲石田駅北口エレベーター保守点検業務 委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	地下道電気工作物保安管理業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	緊急時の対応(降雪、台風等)(街路樹等 の維持管理に関すること。)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	高
B	道路補修事務所	道路施設の補修作業等	直営での対応には限界がある。	10	△	△	△	高	高
B	道路補修事務所	道路パトロール	直営での対応には限界がある。	2	△	△	△	高	低
B	道路補修事務所	緊急時の対応(降雪、台風等)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	中
C	道路維持係	道路維持管理計画		0.1	○			低	低
C	道路維持係	舗装補修工事	時期がずれるため、市民の理解を得 る必要あり。	1	○			中	高
C	道路維持係	道路後退部舗装工事	時期がずれるため、市民の理解を得 る必要あり。	0.2		△		低	中
C	道路維持係	橋りょう修繕工事		1	○			中	高
C	道路維持係	橋りょう点検委託		1		△		中	高
C	道路維持係	橋りょう施設修繕料				△		中	高
C	道路維持係	係内庶務に関すること		0.2	○			低	低
C	施設維持係	街路灯設置工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路反射鏡設置工事	道路反射鏡が破損した場合の直営 での対応の限界	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	路面標示設置工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	路面カラー化工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	通学路交通安全対策工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	交通安全施設維持補修事業用消耗品等 購入事務	応急対応時の資材の確保	0.1	△	△		中	中
C	施設維持係	道路附属物等の損傷事故対応	保険会社等相手方との調整が可能 であること		○	○		中	高
C	施設維持係	道路補修事務所警備委託		0.1	○	○		低	高
C	施設維持係	地下道・バスセンター清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	愛甲石田駅前広場清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	あゆみ橋清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	本厚木駅前清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	本厚木駅周辺清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	道路補修事務所清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託 道路補修事務所		0.1	○	○		低	低
C	施設維持係	道路路面清掃作業委託		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路路面清掃汚泥処分委託		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路側溝清掃業務委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	道路側溝汚泥処分委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	街路樹剪定作業業務委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	施設維持係	街路樹伐採作業業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	道路用地除草業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	業害虫防除業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.3	△	△		中	高
C	施設維持係	公共建築物定期点検委託		0.1	○	○		低	高
C	施設維持係	地下道監視カメラ保守点検業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状況	0.1	○	○		中	高
C	施設維持係	課及び係内庶務		0.2	○	○		低	低
C	道路補修事務所	施設維持補修事業用消耗品等購入手務	応急対応時の資材の確保	0.2	△	△		中	中
C	道路補修事務所	事務所内庶務		0.2	△	△		低	低

道路部 道路整備課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	道路用地係	買取証明書の発行に関する事	地権者の(所得税等) 税務申告への支障	0.1	△	△		中	高
B	道路用地係	買取証明書の発行に関する事	地権者の(所得税等) 税務申告への支障	0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	都市計画道路、幹線市道に関する道路用地の取得及び登録に関する事		2.5	△	△		中	高
C	道路用地係	公共囑託登記に関する事		0.2	△	△		中	高
C	道路用地係	土地鑑定評価に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	土地登録プログラムのデータベース管理に関する事	データベースシステムが停止した時の対応	0.1	△	△		中	低
C	道路用地係	租税特別措置法の規定に関する事前協議に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	総合計画に関する事		0.1	○			中	高
C	道路用地係	用地買取管理台帳に関する事		0.2	△	△		低	低
C	道路用地係	予算、決算、財務に関する事	財務システム稼働状況による業務への影響	0.2	○			中	高
C	道路用地係	起債に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	国庫補助金に関する事		0.2	△	△		高	高
C	道路用地係	課内庶務		0.1	○			中	高
C	道路用地係	一般生活道路に関する道路用地の取得及び登録に関する事		2.5	△	△		中	高
C	道路用地係	公共囑託登記に関する事		0.2	△	△		中	高
C	道路用地係	土地鑑定評価に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	土地登録プログラムのデータベース管理に関する事	データベースシステムが停止した時の対応	0.1	△	△		中	低
C	道路用地係	租税特別措置法の規定に関する事前協議に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	総合計画に関する事		0.1	○			中	高
C	道路用地係	用地買取管理台帳に関する事		0.2	△	△		低	低
C	道路用地係	予算、決算、財務に関する事	財務システム稼働状況による業務への影響	0.2	○			中	高
C	道路用地係	起債に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	国庫補助金に関する事		0.1	△	△		高	高
C	道路用地係	課内庶務		0.2	○			中	高
C	道路環境整備係	交差点等改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低
C	道路環境整備係	交差点等改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.3	△	△		低	低
C	道路環境整備係	交差点等改良事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	道路環境整備係	交通環境整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低
C	道路環境整備係	交通環境整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.3	△	△		低	低
C	道路環境整備係	交通環境整備事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.7	△	△		低	低
C	道路環境整備係	他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低
C	道路環境整備係	他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.3	△	△		低	低
C	道路環境整備係	他課の所管に係わる土木工事に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	生活道路係	工事・委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関・地権者等)	事業期間や費用に関する手続き等を要する	2.0	△	△		低	低
C	生活道路係	工事・委託業務の設計、積算業務	事業期間や費用に関する手続き等を要する	1.0	△	△		低	低
C	生活道路係	工事・委託業務の監理	事業期間や費用に関する手続き等を要する	2.0	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.3	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.5	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.5	△	△		低	低
C	幹線道路係	歩道整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.3	△	△		低	低
C	幹線道路係	歩道整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.5	△	△		低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	幹線道路係	歩道整備事業に関する事務、工事委託の 監理業務	事業期間、費用等に関する事務手 続きを要する	0.5	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託業 務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手 続きを要する	0.8	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託の 設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手 続きを要する	1.3	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託の 監理業務	事業期間、費用等に関する事務手 続きを要する	1.3	△	△		低	低

会計課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	出納係	収支日報作成事務	納入済通知書の紛失、破損及び収入データの消失時の対策、システム停止時の対策	4.5	○	○		高	高
A	出納係	現金管理事務	通帳、証書及び台帳等の紛失、破損時の対策	0.5	○	○		高	高
B	審査第一係	支出負担行為伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第一係	支出伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第二係	支出負担行為伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第二係	支出伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	出納係	振替伝票等審査事務	伝票の紛失、破損及びデータ消失時の対策、システム停止時の対策		○	○		中	低
B	出納係	指定金融機関交代事務	金融機関との調整		○	○		高	高
B	出納係	収入及び支出の予定管理事務	データ消失時の対策	0.5	○	○		中	低
B	出納係	支出依頼書作成、執行事務	伝票の紛失、破損及びデータ消失時の対策、システム停止による支払い不能時の対策、指定金融機関被災時の対策	2	○	○		高	高
B	出納係	窓口収納事務	現金紛失時の対策		○	○		高	高
B	出納係	基金出納事務	通帳、証書の紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	高
B	出納係	小切手振出事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		高	高
B	出納係	公金振替事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	高
B	出納係	証書管理事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	中
C	審査第一係	物品出納管理事務	備品管理システムデータ消失時の対策	2	○	○		低	低
C	審査第二係	物品出納管理事務	備品管理システムデータ消失時の対策	2	○	○		低	低
C	出納係	指定金融機関等公金出納事務検査	金融機関との調整		○	○		低	高
C	出納係	決算書作成事務	財務会計システムデータ消失時の対策		○	○		低	低

消防本部 消防総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	消防総務係	消防庁舎の維持管理に関する事務。	請負業者への連絡体制	1	○			高	高
A	消防総務係	消防庁舎の維持補修に関する事務。	請負業者への連絡体制	1	○			高	高
A	消防総務係	大規模災害サポート隊に関する事務。		1	○			高	高
A	消防総務係	部内会議の開催に関する事務。		4	○			高	高
C	消防総務係	条例及び規則等に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	正副分団長会議の開催に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防予算総括に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の証明願の発行に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	全国・関東・県消防長会に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	厚木市総合計画(消防)に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防施設整備に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防広域化に関する事務。						低	低
C	消防総務係	公印の管理及び使用承認に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の表彰に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防協力者の表彰に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の任免行為に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員の任命に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	その他消防団員の服務、身分等に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員委員会に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	安全衛生委員会に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防職員の研修及び資格取得に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団ふれあい広場に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の健康診断に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の研修に関する事務。						低	低
C	消防総務係	女性消防団員の研修及び訓練等に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防団員の報酬の支給に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	退職消防団員の退職報償金に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員の普通昇給の発令に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団及び古式消防保存会の交付金に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の公務災害に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の被服等貸与に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防年報に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	県央都市消防団長会の事務局に関する事務。						低	低
C	消防総務係	神奈川県消防協会厚木市愛甲郡支部の事務局に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	物品購入及び支出伝票等の予算事務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防審議会の開催に関する事務。						低	低
C	消防総務係	情報支援システムに関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	行政財産目的外使用に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	人事台帳の記入に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	その他消防本部の庶務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	時間外集計及び課の庶務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	文書の收受、保管、配布及び発送に関する事務。	庁内LAN関係が停止の場合、各官公庁等からの通知文の收受が出来なくなる。		○			低	低



消防本部 警防課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	警防係	公設消火栓(消火栓維持管理設置に関する事務)	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと	1	△			中	中
A	警防係	私設防火水槽(消防水利標識等設置に関する事務)	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと	1	△			中	中
A	装備係	消防車両等の点検、修繕等(消防車両の車検、修理及び点検の実施に関すること。)	消防活動等に必要な車両の点検、修繕の実施が可能かは分からない	2	○			高	高
A	装備係	消防機械器具の点検及び修繕等(消防機械器具の整備の実施に関すること。)	請負業者の工場等に影響があった場合は、部品の納品等に影響があるため、修繕が困難となる	2	○			高	高
A	装備係	消防車両等の燃料購入(燃料購入券発行及び申請書類の整理事務に関すること。)	自家用給油所があるが、長期化することにより燃料油の確保が懸念される	1	○			中	中
B	警防係	係総括	大規模な災害では、課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと		○			高	高
B	警防係	風水害、震災発生時にける災害対策本部の設定等	災害等の状況により職員の増員が必要になる場合も想定される		○	○		高	高
B	警防係	総務省消防庁統計調査、	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと		△	△		中	中
B	警防係	緊急消防援助隊運用要綱	災害等の状況により職員の増員が必要になる場合も想定される		○	○		高	高
B	警防係	神奈川県下消防応援協定、高速道路消防相互応援協定の事務	状況的に他市、県等が通常時と同様の対応は見込めないこと		○	○		高	高
B	警防係	罹災証明の交付事務	出勤報告書が速やかに提出されないと証明書の交付に時間を要する		△			中	中
B	警防係	高速道路神奈川消防協議会他の事務	状況的に他市、県等が通常時と同様の対応は見込めないこと		○	△		中	中
B	警防係	火災調査規定に基づく火災原因調査他事務	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと		○	○		中	中
B	警防係	火災警報規則、消防火災警報取扱要綱による事務	災害等の状況により職員の増員が必要になる場合も想定される		○			高	高
B	警防係	各統計事務	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないため早急な統計処理に時間を要する		○			高	高
B	装備係	係総括	大規模な災害では、課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと		△			高	高
B	装備係	消防水利整備事業、消防水利経費	大規模災害時における消防水利の確保のため重要である		△			高	高
B	装備係	高圧ガス製造施設等の維持管理	災害活動の基本となる高圧容器への補填に影響が出る		○			高	高
B	装備係	消防団施設、消防水利等の設置及び維持管理	災害活動の拠点として、機能維持に必要なものであり、影響が大きい		○			高	高
B	装備係	消防団施設、防火水槽用地等の賃貸借契約	賃貸人との連絡調整が不能の場合に支払い事務に影響がある		△			高	高
B	装備係	安全運転管理者会支部長の事務ほか	関係部署との調整もあるが、開催の中止が予想される		○			中	中
B	装備係	保険の加入、重量税の支払い	車検、自賠責、共済等の加入が出来ないことにより、車両の仕様が不可となり、消防業務への影響が大きい		△	△		高	高
B	装備係	消防車両等の交通事故事務処理	実況見分等、事故処理業務が可能かどうか		○	△		高	中
C	警防係	消防活動場所等及び消防水利施設の設置協議、防火水槽に関する帰属申請	課内が災害対策本部の基となるため、通常時と同様の対応は見込めないこと		○			中	中
C	警防係	国及び県主催の演習等、水防訓練、山岳救助訓練、署団合同訓練、歳末火災特別警戒、消防出初め式等に係る事務	災害対応等のため各種行事の中止(延期)が考えられる		○	○		中	中
C	警防係	消防操法大会、救助技術大会等の事務	状況的に他市、県等が通常時と同様の対応は見込めないこと		○	○		低	中
C	装備係	公設防火水槽	状況的に受援、応援等の事務に追われ開発行為の検査ができない		△			中	中
C	装備係	消防車両等のぎ装等の審議	災害対応優先のため委員会の開催は無いものと思われる					低	低
C	装備係	市有財産の取得、処分及び登記、所管替え等	通常業務と同様の対応は見込めないこと		△			中	高
C	装備係	交通事故防止啓発事務	災害対応に万全を期すため、講習会の開催を中止する		○	△	△	低	低
D	装備係	消防車両、消防水利等の補助金	状況的に県、総務省が通常時と同様の対応は見込めないこと		△	△		中	高
D	装備係	県、国等補助金	状況的に県、総務省が通常時と同様の対応は見込めないこと		△	△		中	高
D	装備係	消防車両等の更新整備	請負業者の工場等に影響があった場合は、製造に影響が出て納車が困難となる					高	高

消防本部 指令課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	指令係	119番の受信及び火災、救急、救助その 他の災害出動指令	指令システム障害発生時は被影響度が高い	6	△			高	高
A	指令係	災害の速報及び関係機関との連絡調整	通信機器等の障害が発生した場合の対応策	2	△			高	中
A	指令係	警防支援情報等の収集及び管理	指令システム障害発生時は被影響度が高い	2	△	△		高	中
A	指令係	消防通信及び防災通信の運用	指令システム障害発生時は被影響度が高い	2	△			高	高
A	指令係	気象情報(天候、風向、風速、湿度、気 圧、雨量等)に関すること	通信機器等の障害が発生した場合の対応策	2	△	△		高	中
A	指令係	消防無線(消防波、救急波、県波、全国波) の維持管理	通信機器等の障害が発生した場合の対応策 及び無線運用	1	△			中	中
B	指令係	各種通信機器の維持管理、企画及び調査 研究	指令システム障害発生時は被影響度が高い		△			中	中
B	指令係	気象観測装置の維持管理			△			中	中
B	指令係	各種情報処理			△	△		中	中
B	指令係	消防救急無線広域化・共同化及び消防指 令業務の共同運用に関すること。	通信機器等の障害が発生した場合の対応策 及び無線運用		△	△		中	中
C	指令係	消防通信の技術指導及び訓練			△			低	低
C	指令係	通信に係る統計(災害出動件数等)に関す ること。			△			低	低

消防本部 予防課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	世帯 市職員	ボラン ティア		
A	危険物係	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	1	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の許可申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.6	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.6	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査前検査申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の特例承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.6	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の仮使用承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.6	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の資料提出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.6	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の予防規程認可申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査済証再交付申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の査察及び指導文書等の作成事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の違反処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	危険物保安監督者選任・解任届出書に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	危険物係	少量危険物等の貯蔵取扱届出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		低	低
B	予防査察係	消防用設備等着工届・設置届の受付、審査及び指導	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.7	○	△		中	低
B	予防査察係	消防用設備等の検査及び検査済証の交付	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.5	○	△		中	低
B	予防査察係	建築確認等の同意審査及び事務処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	1	○	△		中	低
B	予防査察係	防火対象物の査察の実施及び事務処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.7	○	△		中	低
B	予防査察係	消防計画届出書及び防火管理者選任・解任届出書の受付、作成指導並びに審査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.5	○	△		中	低
B	予防査察係	防火対象物の違反処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	予防査察係	防火・防災対策対象物定期点検制度に伴う受付事務及び審査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		中	低
B	予防査察係	危険物品の指定及び喫煙等承認申請に関する事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		中	低
C	危険物係	危険物取扱者試験及び保安講習会実施に伴う広報事務		0.2	○	△		低	低
C	危険物係	厚木市防火安全協会への補助金交付事務						低	低
C	危険物係	厚木市防火安全協会の事業活動に対する補助及び処理事務						低	低
C	危険物係	危険物事故防止対策推進事務		0.2	○	△		低	低
C	危険物係	危険物規制事務調査及び消防年報の統計事務		0.2	○	△		低	低
C	予防査察係	春・秋火災予防運動の実行計画		0.4	○			低	低
C	予防査察係	雑居ビル防火安全対策連絡協議会		0.1	○			低	低
C	予防査察係	防火ポスターの募集		0.3	○			低	低
C	予防査察係	住宅用火災警報器設置推進及び予防啓発広報		0.4	○			低	低
C	予防査察係	あつぎ消防団ふれあい広場に関すること		0.2	○			低	低
C	予防査察係	少年少女消防教育に関すること		0.2	○			低	中
C	予防査察係	防火対象物の査察に関する総括事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.4	○	△		低	低
C	予防査察係	防火対象物実態調査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.4	○	△		低	低
C	予防査察係	防火対象物関係者への自衛消防組織の育成指導		0.2	○	△		中	低
C	予防査察係	新入社員等の防災体験研修会		0.2	○	△		低	低
C	予防査察係	自衛消防隊消火競技会		0.4	○			低	低
C	予防査察係	教育機関における自衛消防隊員研修等の募集		0.1	○	△		低	中
C	予防査察係	防火対象物の調査及び消防年報の統計		0.4	○	△		低	低

消防本部 救急救命課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	救急救命係	救急業務全般事務	事務執行が困難となる。	1	○			中	高
C	救急救命係	自動体外式除細動器設置事業	契約業者と連絡調整が必要	1	○			中	高
C	救急救命係	救急統計等に関する事務	事務執行が困難となる。	1	△	△		中	中
C	救急救命係	応急手当普及啓発活動事業	業務を中断する可能性がある。	1	△	△	△	低	中
C	救急救命係	メディカルコントロール協議会に関する事務	事務執行が困難となる。	1	△	△		中	高
C	救急救命係	派遣型救急ワークステーション事業	事業が困難となる。	1	○			中	高

消防本部 管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	管理係	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	3.5	○	△	△	高	高
A	管理係	災害対応資機材の維持管理		0.5	○	△	△	高	高
B	管理係	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	管理係	証明事務			○			低	低
B	管理係	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	管理係	火災原因調査等			○			低	低
B	管理係	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	管理係	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	管理係	災害対応訓練			○		△	低	低
C	管理係	予防査察事務			○			低	低
C	管理係	警防調査			○			低	低
C	管理係	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	管理係	公印管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	管理係	文書管理、保存事務	文書の消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	管理係	職員の福利厚生			○			低	低
D	管理係	勤務配置事務			○			低	低
D	管理係	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 厚木消防署警備第一課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	28	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	第一・二中隊	公印管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	第一・二中隊	文書管理、保存事務	文書の消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	第一・二中隊	職員の福利厚生			○			低	低
D	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
D	第一・二中隊	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 厚木消防署警備第二課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	28	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	第一・二中隊	公印管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	第一・二中隊	文書管理、保存事務	文書の消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	第一・二中隊	職員の福利厚生			○			低	低
D	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
D	第一・二中隊	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 厚木消防署南毛利分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	21	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二中隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二中隊	訓練全般に関すること			○			低	低



消防本部 厚木消防署相川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	22	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二中隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二中隊	訓練全般に関すること			○			低	低

消防本部 厚木消防署玉川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	12	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二小隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二小隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二小隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二小隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二小隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二小隊	訓練全般に関すること			○			低	低

消防本部 北消防署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	北消防署	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	2	○	△	△	高	高
A	北消防署	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	北消防署	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	北消防署	証明事務			○			低	低
B	北消防署	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	北消防署	火災原因調査等			○			低	低
B	北消防署	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	北消防署	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	北消防署	災害対応訓練			○		△	低	低
C	北消防署	予防査察事務			○			低	低
C	北消防署	警防調査			○			低	低
C	北消防署	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	北消防署	公印管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	北消防署	文書管理、保存事務	文書の消失または、紛失した場合の対応		○			低	低
D	北消防署	職員の福利厚生			○			低	低
D	北消防署	勤務配置事務			○			低	低
D	北消防署	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 北消防署警備第一課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	11	○	△	△	高	高
A	第一中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一中隊	証明事務			○			低	低
B	第一中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一中隊	警防調査			○			低	低
C	第一中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	第一中隊	公印管理業務	公印が消滅または、初大した場合の対応		○			低	低
D	第一中隊	文書管理、保存事務	文書の消滅または、初大した場合の対応		○			低	低
D	第一中隊	職員の福利厚生			○			低	低
D	第一中隊	勤務配置事務			○			低	低
D	第一中隊	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 北消防署警備第二課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	11	○	△	△	高	高
A	第一中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一中隊	証明事務			○			低	低
B	第一中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一中隊	警防調査			○			低	低
C	第一中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
D	第一中隊	公印管理業務	公印が消入または、初入した物の対応		○			低	低
D	第一中隊	文書管理、保存事務	文書の消入または、初入した物の対応		○			低	低
D	第一中隊	職員の福利厚生			○			低	低
D	第一中隊	勤務配置事務			○			低	低
D	第一中隊	屋外の火災予防の指導等			○			低	低

消防本部 北消防署依知分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	22	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二中隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二中隊	訓練全般に関すること			○			低	低

消防本部 北消防署小鮎分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	12	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二小隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二小隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二小隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二小隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二小隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二小隊	訓練全般に関すること			○			低	低

消防本部 北消防署睦合分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	22	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二中隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二中隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二中隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二中隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二中隊	訓練全般に関すること			○			低	低



消防本部 北消防署清川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応	長時間にわたる災害活動への影響	11	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理			○	△	△	高	高
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	火災予防条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	応急手当の普及等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○		△	低	低
C	第一・二小隊	勤務配置事務			○			低	低
C	第一・二小隊	予防査察事務			○			低	低
C	第一・二小隊	警防調査			○			低	低
C	第一・二小隊	災害対応事前計画			○		△	低	低
C	第一・二小隊	気象観測			○			低	低
C	第一・二小隊	訓練全般に関すること			○			低	低

市立病院 経営管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	経営・経理係	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の状況	2	○			中	高
C	経営・経理係	病院事業の経営、調査及び企画に関すること。		0.1	○			低	低
C	経営・経理係	病院事業の予算に関すること。		0.2	○			低	低
C	経営・経理係	病院事業の決算に関すること。		3	○			低	低
C	経営・経理係	病院事業の資金計画に関すること。		1	○			低	低
C	経営・経理係	病院事業債に関すること。		1	○			低	低
C	経営・経理係	病院事業の経理に関すること。		1	○			低	低

市立病院 病院総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	人事・労務係	職員の給料、諸手当に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	2.3	△			高	高
A	人事・労務係	会計年度任用職員の雇用及び給料、手 当に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	1.3	△			高	高
A	人事・労務係	当直医の調整に関する事	医師の参集状況の把握	0.4	△			高	高
A	人事・労務係	外来担当医の調整に関する事	医師の参集状況の把握	0.4	△			高	高
B	人事・労務係	会計年度任用職員の社会保険、所得税 等に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	0.5	△			中	高
B	人事・労務係	職員の被服貸与に関する事	委託事業者の継続性	1.5	○			中	高
B	人事・労務係	職員の健康管理、健康診断に関する事	委託事業者の継続性	0.5	○			低	中
B	人事・労務係	院内保育施設の運営に関する事	委託事業者の継続性	0.1	○			中	中
B	人事・労務係	後期臨床研修制度に関する事		0.1	△			低	低
B	人事・労務係	医療事故防止に関する事		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	予算に関する事	既存病院が営業しているので影響は少な い		○			低	低
C	人事・労務係	組織及び定数管理に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員の人事に関する事		0.3	○			低	高
C	人事・労務係	職員の採用、退職等その他人事事務に 関する事	試験中止の場合の対応策	0.3	○			中	高
C	人事・労務係	病院職員の人事評価制度に関する事		0.2	△			低	低
C	人事・労務係	職員の育児休業、療養休暇及び休職の 内申に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員団体及び職員協議会との調整に関 する事 等		0.2	△			低	低
C	人事・労務係	職員の研修に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	看護職員の深夜タクシーに関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員厚生会関係事務に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	共済組合関係事務に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員公舎の管理、入退去及び公舎使用 料に関する事		0.1	○			低	中
C	人事・労務係	公務災害に関する事	公務災害補償基金、労働基準監督署の 継続性	0.1	○			高	中
C	人事・労務係	情報公開、個人情報保護の調整に関す ること		0.1	○			低	中
C	人事・労務係	条例、規則等の調整に関する事		0.2	○			低	中
C	人事・労務係	看護師等奨学金の貸付に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	看護等実習生に関する事		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	ボランティアに関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	広報、ホームページ、テレビ撮影等に関 する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	治験・受託研究に関する事		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	脳死下臓器提供関係		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	医療訴訟及び医療事故の調整に関す ること		0.1	△			低	中
C	人事・労務係	報償費、食料費に関する事 等		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	賠償責任保険料等に関する事		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	各種申請、届出に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	各種委員会庶務に関する事		0.1	△			低	低

市立病院 施設用度課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	施設・用度係	防火・防災・防犯に関すること		1				高	低
A	施設・用度係	病院の土地、建物及びその附帯設備の維持管理に関すること		1.5	△			高	中
A	施設・用度係	災害医療拠点病院に関すること(DMAT含む)	被災者の受入、DMATの出動	1				高	低
A	施設・用度係	病院事業の資材、物品等の調達、検収及び出納保管等に関すること	燃料等の安定的な供給源の確保	1.4	△	△		高	中
A	施設・用度係	医療ガスに関すること		0.1	△	△		高	中
B	施設・用度係	職員公舎の維持管理、修繕事務		0.3	○	○		中	高
B	施設・用度係	洗濯業務に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	物品管理業務(SPD)委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	滅菌業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	患者給食業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	臨床検査業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	医療機器の賃借・修繕、購入、保守点検に関すること		0.3	○	○		中	高
B	施設・用度係	廃棄物処理に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	院内PHSの管理に関すること	院内の連絡体制の維持	0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	自動車運転業務及び車両管理事務		0.1	○	○		中	低
B	施設・用度係	光熱水費・燃料費・図書費に関すること		0.1	○	○		中	高
C	施設・用度係	院内の環境保持、緑化、掲示物等に関すること		0.1	○	○	○	低	低
C	施設・用度係	遺失物の管理、処理に関すること		0.1	○	○		低	低
C	施設・用度係	省エネルギー(エネルギー監理員)に関すること		0.1	○	○		低	低
C	施設・用度係	印刷製本費・通信運搬費に関すること		0.1	○	○		中	低
C	施設・用度係	患者用テレビ床頭台等に関すること		0.1	○	○		低	高

市立病院 医事課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	医事係	新患登録、初診、再診の到着確認、受診票発行、保険証の確認	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	0.3	△	△		中	高
B	医事係	医事システム(診療報酬、会計管理)・電子カルテシステムの維持管理及び改修	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	2				中	高
B	医事係	医事システム(診療報酬、会計管理)・電子カルテシステムの維持管理及び改修	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	2				中	高
C	医事係	診療報酬算定、レセプト作成、外来・入院会計、請求書発行、診療費徴収、未収金管理	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	2.4				中	高
C	医事係	診療関係証明書・診断書の受付及び発行	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	自賠責保険請求事務(請求書・文書交付)	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	労災・公務災害請求事務(請求書・文書交付)	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	医療事務委託に関する契約、管理、指導	委託業者の参集状況、医事システム等の稼働状況	1.3				低	高
C	医事係	カルテ管理、がん登録、病歴データ登録管理	臨時・非常勤職員の参集状況、病歴システム等の稼働状況	3				低	高

議会事務局 議会総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	議会総務係	個人情報の保護に関する事務		1	○			中	中
A	議会総務係	議員の身分等に関する事務	議員への安否確認手段	1	○			高	高
A	議会総務係	議会の傍聴に関する事務	傍聴者、参加者等の安全確保	1	○			低	中
A	議会総務係	議場及び各室の管理に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	職員の人事、服務、給与等に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	物品の出納保管に関する事務		1	○			中	中
B	議事調査係	会派代表者会議に関する事務		5				中	高
B	議会総務係	議決証明等に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	条例、規則等の制定及び改廃に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	照会事項の回答に関する事務		1	○			低	中
B	議会総務係	その他事務局の庶務に関する事務		1	○			低	中
B	議事調査係	本会議に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	常任委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	議会運営委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	議事日程及び諸般の報告に関する作成事務		1				中	高
B	議事調査係	議案及び会議資料に関する作成事務		1				中	高
B	議事調査係	議決事件の処理に関する事務		1				中	高
B	議事調査係	議会が行う選挙に関する事務		5				低	高
B	議事調査係	請願及び陳情に関する事務		2				低	高
B	議事調査係	条例、規則等の制定及び改廃に関する事務		2	○	○		低	低
B	議事調査係	照会事項の回答に関する事務		1	○	○		低	低
C	議会総務係	公印の管理に関する事務	公印が焼失、紛失した際の対応策	1	○			中	低
C	議会総務係	議会図書室に関する事務	蔵書が焼失、紛失した際の対応策	1	○			低	中
C	議事調査係	全員協議会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議会総務係	文書管理に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	行政文書の公開に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	議会費の予算、決算、経理及び財務に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	議員の報酬等に関する事務	システム障害発生時には被影響度が高い	1	○			中	中
C	議会総務係	議長会に関する事務		1	○	○		中	高
C	議会総務係	儀式、慣例に関する事務	行事主催者の対応が予測不可能	1	○			中	中
C	議会総務係	各種資料の収集、整理及び発行に関する事務		1	○			低	中
C	議事調査係	特別委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議事調査係	議会の在り方検討会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議事調査係	中心市街地活性化検討協議会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	公聴会に関する事務	出席の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	参考人に関する事務	出頭の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	会議録の調製及び保存に関する事務	委託業者の事業再開の可否が予測不可能	3	○	○		低	高
C	議事調査係	法令等の調査研究に関する事務		1	○	○		低	低
C	議事調査係	各種資料の調査事務		1	○	○		低	低
C	議事調査係	議会報の発行に関する事務	委託業者の事業再開の可否が予測不可能	5	○	○		低	高
C	議事調査係	議会報告会に関する事務	集合及び出席の可否が予測不可能	2	○	○		低	高

教育総務部 教育総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	教育総務係	教育委員会会議運営事務	災害時の教育長、教育委員との連絡調整	0.6	○	△		高	高
A	教育企画係	厚木市教育情報システム仮想基盤、専用通信回線等の利用に関する事務	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×		高	高
A	教育企画係	学校ホームページシステム及び保護者向け緊急メールシステムの利用に関する事務	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×		高	高
A	教育企画係	教育情報セキュリティポリシーに関する事務		0.2	△	×		高	高
A	教育企画係	厚木市校務支援システムの運用保守に関する事務	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	0.2	△	×		高	高
A	教育企画係	学校に設置した校務系情報機器の管理に関する事務		0.3	△	×		高	高
A	教育企画係	学校に設置した学習系情報機器の管理に関する事務		0.3	△	×		中	高
B	教育総務係	教育総務部内の調整事務		0.4	△	△		中	低
B	教育総務係	教育総務部における会議調整		0.4	△	△		中	低
B	教育総務係	他機関調整事務		0.2	△	△		中	中
B	教育総務係	教育委員会における法務相談		0.5	△	△		中	低
B	教育企画係	夜間中学に関する事務		0.2	△	△		低	低
B	教育企画係	校長会との調整に関する事務		0.2	△	△		低	低
B	教育企画係	学校プールの在り方に関する事務		0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会の予算に関する調整		0.4	○	○		低	低
C	教育総務係	庁内各会議等に関する事務		0.6	○	○		低	低
C	教育総務係	規則、例規等改正事務		0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	表彰・叙勲等事務		0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会職員定数に係る事務		0.4	△	△		低	低
C	教育総務係	正規職員の人事管理事務	被災時の事務手続	0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	会計年度任用職員の人事管理事務	被災時の事務手続	0.2	△	△		高	高
C	教育総務係	非常勤職員の人事管理事務	被災時の事務手続	0.2	△	△		高	高
C	教育総務係	庁務用職員の管理事務		0.2	△	△		中	中
C	教育総務係	教育委員会印等の管理事務	災害時の公印管理(消失等した場合)	0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会における文書関係事務	被災時の事務手続	0.2	△	△		中	中
C	教育総務係	地方教育費等の調査事務		0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	教育行政相談事務		0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	奨学金支給事務	被災時の事務手続	0.4	△	△		中	中
C	教育総務係	教育総務部の予算調整事務		0.4	△	△		低	低
C	教育総務係	教育総務部の事務調整事務		0.4	△	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会のPRに関する事務		0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	総合教育会議に関する事務		0.2	○	△		低	低
C	教育企画係	教育振興基本計画・点検評価事務		0.2	△	△		低	低
C	教育企画係	学校運営協議会に関する事務		0.2	△	△		低	低
C	教育企画係	通学区域に関する事務		0.2	△	△		低	低
C	教育企画係	小中学校適正規模適正配置に関する事務		0.4	△	△		低	低
C	教育企画係	学校のICT環境整備計画に関する事務		0.2	△	×		低	高
C	教育企画係	デジタル教材等の設置に関する事務		0.2	△	×		低	高
C	教育企画係	情報機器関連の消耗品、ソフトウェア等の購入に関する事務		0.2	△	×		低	中
C	教育企画係	情報機器・LAN配線等の修繕に関する事務		0.2	△	×		低	中

教育総務部 教育施設課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	学校保全係	学校施設の清掃管理に関すること			○	△	×	高	高
A	学校保全係	学校施設の運転保守に関すること			○	△	×	高	高
A	学校保全係	学校施設の点検に関すること			○	△	×	高	高
A	学校保全係	学校施設の修繕に関すること	災害発生時における状況把握、施設の 老朽化に伴う対応策		○	△	×	高	高
A	学校保全係	その他施設に関すること			○	△	×	高	高
A	学校管理係	学校施設の管理に関すること			○	△	×	高	高
A	計画整備係	教育委員会が所管する市有建物の建設及び 改修に係る公共工事の設計及び監督に関する こと	工事中断に伴う安全対策、保安管理	1	○	△	×	高	高
A	計画整備係	教育委員会が所管する市有建物修繕のサ ポートに関すること			○	△	×	高	高
B	計画整備係	市立小・中学校施設整備に関すること			○	×	×	中	高
C	学校保全係	建築計画に関すること(学校施設環境改善交 付金)	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○	×	×	低	低
C	学校保全係	学校施設に係る国庫補助金等の申請に関する こと			○	×	×	高	高
C	学校保全係	各種調査事務			○	△	×	低	低
C	学校管理係	学校の施設台帳の整備に関すること	システムの操作		○	△	×	低	低
C	学校管理係	学校施設に係る財産の取得の申し出及び公 用・廃止に関すること			○	×	×	中	低
C	学校管理係	学校施設管理配当予算の執行管理に関する こと			○	△	×	低	低
C	学校管理係	各種調査事務			○	△	×	低	低
C	計画整備係	学校施設に係る国庫補助金等に関すること			○	×	×	高	高
C	計画整備係	教育委員会が所管する市有建物の建設及び 改修に係る公共工事の予算見積に関するこ と			○	△	×	中	中
C	計画整備係	各種調査事務			○	△	×	低	低

※不定期に発生する業務については、必要人数を記載していません。



教育総務部 学校給食課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	北部学校給食センター係	施設の維持管理	施設の被害状況の把握及び修繕業者の確保	0.5				中	中
B	北部学校給食センター係	副食物の調理に関すること。	食材納入業者の対応の確保	0.1				中	中
B	北部学校給食センター係	食器類等の洗浄に関すること。	施設の被害状況の把握及び修繕業者の確保	0.1				中	中
B	北部学校給食センター係	学校給食の配送準備に関すること。	配送業者の運行の確保	0.3				中	中
B	北部学校給食センター係	食品検査及び衛生管理の徹底に関すること。	施設の被害状況の把握及び修繕業者の確保	0.3				中	中
B	南部学校給食センター係	南部学校給食センター施設の維持管理	施設の被害状況の把握及び修繕業者の確保	0.7				中	中
B	南部学校給食センター係	備品の整備及び維持管理	修繕業者の確保	0.7				中	中
B	南部学校給食センター係	調理及びボイラー運転業務委託に関すること	調理等委託業者の人員確保	0.3				中	中
B	南部学校給食センター係	学校給食の配送業務に関すること	配送委託業者の人員確保	0.2				中	中
B	南部学校給食センター係	調理、ボイラー委託指示に関すること	調理等委託業者の人員確保	0.2				中	中
B	南部学校給食センター係	食品の取扱、調理食品の保管に関すること	食品保管に関する備品等の被害状況の把握	0.2				中	中
B	給食経理係	学校給食費の未納(支払督促、コールセンター等含む。)に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.7				中	高
B	給食経理係	学校給食費に関する学校での業務に関すること。	学校への交通手段	0.1	○			中	低
B	給食経理係	係内庶務に関すること。		0.3	△			中	低
B	給食係	給食調理業務委託	委託業者の人員確保、食材の確保	1	○	○		中	中
B	給食係	学校給食用物資の購入に伴う契約に関すること。(給食中止等による食材調整、業者連絡含む)	納入業者の業務再開の可否が予測不能	0.85				高	高
C	給食経理係	学校給食費の還付・充当に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.2	△			高	高
C	給食経理係	条例、規則、要綱等に関すること。			○			中	低
C	給食係	給食備品・施設維持管理	修繕業者の確保	1	○	○		中	中
C	給食係	保守点検	保守点検業者の確保	1	○	○		中	中
C	給食係	その他学校給食事務	各学校の給食運営状況	1	○	○		中	中
C	給食係	業者登録・指導	食材納入業者の状況確認	0.5	○			低	低
C	給食係	運営・指導	各学校の給食運営状況	0.5	○			中	中
C	学校給食施設整備担当	給食調理施設整備計画		2	○			低	低
D	北部学校給食センター係	施設の維持管理に伴う契約事務に関すること。		0.4				中	中
D	北部学校給食センター係	学校給食の実施計画に関すること。	給食を再開ための学校側の受け入れ態勢	0.7				中	中
D	北部学校給食センター係	学校給食の献立作成事務に関すること。	給食を再開ための学校側の受け入れ態勢	0.3				中	中
D	北部学校給食センター係	物資購入数量表作成事務に関すること。	食材納入業者の状況の確認	0.1				中	中
D	北部学校給食センター係	納入物資の検収に関すること。	食材納入業者の状況の確認	0.1				中	中
D	北部学校給食センター係	嗜好、残食等の調査に関すること。		0.1				中	中
D	南部学校給食センター係	学校給食の実施計画に関すること	給食を再開するための学校側の受け入れ態勢	0.5				中	中
D	南部学校給食センター係	学校給食の献立作成に関すること	給食を再開するための学校側の受け入れ態勢	0.3				中	中
D	南部学校給食センター係	物資購入数量表に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
D	南部学校給食センター係	学校給食用物資の選定に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
D	南部学校給食センター係	納入物資の検収に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
D	南部学校給食センター係	食育指導に関する学校訪問に関すること		0.2				中	中
D	南部学校給食センター係	嗜好、残食等の調査に関すること		0.1				中	中
D	南部学校給食センター係	放射能の検査に関すること		0.3				中	中
D	給食経理係	学校給食費の決定に関わる申込み及び変更の届出に対するシステム登録等に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.8	△			高	高

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
D	給食経理係	学校給食費徴収額の(賦課)決定及び徴収に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保 災害時には、減免希望者が増える可能性 がある。	0.7				高	高
D	給食経理係	口座振替に関すること。	委託先の業務再開の可否が予測不 能	0.2				高	中
D	給食経理係	学校給食費の減免に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5				高	高
D	給食経理係	学校給食費管理等システムに関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.1				中	高
D	給食経理係	係内予算の執行及び決算等に関するこ と。		0.4				中	低
D	給食係	学校給食用物資の購入に伴う支払に関す ること。	納入業者の業務再開の可否が予測 不能	0.4	△			中	高

学校教育部 学務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	学務係	就学相談(児童虐待・DVに係る就学含む)に関する こと(外国籍含む)	窓口業務の感染対応策、関係機関 との調整	1	○			中	低
B	学務係	指定学校変更・区域外就学・就学申立等に関する こと	窓口業務の感染対応策、被災時の 事務手続き	○	○	△		中	低
B	学務係	新入学児童・生徒の就学手続き(就学通知書) に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策、被災時の事務手続き	○	○	△		中	低
B	学務係	居所不明者に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	1	○			高	低
B	学務係	学籍・就学援助システム全体総括及び保守管理 に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策		○			中	高
C	学務係	学校選択制・小規模特認校制度に関する こと。	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策、被災時の事務手続き	○	○	△		中	低
C	学務係	転入通知書の作成及び児童・生徒数の集計に 関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策、被災時の事務手続き	○	○	△		低	低
C	学務係	記載変更通知書に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	学務係	全課程修了者名簿に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○	△		低	低
C	学務係	学校基本調査及び進路希望調査・進路状況調 査に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	学務係	あゆみ、通信票及び卒業証書に関する こと		○	○	△		低	中
C	学務係	出席簿及び指導要録に関する こと		○	○	△		低	中
C	学務係	新入学児童・生徒の就学予定者名簿に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○	△		中	高
C	学務係	学籍システム改修等に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策		○			低	高
C	学務係	要保護児童及び生徒援助費補助金に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	学務係	被災児童生徒援助費補助金に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	学務係	小学校及び中学校特別支援教育就学奨励費 補助金に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	学務係	生活保護世帯の把握及び学校への周知に 関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○	△		中	低
C	学務係	就学援助システムリース料支払いに関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策		○			中	低
C	学務係	就学援助システム改修等に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策		○			低	高
C	保健安全係	通学路整備要望事務に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○			低	低
C	保健安全係	通学路注意喚起看板に関する こと		○	○	○	○	低	低
C	保健安全係	不審者情報に関する こと		○	○	△	○	中	低
C	保健安全係	防犯ブザー・熊よけベルの配付及び携 帯促進に関すること		○	○	△		低	低
C	保健安全係	セーフティバスの貸与・管理に 関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○	△		低	低
C	学務係	黄色いワッペン贈呈事業に 関すること			○			低	低
C	学務係	係内庶務に関する こと		1	○	△		低	低
C	保健安全係	小・中学校環境衛生	各学校運営状況の把握	1	○			高	高
C	保健安全係	学校医等関係	各学校運営状況の把握	1	○			中	中
C	保健安全係	保健備品関係	各学校運営状況の把握	1	○			中	中
C	保健安全係	その他学校保健事務	各学校運営状況の把握	1	○			中	中
C	保健安全係	定期健康診断	各学校運営状況の把握	1	○			低	高
C	保健安全係	各種検診	各学校運営状況の把握	1	○			低	高
C	保健安全係	就学時健康診断	各学校運営状況の把握	2	○			低	高
C	保健安全係	日本スポーツ振興センター共済に 関すること	各学校運営状況の把握	1	○			高	高
C	保健安全係	学校管理配当予算の執行管理に 関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	1	○	△		中	高
C	学務係	寄附採納に関する手続きに 関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策		○	△		低	低
C	保健安全係	学校教材配当予算の執行管理に 関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	1	○	△		中	中
C	保健安全係	学校教材及び教具備品の購入に 関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	1	○	△		中	中
C	学務係	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費に 関すること(小・中学校)	窓口業務の感染、公文書が紛失、 焼失した場合の対応策、被災時の 事務手続き	1	○	△		中	高
C	学務係	小学校及び中学校特別支援教育就学奨励事 業費に関すること	窓口業務の感染、公文書が紛失、 焼失した場合の対応策、被災時の 事務手続き	1	○	△		中	高
C	学務係	教科用図書無償給与に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	1	○	△		中	低
C	学務係	教師用教科書・指導書に関する こと	公文書が紛失、焼失した場合の対 応策	○	○	△		中	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	学務係	準教科書に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	○	○	△		低	低
C	保健安全係	通学路及び通学路図に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			中	低
C	保健安全係	学童通学誘導員に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○			中	中
—	学務係	(部内の施策等の政策調整に関すること。)	—					—	—
—	学務係	(部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。)	—					—	—
—	学務係	(部内会議に関すること。)	—					—	—
—	学務係	(関係機関との総合調整に関すること。)	—					—	—

学校教育部 教育指導課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	教育指導係	問題行動等に係る指導・対応	被災時の学校対応	1				高	高
B	教育指導係	学校事故に係る指導・対応	被災時の学校対応	1		△		高	高
B	教育指導係	安全指導、防災教育	被災時の学校対応	1	○			中	中
B	教育指導係	不登校関係、関連業務	被災時の学校対応			△		高	高
B	教育指導係	出席簿、指導要録、通知表に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		△	△		低	低
B	教育指導係	就学指導事業に関すること	被災時の教育活動の維持		△	△		低	低
B	教育指導係	英語教育推進事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.5	○			中	中
B	教育指導係	グローバル教育交流事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.5	○			中	中
B	教育指導係	外国籍児童・生徒等支援事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.5	○			中	中
B	教育振興係	教育支援委員会の開催に伴う支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	特別支援教育介助員の報酬支給事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(特別支援教育指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(学校安全推進指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(学校支援プロジェクト指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	英語教育推進事業に伴う支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	高
B	教育振興係	教育活動参加者傷害保険料の手続事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	高
B	教育振興係	校外学習児童送迎に関わる支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	高
B	教育振興係	リソースルーム支援員の謝礼支払い事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	日本語指導協力者・日本語指導教室支援員の謝礼 支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	小中一貫教育推進事業に伴う報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	各種推進部会に伴う謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	学校司書の報酬支給事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	七沢自然ふれあいセンター活動事業(児童・生徒の送迎業務委託)支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	高
B	教育振興係	おもしろ理科教室に関する謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	高
B	教育振興係	部活動指導協力者謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
B	教育振興係	部活動指導員の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	関東・全国大会等派遣費補助金(各種大会補助金)支払事務	被災時の事務手続き	0.2	○			高	低
C	教育指導係	市研究指定校に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	小規模特認校研究指定に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	学校評価に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	教員の多忙化に向けた取組に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	小中一貫教育研究推進事業に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	学力向上プロジェクトに関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	教科書採択に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		○			低	低
C	教育指導係	教科等の指導助言	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	各種研究推進部会に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	特別支援教育推進事業に関すること	被災時の学校対応		△			低	低
C	教育指導係	インクルーシブ教育推進に関すること	被災時の学校対応		△			低	低
C	教育指導係	学校支援プロジェクト推進事業に関すること	被災時の学校対応		△	△		低	低
C	教育指導係	いじめ防止基本方針に関すること	被災時の学校対応		○			中	中
C	教育指導係	生徒指導関係諸調査に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		○			低	低
C	教育指導係	学校・警察連携制度に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		△			低	低
C	教育指導係	情報公開、個人情報開示に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		△	△		低	低
C	教育指導係	幼児教育との連携に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	学校事故報告書の処理に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		△			低	低
C	教育指導係	厚木市SEL教育基金事業に関すること	被災時の教育活動の維持		○			低	低
C	教育指導係	元気アップスクール推進事業に関すること	被災時の教育活動の維持		○			低	低
C	教育指導係	教育活動充実交付金に関すること	被災時の教育活動の維持		○			低	低
C	教育指導係	カーボンニュートラル教育推進事業に関すること	被災時の教育活動の維持		○			低	低
C	教育指導係	部活動指導協力者配置事業に関すること	被災時の教育活動の維持		○		○	低	低
C	教育指導係	部活動指導員配置事業に関すること	被災時の教育活動の維持		○		○	低	低
C	教育指導係	体験入学に関すること	被災時の学校対応		○			低	低
C	教育指導係	総合計画等に関すること	公文書の紛失等に対する対応策		○			低	低
C	教育指導係	他機関調整事務	被災時の連絡体制の確立	1	○			低	低
C	教育指導係	中文連・中体連に関すること	被災時の学校対応		○	△		低	低
C	教育指導係	文化庁に係る事業に関すること	被災時の学校対応		○	△		低	低
C	教育指導係	大学・企業との連携に関すること	被災時の学校対応		○	△	△	低	低
C	教育指導係	インターナショナルセーフスクールに関すること	被災時の学校対応		○	△		低	低
C	教育振興係	こどもアート展事業に関わる事務	被災時の事務手続き	0.2	○	△		低	低
C	教育振興係	元気アップスクール展に関すること	被災時の事務手続き	0.2	○			低	低
C	教育振興係	和田傳文学基金事業(和田傳文学賞審査会・授賞式等)に関する事務	被災時の事務手続き	0.5	○	△		低	低
C	教育振興係	和田傳文学基金事業(和田傳文学基金)に関する事務	被災時の事務手続き	0.5	○			低	低
C	教育振興係	厚木こども科学賞に関する事務	被災時の事務手続き	0.2	○	△		低	低
C	教育振興係	児童・生徒の表彰に関する事務(表彰式なし)	被災時の事務手続き	0.2	○			低	低
C	教育振興係	厚木市SEL教育基金に関する事務	被災時の事務手続き	0.5	○			低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	教育振興係	元気アップスクール推進事業交付金支払事務 (小・中学校)	被災時の事務手続き	1	○			低	低
C	教育振興係	教育活動充実交付金支払事務	被災時の事務手続き	0.5	○			低	低
C	教育振興係	部活動等振興交付金支払事務	被災時の事務手続き	0.5	○			低	低
C	教育振興係	厚木市立中学校進路指導活動交付金支払事務	被災時の事務手続き	0.5	○			低	低
C	教育振興係	課内庶務に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	1	○			低	低
C	教育振興係	車両の管理	災害時の車両管理	0.5	○			低	低
C	教育振興係	他機関調整事務	公文書の紛失等に対する対応策	1.1	○			低	低

学校教育部 教職員課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	教職員係	学級編制事務	公文書の紛失等に対する対応策		○	○		中	低
C	教職員係	教職員の人事に係る内申に関する事務	被災時の事務手続き		○	○		中	低
C	教職員係	教職員定数配当に関する事務	被災時の事務手続き		○	○		中	低
C	教職員係	教職員のサービスに関する事務	被災時の事務手続き		○	○		低	低
C	教職員係	教職員の公務災害補償の申請に関する事務	公文書の紛失等に対する対応策		○	○		低	低
C	教職員係	教職員の職員団体に関する事務	被災時の事務手続き		○	○		低	低
C	教職員係	教職員の福利厚生に関する事務	被災時の事務手続き		○	○		低	低

学校教育部 教育研究所

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	教育研修係	傷害保険関連事務						中	高
C	教育研究係	教育調査研究部会 研究員選出関連事務						低	低
C	教育研究係 教育研修係	教育調査研究部会 部会運営						低	低
C	教育研究係	教育調査研究部会 研究員報酬事務						低	低
C	教育研究係	小学校社会科副読本・地形図の編集・刊行						中	中
C	教育研究係	中学校社会科副読本・地形図の編集・刊行						中	中
C	教育研究係	研究紀要の編集・発行						低	中
C	教育研究係	教育実践記録集の編集・発行						低	中
C	教育研究係	教育奨励賞 贈呈式						低	低
C	教育研究係	教育研究所要覧の作成						低	低
C	教育研究係 教育研修係	研究所連盟加盟機関等との情報交換						低	低
C	教育研究係 教育研修係	教育研究所情報紙『すくらむ』の発行						低	低
C	教育研究係 教育研修係	全庁系 教育研究所HPによる情報提供						低	低
C	教育研究係 教育研修係	教育系 C4th書庫 教育研究所フォルダ管理						低	低
C	教育研究係	所蔵資料等の管理						低	低
C	教育研修係	研修講座全体案内作成						低	低
C	教育研修係	講師交渉(依頼・礼状・謝金等)事務						低	低
C	教育研修係	研修講座等参加者データベースの管理						低	低
C	教育研修係	研修講座等参加者名簿の原簿作成						低	低
C	教育研修係	研修講座等 会場申請						低	低
C	教育研究係 教育研修係	各種アンケート集計						低	低
C	教育研修係	初任者研修事務						中	低
C	教育研究係 教育研修係	経験者研修(1・2・5・中堅・15・25年)事務						中	低
C	教育研修係	初任者研修会の実施						中	低
C	教育研修係	拠点校指導教員連絡会議の実施						低	低
C	教育研究係 教育研修係	初任者研修 訪問指導						低	低
C	教育研究係 教育研修係	中堅経験者研修 訪問指導						低	低
C	教育研究係 教育研修係	先生のための寺子屋講座(希望制)の実施						低	高
C	教育研究係 教育研修係	教育研究発表会(事前打合・リハ)の実施						低	低
C	教育研究係 教育研修係	教育講演会の実施						低	高
C	教育研究係 教育研修係	神奈川県教育研究所連盟研究発表大会参加						低	低
C	教育研究係 教育研修係	教育図書・雑誌・資料等の収集・整理・管理						低	低
C	教育研修係	研修関連図書・消耗品の発注						低	低
C	教育研究係 教育研修係	授業力向上のための教育相談						低	低
C	教育研究係 教育研修係	研修講座アフターサポート						低	低
C	教育研究係	GIGAステップアップ支援員の派遣						低	低
D	教育研究係	全国学力・学習状況調査 実施事務						中	高
D	教育研究係	全国学力・学習状況調査 結果分析						低	高



学校教育部 青少年教育相談センター

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	青少年教育相談センター	相談活動に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握。 文書が焼失、紛失した際の対応策。	1	△			中	低
B	青少年教育相談センター	相談ケース等の業務調整に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.2	△			中	低
B	青少年教育相談センター	相談活動関係機関との連絡調整に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.2	△			中	低
B	青少年教育相談センター	小学校スクールカウンセラー派遣に関すること	各学校の運営状況、所員の出勤状況と健康状態の把握。	1	△			中	低
B	青少年教育相談センター	教育ネットワークコーディネーターに関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握。 文書が焼失、紛失した際の対応策。	1	△			中	低
B	青少年教育相談センター	不登校児童・生徒の支援に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.5	△			中	低
B	青少年教育相談センター	青少年のための環境浄化活動及び街頭指導に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握。 文書が焼失、紛失した際の対応策。	2	△	△	△	中	高
C	青少年教育相談センター	相談受理・打ち切りの集計に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	低
C	青少年教育相談センター	センター会議に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.2	△			低	低
C	青少年教育相談センター	教育相談員等の研修に関すること(月例)	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.2	△			中	中
C	青少年教育相談センター	なかま教室に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握	4	△	△		中	低
C	青少年教育相談センター	なかまルームに関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握	2	△	△		中	低
C	青少年教育相談センター	家庭訪問相談に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握	1	△			中	低
C	青少年教育相談センター	長期欠席児童生徒報告書に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	0.5	△			低	低
C	青少年教育相談センター	青少年の非行防止に関すること。	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△	△		中	中
C	青少年教育相談センター	学校及び関係機関との連絡会に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			低	低
C	青少年教育相談センター	青少年教育相談センター運営協議会に関すること	委員本人が被災・感染した場合の対応策	0.2	○			低	低

社会教育部 社会教育課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	社会教育係	係総括事務			△			中	低
B	社会教育係	公民館維持管理に関する事 こと。	災害時の建物の破損状態の確 認方法、ライフラインの復旧		△			高	高
B	社会教育係	公民館及び地区市民センター担 当課との連絡調整に関する事 こと。			△			低	低
B	社会教育係	部内の施策等の政策調整に関 する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	社会教育集会所の管理運営に 関する事こと。	災害時の建物の破損状態の確 認方法、ライフラインの復旧		△			高	高
C	社会教育係	地域子ども教室推進事業に関 する事こと。	団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	社会教育主事講習派遣・任命 に関する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	共催・後援に関する事こと。			△			中	低
C	社会教育係	その他社会教育の企画及び調 整に関する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	課内庶務に関する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	社会教育指導員に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	家庭教育学級開設に関する事 こと。	団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	家庭教育講演会に関する事 こと。	団体への連絡調整		△			中	低
C	社会教育係	「早寝早起き朝ごはん」推 進に関する事こと。	団体への連絡調整		△			低	低
C	社会教育係	その他家庭教育の支援に関 する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	社会教育委員会議に関する 事こと。	社会教育委員への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	PTA支援に関する事こと。	団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	ユネスコに関する事こと。	団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	その他社会教育関係団体の指 導及び育成に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	教育委員会の人権教育に関 する事こと。			△			中	低
C	社会教育係	同和教育基本方針の見直しに 関する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	その他人権教育に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館活動に関する事こと。	各団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	学級・講座に関する事こと。	各団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	公民館事業交付金に関する 事こと。	各団体への連絡調整		△			中	高
C	社会教育係	公民館移設新築に関する事 こと。	業務を中断する可能性がある	0.5	△			高	高
C	社会教育係	公民館長会議及び館長の任命 ・退職等に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館副館長会議に関する 事こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館(係長)連絡会に関 する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	社会教育主事会議に関する 事こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館主事会議に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館との連絡調整に関 する事こと。(会議含む)			△			低	低
C	社会教育係	目的外使用承認及び使用料 徴収、その他契約に 関する事こと。			△			中	低
C	社会教育係	県及び県公連との連絡調整 に関する事こと。			△			中	高
C	社会教育係	その他公民館に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	公民館職員・臨時職員の服 務・研修等に関する 事こと。			△			低	低
C	社会教育係	部内の予算執行及び事務事 業の調整に関する 事こと。			△			低	低
C	社会教育係	部内の庶務及び人事に関 する事こと。			△			低	低
C	社会教育係	部内会議に関する事 こと。			△			低	低
C	社会教育係	関係機関との総合調整に 関する事こと。			△			中	低

社会教育課 公民館

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	愛甲公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	依知南公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	依知北公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	荻野公民館・ 上荻野分館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	玉川公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	厚木南公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	厚木北公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	小鮎公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	森の里公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	相川公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	南毛利公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	睦合西公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	睦合南公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	睦合北公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
A	緑ヶ丘公民館	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握		○	△	△	高	高
C	愛甲公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	愛甲公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	依知南公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	依知北公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	荻野公民館・ 上荻野分館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	玉川公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	厚木南公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木南公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	厚木北公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	小鮎公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	森の里公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	相川公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	相川公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	南毛利公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合西公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	地域子ども教室に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	公民館だより発行に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合南公民館	公民館の利用承認に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	公民館運営委員会に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	文化振興事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	学級・講座に関する事			○	△	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	睦合北公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	睦合北公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	公民館運営委員会に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	文化振興事業に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	公民館まつりに関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	学級・講座に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	地域子ども教室に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	公民館だより発行に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	公民館の利用承認に関すること			○	△	△	低	低
C	緑ヶ丘公民館	公民館の庶務に関すること			○	△	△	低	低

社会教育部 スポーツ推進課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	スポーツ推進係	スポーツ推進計画の進行管理に関する事務						低	低
C	スポーツ推進係	各種スポーツ・レクリエーション大会の実施	事前申込者へのキャンセル対応					低	高
C	スポーツ推進係	各種表彰に関する事務						低	低
C	スポーツ推進係	全国大会等出場奨励金事業に関する事務						低	低
C	スポーツ推進係	(スポーツ指導者の育成に関すること。)						低	中
C	スポーツ推進係	ニュースポーツの紹介						低	高
C	スポーツ推進係	レクリエーション団体補助金交付に関する事務						低	低
C	スポーツ推進係	スポーツ推進委員及び協議会等に関する事務						低	中
C	スポーツ推進係	スポーツ関係団体補助金交付に関する事務						低	低
C	スポーツ推進係	競技団体選手強化事業に関すること						低	低
C	スポーツ推進係	体育協会に関する事務	早急な交付が必要か否か					低	低
C	スポーツ施設管理係	(スポーツ施設の整備計画の策定に関すること。)						低	低
C	スポーツ施設管理係	(学校体育施設の開放に関すること。)			○	○		低	高
C	スポーツ施設管理係	指定管理者管理施設の管理運営	・東町スポーツセンターは、帰宅困難者用一時滞在施設に指定されている。 ・南毛利スポーツセンターは、災害救援ボランティア支援センターに指定されている。	0.4	○	○		中	高
C	スポーツ施設管理係	指定管理者管理施設以外の管理運営		1.6	○	○		低	高
C	スポーツ施設管理係	体育施設長寿命化修繕に関する事務						低	高

社会教育課 文化財保護課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	文化財保護係	国・県・市指定文化財管理事務	各文化財の状況確認や文化財管理者との調整が必要	2	△	△		高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財関係窓口事務	開発事業に関わるので窓口継続の必要性あり	1				高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財発掘届出・通知事務	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1				高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財試掘調査・立会	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1		△		高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財本発掘調査	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1		△		高	高
B	文化財保護係	文化財収蔵関係施設管理事務	収蔵資料の状況確認が必要	0.5	○			中	低
B	文化財保護係	遺跡・史跡公園管理事務	各公園の状況確認や事業執行の延期が必要となる	0.5	○			中	中
B	あつぎ郷土博物館	古民家岸邸の管理運営に関すること	施設の破損等で開館できなくなる。破損規模に応じた復旧計画を立てる必要がある。	0.5	△	△	△	高	高
B	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の維持管理に関すること(各種契約等)	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.5	△	△	△	中	中
C	文化財保護係	文化財保護審議会運営事務	重要案件の審議について遅延による弊害	0.2				中	低
C	文化財保護係	文化財一般公開・文化財めぐり事務	関係者への事業中止等の連絡、応募者からの苦情処理	0.5	△		△	中	中
C	文化財保護係	国・県・市文化財補助金事務	文化財管理者との調整が必要	0.2	△			中	低
C	文化財保護係	市指定文化財等指定事務	文化財保護審議会の審議を要するため遅延については調整が必要	0.2				中	低
C	文化財保護係	埋蔵文化財調査出土遺物整理事務	事業執行の延期	1				中	低
C	文化財保護係	郷土芸能関係事務	事業執行の延期	1	△			中	高
C	文化財保護係	文化財調査報告書の発行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	0.5				中	高
C	文化財保護係	文化財調査事務	専門家・専門職員の代替えが不可能	0.2				中	低
C	文化財保護係	資料展示に関する調査・研究事務	事業執行の延期	0.2				中	低
C	文化財保護係	市史の刊行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	1				中	高
C	文化財保護係	市史編さん関係刊行物の発行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	0.2				中	高
C	文化財保護係	市史編さん委員会運営事務	重要案件の遅延については調整が必要	0.2				中	低
C	文化財保護係	市史編集専門委員会運営事務	重要案件の遅延については調整が必要	0.2				中	低
C	文化財保護係	市史歴史講演会事務	関係者への事業中止等の連絡、応募者からの苦情処理	0.5	△		△	中	中
C	文化財保護係	市史資料の調査・収集・整理・保管事務	専門家・専門職員の代替えが不可能	1				高	高
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館運営協議会に関すること	重要案件の審議について遅延による弊害	0.2				中	低
C	あつぎ郷土博物館	特別展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある。借用資料の保管方法や修理、借入者への連絡など扱いをどうするか	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系収蔵資料展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系収蔵資料展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	博物館展示(お宝展等)に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある。借用資料の保管方法や修理、借入者への連絡など扱いをどうするか	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系資料の収集、保管、展示等に関すること(基礎資料含む)	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系資料の収集、保管、展示等に関すること(基礎資料含む)	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	高
C	あつぎ郷土博物館	ホール展示・ミニ展示等に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	レファレンスに関すること	来館者又は電話での対応ができなくなる	0.2				高	中
C	あつぎ郷土博物館	収蔵資料のくん蒸業務に関すること	施行の日程に影響がある。業務中の場合、危険物対応	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系講演会、講座等の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系講演会、講座等の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	古文書講座の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	人文科学分野の調査及び収蔵資料の管理に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学分野の調査及び収蔵資料の管理に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高
C	あつぎ郷土博物館	古文書資料の管理について	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	あつぎ郷土博物館	岸邸、古民家関連事業に関する事	施設の破損等で開館できなくなる。破損規模に応じた復旧計画を立てる必要がある。	0.2	△			高	中
C	あつぎ郷土博物館	博物館実習に関する事	日程の変更又は中止の可能性がある	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	公民館・学校事業等との提携に関する事	日程の変更又は中止の可能性がある	0.2	△			高	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の展示室の維持管理に関する事	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.2	△	△	△	中	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の安全確保等に関する事	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	資料等の貸出業務等に関する事	施設が閉館し貸出不能となる	0.2	△			高	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館ニュースの刊行に関する事	発行日の遅延が生じる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	年報に関する事	発行日の遅延が生じる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	ホームページに関する事(古民家岸邸等含む)	停電により閲覧できなくなる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	体験学習室の整理、公開及び館内掲示物等に関する事	体験学習室の修繕が発生したり、整理に時間がかかる	0.2	△			低	中
C	あつぎ郷土博物館	図書の整理、公開及びリスト作り等に関する事	資料作成に遅延、又は再作成が必要になる	0.2	△	△	△	低	中
C	あつぎ郷土博物館	刊行物の管理に関する事	書棚の修繕が発生したり、書庫内の整理に時間がかかる	0.2	△	△	△	低	中



社会教育課 中央図書館

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	図書館係	図書館資料の選定整備業務	委託業者・関連民間業者の状況把握が必要	2				高	高
B	図書館係	図書館資料の保管整備業務	施設損壊・浸水・火災の危険がある場合の貴重資料の避難		△	△		高	高
B	図書館係	車の整備に関すること。						中	低
B	図書館係	図書館情報システム・共通認証に関すること。	委託業者の状況把握が必要	1				高	高
B	図書館係	防災・危機管理・防犯に関すること。	担当課との確認	0.5				高	低
B	図書館係	施設管理に関すること。	担当課との確認及び委託業者の業況確認	0.5				高	低
B	図書館係	課内庶務に関すること。			△			中	低
B	図書館係	その他(予算管理等)			○			中	低
C	図書館係	データ作成及び装備等に関すること	委託業者の状況把握が必要		△			高	高
C	図書館係	館内閲覧及び館外貸し出しに関すること	委託業者の状況把握が必要		△	△		高	高
C	図書館係	レファレンス(調査・相談)に関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		高	高
C	図書館係	障がい者サービスに関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	高
C	図書館係	団体貸出に関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	高
C	図書館係	督促事務	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	高
C	図書館係	相互貸借事務	県内公共図書館及び配送業者の状況確認が必要		△	△		高	高
C	図書館係	ブックスタート業務	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。		△	△	△	中	高
C	図書館係	第3次厚木市読書活動推進に関すること。(行事・ボランティアも)	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。					低	中
C	図書館係	出前おはなし会・出前講座等に関すること。	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。			△	△	中	低
C	図書館係	図書館協議会に関すること。	協議会委員の状況確認が必要					低	中
C	図書館係	市内大学図書館、小・中学校等との連携に関する こと。			△			中	高
C	図書館係	県図書館協会・県中央図書館協議会等に関する こと。	県内公共図書館の状況確認		△			中	高
C	図書館係	移動図書館の巡回に関すること。	臨時職員の業務継続可否確認					中	低
C	図書館係	公民館図書室の開室に関すること。	公民館図書室嘱託員の業務継続 可否確認		△	△		中	中
C	図書館係	予約搬送サービス・搬送業務委託に関すること。	委託業者の状況確認が必要		△			中	中
C	図書館係	開館及び運営に関すること。			△			高	低
C	図書館係	図書館運営の企画及び調査研究に関すること。						中	低

選挙管理委員会事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	選挙係	(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)に規定する国民投票に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	6				高	高
A	選挙係	(選挙の執行に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	6				高	高
A	選挙係	(直接請求に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	6				高	高
A	選挙係	(住民投票に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	6				高	高
B	選挙係	(公印の管理に関すること。)	公印が使用できない場合の対応	1	○			低	低
B	選挙係	(会議に関すること。)	重要案件の会議が開催できない場合の対応	2	○	△		高	高
B	選挙係	(公告式に関すること。)	被害状況によって公告できない場合の対応	2	○			高	中
B	選挙係	(文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	1	○	△		低	低
B	選挙係	(予算の経理及び物品の出納保管に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	2	○			低	低
B	選挙係	(裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	1				中	高
B	選挙係	(諸証明に関すること。)	電子機器が使用できない場合の対応策	0.1				高	低
B	選挙係	(選挙人名簿に関すること。)	災害時の管理方法	1	○	△		高	高
B	選挙係	(不在者投票に関すること。)		2	△	△		高	低
B	選挙係	(選挙争訟に関すること。)		1				高	低
B	選挙係	(選挙の啓発に関すること。)		1	○	○	○	低	中
B	選挙係	(その他法令による選挙事務一般に関すること)		1	○	○		中	低
C	選挙係	(人事に関すること。)		2	○			低	低
C	選挙係	(規程等の制定及び改廃に関すること。)		2	○			低	低
C	選挙係	(選挙に関する記録の作成及び統計に関すること。)		1	○	○		低	高
C	選挙係	(投票区及び開票区の設定改廃に関すること。)		1	○			低	低

監査事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	監査係	公印の管理事務	公印の消失又は紛失した場合の対応	1	○			低	低
C	監査係	職員の任免、服務その他人事に関する事務	監査委員と連絡不通となった場合の対応	1	○			低	低
C	監査係	文書類の收受及び発送並びに整理及び保存に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	規程等の制定及び改廃に関する事務	緊急性がある制定及び改廃の場合のみ必要な事務	1	○			低	低
C	監査係	予算の経理及び物品の出納保管に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	監査計画及び監査資料の収集に関する事務	・監査委員と連絡不通となった場合の対応	1	○			中	高
C	監査係	定期監査事務	・自治法上、年1回以上実施されなければならないとされていることから、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	3	○			中	高
C	監査係	出納検査事務	・自治法上、毎月実施されなければならないとされているため、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	2	○			中	高
C	監査係	決算審査事務	・自治法上、監査委員が審査し、意見を付さなければならないとされているため、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	4	○			中	高
C	監査係	監査、検査等の報告及び公表に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	行政文書の公開に関する事務	市政情報が焼失、毀損した際の対応策	1	○			中	中
C	監査係	個人情報の保護に関する事務	保有個人情報焼失、毀損した際の対応策	1	○			中	中
C	監査係	その他法令による監査等に関する事務	・住民監査請求は、自治法上監査結果を60日以内に通知する必要があるため、継続させるための対応 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・請求者との連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否 ・工事監査は、委託業務により実施しているため、委託業者の継続の可否	2	○			中	高

農業委員会事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	農地管理係	農業委員会庶務(公印の管理に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(会議に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(公告式に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(職員の任免、服務その他人事に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(議事録の調製に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(規則等の制定及び改廃に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(予算の経理及び物品の出納保管に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(委員会の所管に属する事項の統計調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等対価及び国有農地等貸付料の徴収に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(自作農財産に係る事務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農業及び農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、又は諮問に応じて答申すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	3	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(全国農業会議所及び県農業会議に対する協力に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(登記事務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業者年金業務(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)の規定により委任を受けた業務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属する農地等の違反転用の防止及び是正等の利用関係の調整に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地の買収及び売渡しに関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(国有農地及び開拓財産の維持管理に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等所管換に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(小作地及び小作料調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(土地所有調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等の諸証明に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農地相談に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業経営基盤強化促進法関係業務(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農業委員地区担当制の推進に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(法人化その他農業経営の合理化に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農業及び農民に関する情報提供)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	2	○	○	△	低	低